



第2次浅口市総合計画

岡山県浅口市



はじめに

平成 18 年 3 月 21 日の合併以来、浅口市は地域の融和と均衡ある発展を目指し、市民の皆様とともにまちづくりに取り組んでまいりました。この間、国内においては、人口減少時代への突入、大規模な自然災害の発生、情報通信技術の発達など、社会の情勢は大きく変化しました。

浅口市においても人口が減少しており、それに伴う様々な課題が顕在化しています。また、価値観やニーズの多様化により行政だけでは解決できない課題も増えています。

こうした中であっても、私たちは今を生きる者の責務として、英知を結集して協力し合い、困難を乗り越え、次の世代に胸を張ってバトンタッチできる浅口市を創造していかなければなりません。

本市を構成する金光、鴨方、寄島の 3 つの地域には、それぞれに先人たちが築いてきた歴史と、育んできた文化があり、個性あふれる地域資源が数多くあります。また、この地は地勢や気候、交通利便性にも恵まれており、今後の発展への大きな潜在力を有しています。

そうした浅口市の魅力を活かし、10 年先、20 年先を見据えたまちづくりを行うため、この度、その「羅針盤」となる第 2 次総合計画を策定いたしました。

この計画は、まちづくりの主役である市民の皆様との協働なくしては実現しません。市民の皆様がこのまちに誇りを持ち、住んでよかったと思えるまちを目指して、市民の皆様とともに、この計画を着実に実行していきます。引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画策定にあたり、市民アンケートや中学生アンケート、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、様々な観点から熱心にご審議くださいました総合計画審議会委員の皆様並びに関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成 29 年 3 月

浅口市長 栗山 康彦

■ 浅口市章



(平成 18 年制定)

■ 浅口市民憲章

いのち輝く、心豊かな生活に努めます

文化と歴史、自然を大切に守ります

平和を愛し、国際理解を深めます

(平成 28 年制定)

■ 浅口市の木・魚・星



市の木「桜」



市の魚「かき」



市の星「シリウス」

(平成 28 年制定)

目 次

第1部 総論	1
第1章 はじめに	2
1 計画策定の目的	2
2 計画の構成	2
3 計画の期間	3
第2章 浅口市の地域特性	4
1 位置的・自然的特性	4
2 歴史的・文化的特性	5
3 社会的・経済的特性	5
4 市民の声の把握	12
第3章 これからのまちづくりにおける課題	18
1 主要な課題	19
2 課題解決に向けて重要な視点	21
第2部 基本構想	23
第1章 まちづくりの理念と将来像	24
1 まちづくりの理念	24
2 将来像	24
第2章 将来フレーム	25
1 将来人口	25
2 都市構造及び土地利用構想	26
第3章 施策の大綱	30
1 施策の体系	30
2 政策の考え方	31
第3部 基本計画	35
第1章 地域資源の活用と新たなビジネスの展開による産業力の強化	36
1-1 多彩な地域資源を活かした農林漁業の振興	36
1-2 工業団地を中心にした工業振興と地場産業の育成	38
1-3 楽しさとにぎわいを創出する商業の振興	40
1-4 6次産業化や起業支援などによる新たな活力の創出	42
第2章 新たな観光展開と移住・定住の促進	44
2-1 資源を磨き個性を輝かせる観光の振興	44
2-2 移住・定住対策の促進	46

第3章 だれもが健やかに暮らし支え合う地域づくり	48
3-1 みんなの健康づくりのための保健・医療体制の充実	48
3-2 市民相互に支え合う地域福祉の充実	50
3-3 安心して産み育てることができる子育て支援の充実	52
3-4 生きがいを持って暮らせる高齢者福祉の充実	54
3-5 互いに理解しともに生きる障がい者福祉の充実	56
第4章 夢を育む教育と地域文化の振興	58
4-1 幼児教育・学校教育の充実	58
4-2 豊かな人生を育む生涯学習の充実	60
4-3 スポーツ活動の振興	62
4-4 歴史文化の保全活用と芸術文化の振興	64
4-5 グローバルな感性を育む国際交流の促進	66
第5章 自然と共生した安心・安全なまちづくりの推進	68
5-1 豊かな自然環境の保全と環境教育の推進	68
5-2 資源・エネルギーの循環型社会の形成	70
5-3 安全を確保する防災体制の整備	72
5-4 治山・治水などの防災対策の推進	75
5-5 生活安全対策の推進	76
第6章 快適で利便性の高い都市・生活空間の整備	78
6-1 計画的な土地利用の推進	78
6-2 都市的土地利用を促す市街地の整備	79
6-3 広域・地域間交流を担う道路網の整備	80
6-4 市民生活の利便性向上のための公共交通体系の充実	82
6-5 ゆとりある住環境の整備	84
6-6 都市・生活基盤としての上・下水道の整備	86
第7章 住民自治と協働の推進	88
7-1 協働のまちづくりのための市民参画の推進	88
7-2 だれもが活躍できる社会の実現	90
第8章 効果的・戦略的な行財政の運営	92
8-1 開かれた役所と効率的な行政機構の推進	92
8-2 戦略的で健全な財政運営	94
資料編	97



第1部 総論

第1章 はじめに

1 計画策定の目的

平成 18 年（2006 年）3 月 21 日に浅口郡金光町・鴨方町・寄島町の 3 町が合併し、浅口市が誕生してから 10 年が経過する中で、平成 18 年度に策定した第 1 次浅口市総合計画の計画期間も平成 28 年度（2016 年度）で満了となります。

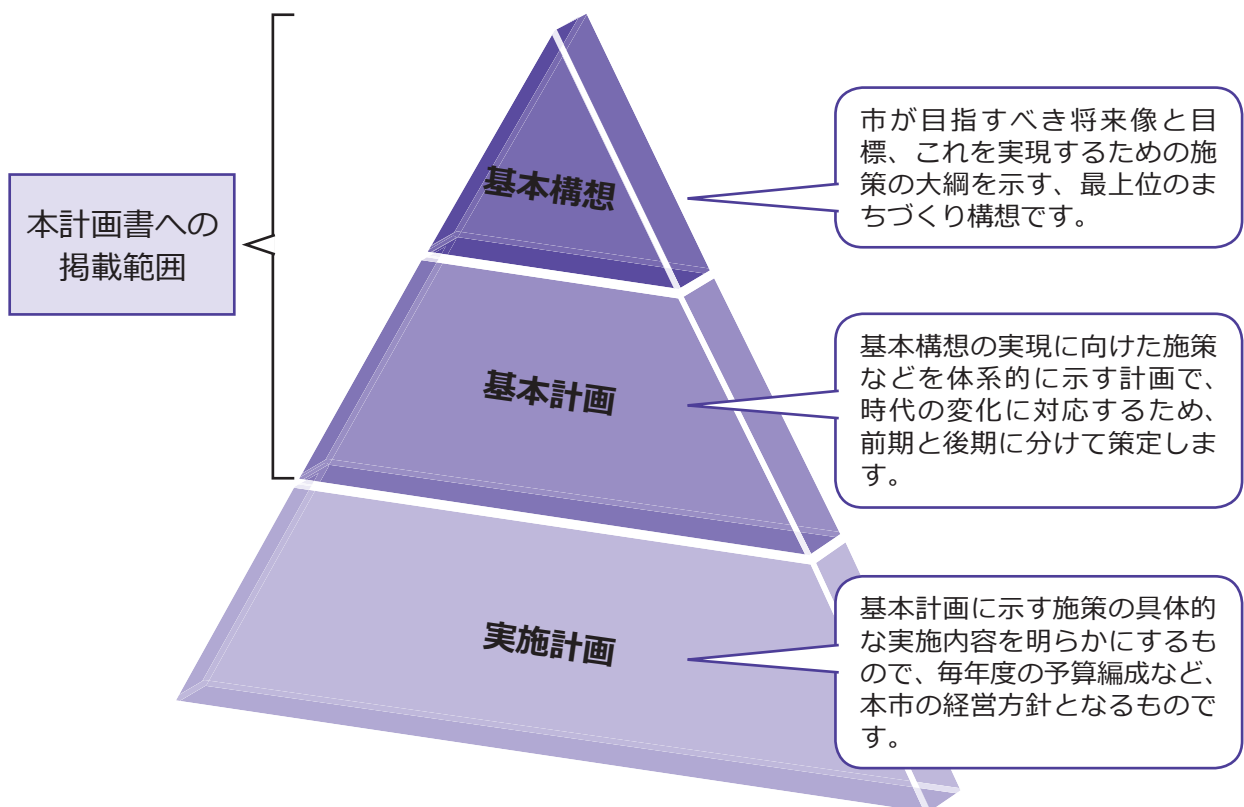
これまでの 10 年間は、旧 3 町の様々な資質を一体化するとともに新しい都市像を提示する、浅口市としての未来を切り開いていくための準備期間であったといえます。

この間、国内においては平成 20 年をピークとした人口減少時代への突入、防災に対する意識を変えざるを得ないほどの大規模な自然災害の発生、情報通信技術やツールの高度化など、社会情勢は大きく変動しています。

こうした状況も踏まえつつ、20 年・30 年後の未来を見据え、これからの 10 年を浅口市のさらなる進歩の 10 年とするための方策を明確にし、計画的、持続的な行政経営を推進するための指針として、第 2 次浅口市総合計画を策定します。

2 計画の構成

本計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。



3 計画の期間

(1) 基本構想

基本構想の計画期間は平成 29 年度（2017 年度）から平成 38 年度（2026 年度）までの 10 年間とします。

(2) 基本計画

前期基本計画の計画期間は平成 29 年度（2017 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの 5 年間とし、後期基本計画は平成 34 年度（2022 年度）から平成 38 年度（2026 年度）までの 5 年間とします。

(3) 実施計画

実施計画の計画期間は 3 年間とし、毎年度の進捗評価・検証を行いながら見直しをするローリング方式により、事業の進行管理を行います。

平成（年度）	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
西暦（年度）	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026



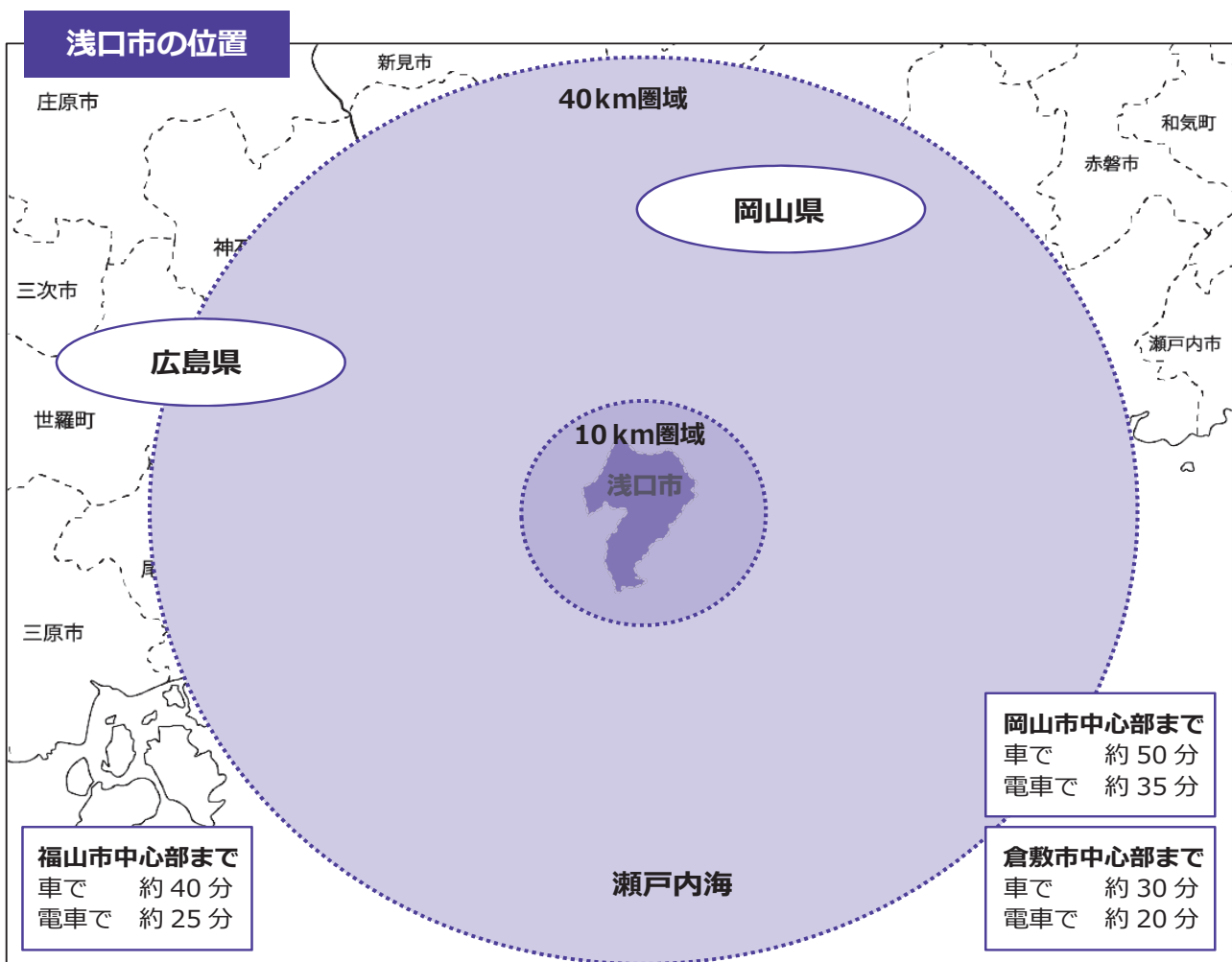
第2章 浅口市の地域特性

1 位置的・自然的特性

浅口市は、瀬戸内海に面した岡山県の西南部に位置し、総面積は66.46km²と県内で最もコンパクトな市です。また、10km圏域には中核市の倉敷市が、30～40km圏域には政令指定都市である岡山市や中核市の福山市が位置しています。

市中央部を山陽自動車道や国道2号、J R山陽本線、山陽新幹線などの基幹的な交通軸が通っています。

地勢は北の遙照山系から南の瀬戸内海まで多様であり、気候は瀬戸内特有の温暖小雨で、過ごしやすく、自然条件に恵まれた地域です。



2 歴史的・文化的特性

平安時代の勅撰史書である「続日本紀」に記されている歴史ある地名「浅口（あさくち）」を継承している浅口市には、先人が築き上げてきた歴史と文化が息づいています。

古代の神功皇后や安倍晴明伝説が残されているほか、中世の鴨山城跡や市街地部に残る江戸時代や近代の町並みなどの歴史的建造物といった、地域の歴史と文化を伝える多くの文化遺産が残されています。

また、遙照山系から流れる清流と温暖少雨の気候風土は良質な小麦栽培及び製麺業に適しており、日本一の生産量を誇る手延べうどんなどに代表される当地の手延べ麺の歴史は、江戸時代から続いています。

さらに、晴天率が高く大気が安定していることから、昭和35年（1960年）に東京大学東京天文台岡山天体物理観測所（現国立天文台）が設置されており、平成29年（2017年）中には東アジア最大口径を誇る京都大学の光学赤外線望遠鏡が観測開始予定となっています。

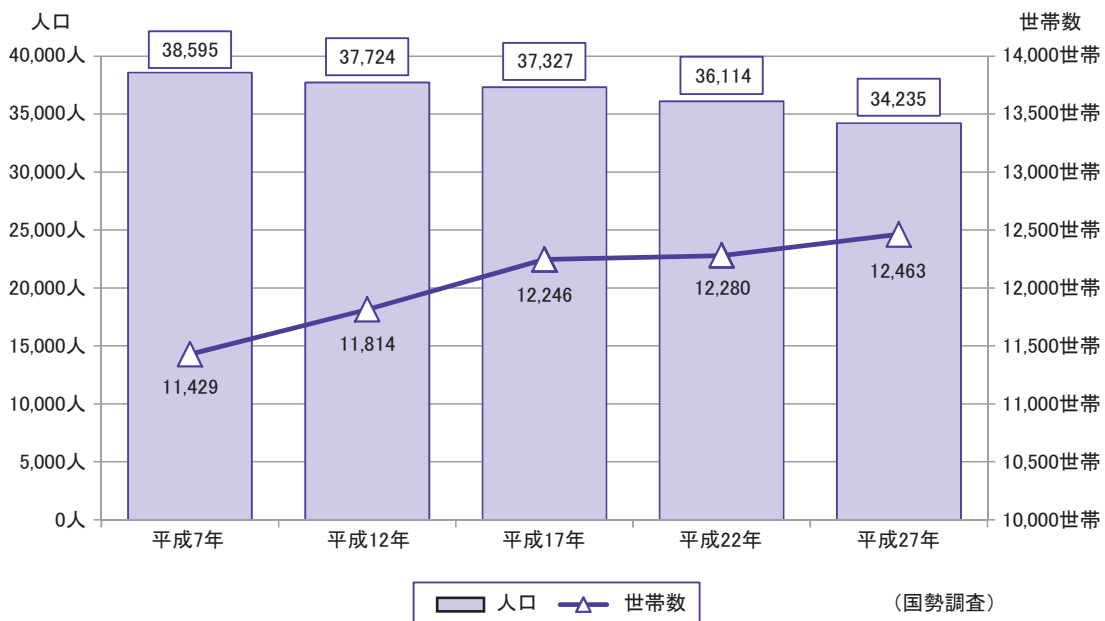
このように、浅口市の歴史・文化は、過去に想いを馳せてその当時を懐かしむというだけでなく、現代の潮流を取り込みながら現在進行形でつくり出されており、新しい未来の訪れを予感させるものとなっています。

3 社会的・経済的特性

（1）人口・世帯

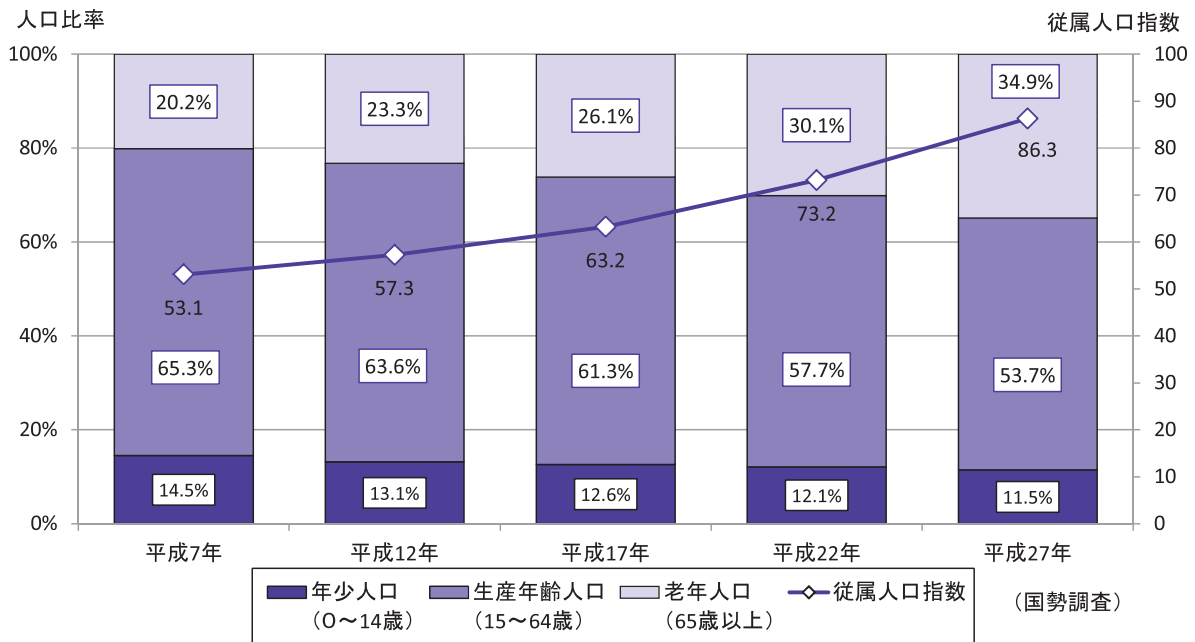
浅口市の人口は平成7年（1995年）以降一貫して減少しており、平成27年（2015年）には34,235人と20年間で4,300人程度減少しています。一方で、世帯数については平成7年（1995年）以降一貫して増加しており、平成27年（2015年）には12,463世帯と、20年間で1,000世帯程度増加しています。

人口・世帯数の推移



年齢3区分別人口の構成比の推移をみると、年少人口（0～14歳）は一貫して減少しており、平成7年（1995年）の14.5%から平成27年（2015年）には11.5%と20年間で3.0ポイントの減少となっています。一方で、老年人口（65歳以上）は一貫して増加しており、平成7年（1995年）の20.2%から平成27年（2015年）には34.9%と、20年間で14.7ポイントの増加となっていることから、少子高齢化が進行していることがわかります。また、従属人口指数*についても、平成7年（1995年）以降一貫して増加しており、平成27年（2015年）には86.3となっています。

年齢3区分別人口構成比の推移



人口・世帯数の状況

(単位：人、世帯)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	増減率			
						H7⇒H12	H12⇒H17	H17⇒H22	H22⇒H27
人口総数	38,595	37,724	37,327	36,114	34,235	△2.3%	△1.1%	△3.2%	△5.2%
年少人口 (0～14歳)	5,604 (14.5%)	4,959 (13.1%)	4,700 (12.6%)	4,370 (12.1%)	3,915 (11.5%)	△11.5%	△5.2%	△7.0%	△10.4%
生産年齢人口 (15～64歳)	25,208 (65.3%)	23,988 (63.6%)	22,854 (61.3%)	20,845 (57.7%)	18,346 (53.7%)	△4.8%	△4.7%	△8.8%	△12.0%
老年人口 (65歳以上)	7,783 (20.2%)	8,777 (23.3%)	9,753 (26.1%)	10,882 (30.1%)	11,914 (34.9%)	12.8%	11.1%	11.6%	9.5%
世帯数	11,429	11,814	12,246	12,280	12,463	3.4%	3.7%	0.3%	1.5%
一世帯当たり人員	3.38	3.19	3.05	2.94	2.75	—	—	—	—

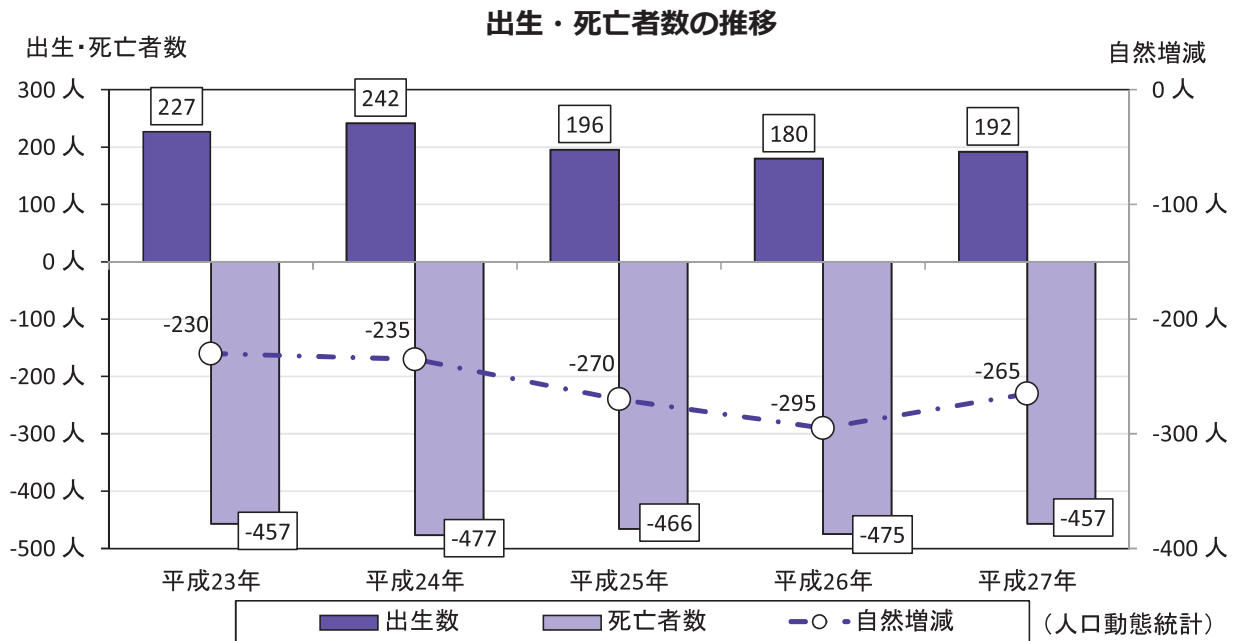
(国勢調査)

※平成17・22・27年の人口総数は年齢不詳人口が含まれています

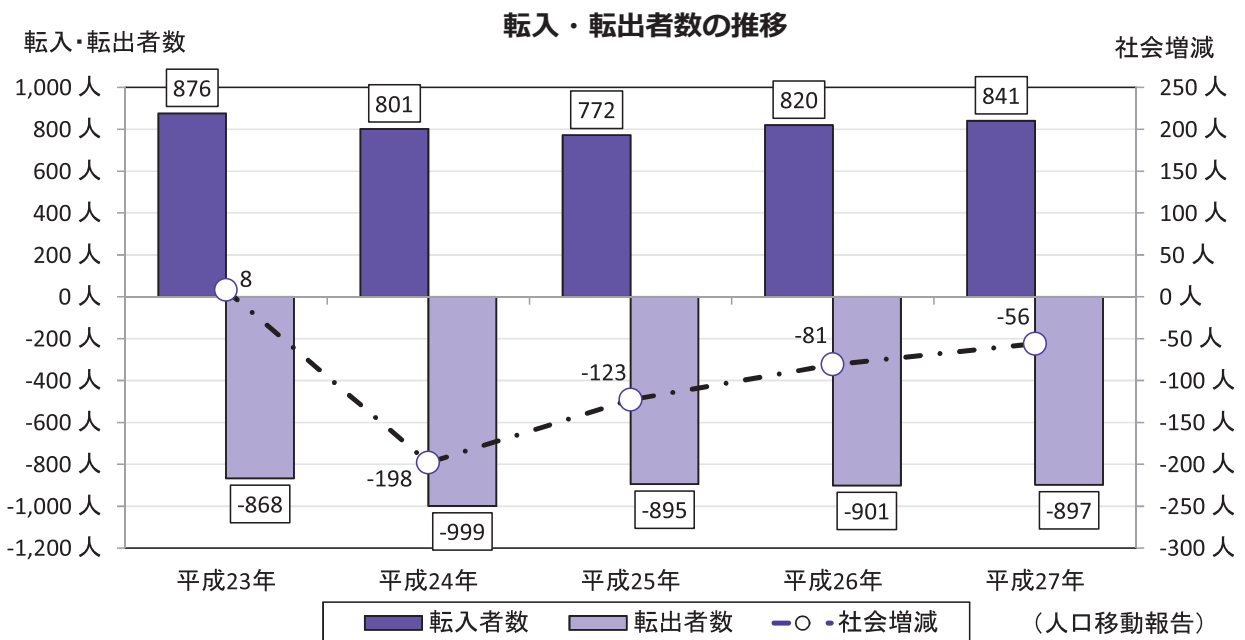
*従属人口指数とは、生産年齢人口（15～64歳）に対する年少人口（0～14歳）、老年人口（65歳以上）の合計の比率で、働き手である生産年齢人口100人が年少人口と老年人口を何人支えているかを示すもの

(2) 人口動態

出生・死亡者数の推移については、過去5年間は死亡者数が出生数を上回っており、平成23年（2011年）から平成26年（2014年）まで、自然減が加速しています。平成27年（2015年）は出生数の増加などにより平成26年（2014年）と比較してやや回復しているものの、マイナス265人の自然減となっています。

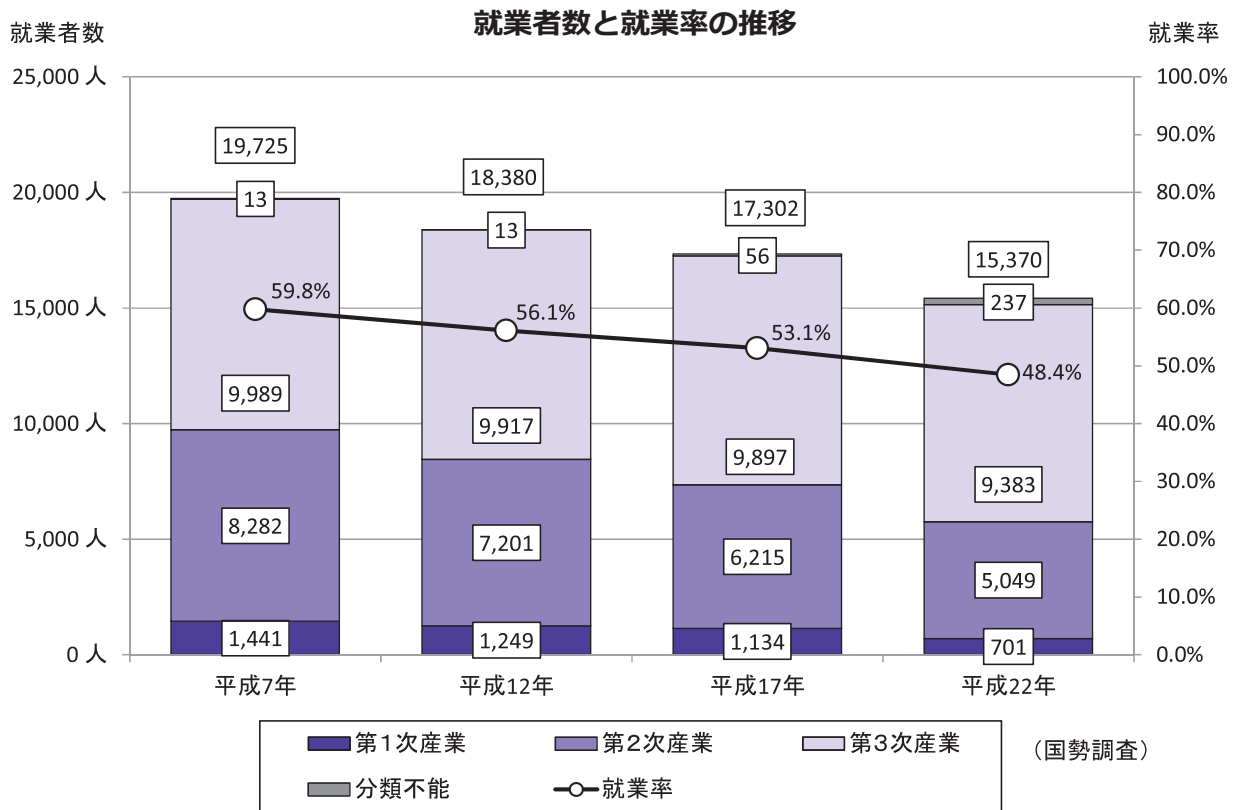


転入・転出者数の推移については、平成24年（2012年）以降、転入者数を転出者数が上回っていますが、平成24年（2012年）のマイナス198人から平成27年（2015年）にはマイナス56人の社会減にまで回復しています。



(3) 産業

就業者数の推移をみると、平成7年(1995年)の19,725人から、平成22年(2010年)には15,370人と、15年間で22.1%の減少となっています。産業分類ごとの内訳をみると、第1次産業、第2次産業、第3次産業がそれぞれ一貫して減少しており、特に第1次産業については平成7年(1995年)の1,441人から平成22年(2010年)には701人と15年間で51.4%の減少となっています。また、第2次産業についても、平成7年(1995年)の8,282人から平成22年には5,049人と15年間で39.0%の減少となっています。



就業者数と構成比

(単位:人)

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成7年→平成22年の 変化率
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
総就業者数	19,725	100.0%	18,380	100.0%	17,302	100.0%	15,370	100.0%	-22.1%
第1次産業	1,441	7.3%	1,249	6.8%	1,134	6.6%	701	4.6%	-51.4%
第2次産業	8,282	42.0%	7,201	39.2%	6,215	35.9%	5,049	32.8%	-39.0%
第3次産業	9,989	50.6%	9,917	54.0%	9,897	57.2%	9,383	61.0%	-6.1%
分類不能	13	0.1%	13	0.1%	56	0.3%	237	1.5%	1723.1%
15歳以上人口	32,991		32,765		32,607		31,727		-3.8%
就業率	59.8%		56.1%		53.1%		48.4%		—

(国勢調査)

※構成比は少数第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります
 ※就業率は15歳以上人口に占める就業者の割合

(4) 通勤・通学

平成22年(2010年)の市内常住の15歳以上の就業者・通学者16,845人についてみると、市内に通勤・通学している人は6,948人(41.2%)で、半数以上が市外へ通勤・通学しており、特に倉敷市が4,247人と全体の25.2%を占めています。

一方で、浅口市へ通勤・通学している他市町村常住の就業者・通学者5,906人についても、倉敷市から浅口市が2,452人と、最も多くなっています。

常住地及び従業通学地別の就業者・通学者の状況

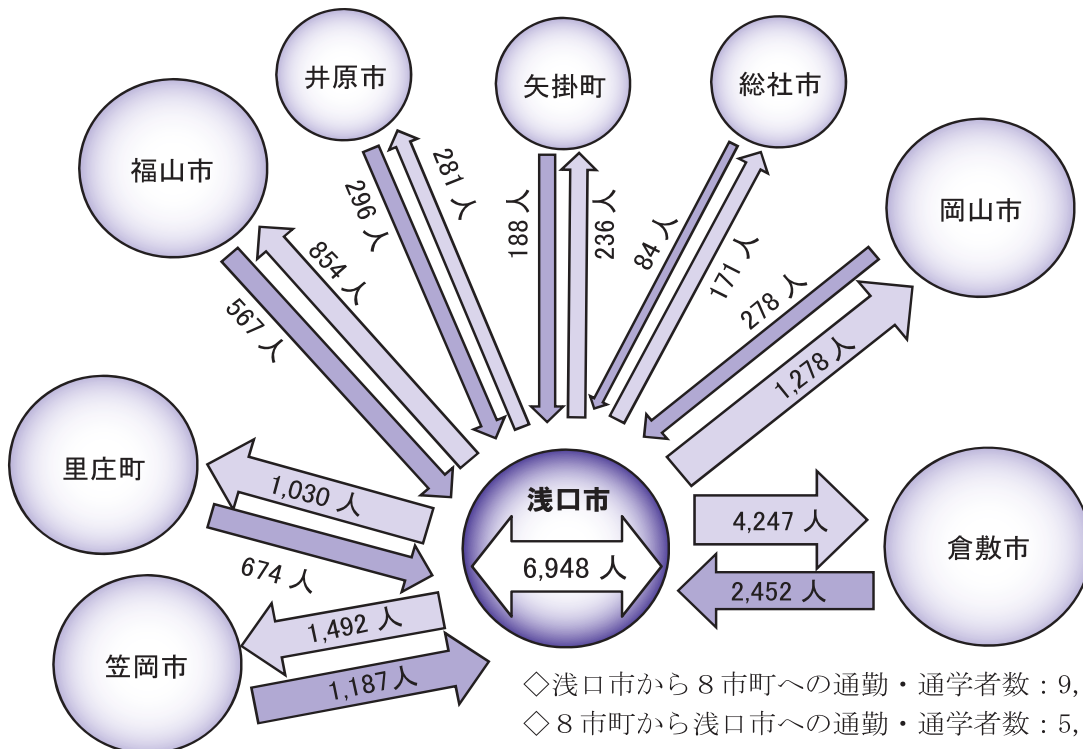
(単位:人)

	人口	常住就業者・通学者数※1 (従業通学地不詳を含まない)	従業通学地※2(浅口市からの通勤・通学者が多い8市町を抽出)									
			県内								県外	
			岡山市	倉敷市	笠岡市	井原市	総社市	浅口市	里庄町	矢掛町	福山市	
常住地 県内	岡山市	709,584	360,027	313,407 (87.1%)	17,958 (5.0%)	256 (0.1%)	110 (0.0%)	3,226 (0.9%)	278 (0.1%)	61 (0.0%)	89 (0.0%)	645 (0.2%)
	倉敷市	475,513	234,782	27,633 (11.8%)	187,872 (80.0%)	1,001 (0.4%)	527 (0.2%)	5,153 (2.2%)	2,452 (1.0%)	680 (0.3%)	825 (0.4%)	1,218 (0.5%)
	笠岡市	54,225	24,889	974 (3.9%)	1,484 (6.0%)	13,109 (52.7%)	1,254 (5.0%)	71 (0.3%)	1,187 (4.8%)	1,110 (4.5%)	450 (1.8%)	4,863 (19.5%)
	井原市	43,927	21,355	337 (1.6%)	585 (2.7%)	1,422 (6.7%)	14,214 (66.6%)	149 (0.7%)	296 (1.4%)	166 (0.8%)	826 (3.9%)	2,921 (13.7%)
	総社市	66,201	34,130	5,755 (16.9%)	7,041 (20.6%)	77 (0.2%)	122 (0.4%)	18,672 (54.7%)	84 (0.2%)	27 (0.1%)	200 (0.6%)	80 (0.2%)
	浅口市	36,114	16,845	1,278 (7.6%)	4,247 (25.2%)	1,492 (8.9%)	281 (1.7%)	171 (1.0%)	6,948 (41.2%)	1,030 (6.1%)	236 (1.4%)	854 (5.1%)
	里庄町	10,916	5,311	347 (6.5%)	693 (13.0%)	1,125 (21.2%)	143 (2.7%)	29 (0.5%)	674 (12.7%)	1,617 (30.4%)	66 (1.2%)	526 (9.9%)
	矢掛町	15,092	7,397	408 (5.5%)	1,132 (15.3%)	463 (6.3%)	723 (9.8%)	249 (3.4%)	188 (2.5%)	99 (1.3%)	3,793 (51.3%)	221 (3.0%)
県外	福山市	461,357	218,928	1,410 (0.6%)	1,243 (0.6%)	3,156 (1.4%)	1,957 (0.9%)	66 (0.0%)	567 (0.3%)	286 (0.1%)	103 (0.0%)	192,845 (88.1%)

(国勢調査(平成22年))

※1:当該地域の居住者における就業者・通学者の数

※2:通勤・通学先の自治体

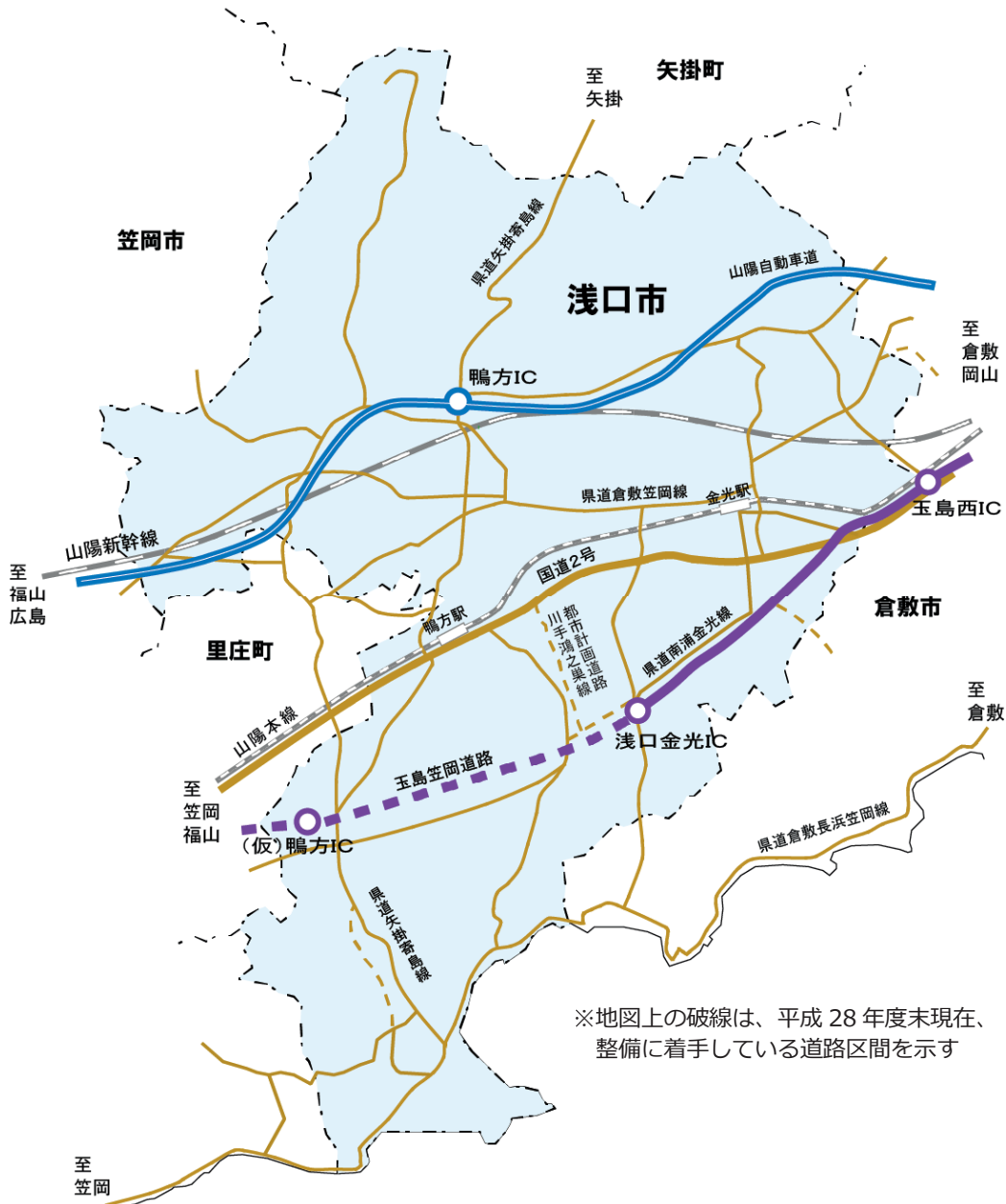


(5) 道路・交通体系

浅口市の中心部には、広域交通を担う幹線道路である山陽自動車道と国道2号が通っており、山陽自動車道の鴨方IC（インターチェンジ）は市街地からほど近い場所にあります。現在整備が進められている国道2号玉島笠岡道路は、すでに玉島西IC～浅口金光IC間で供用を開始しており、浅口金光IC～笠岡東IC間についても開通に向けた工事が進められています。

その他の幹線道路として、東西には市中央部を県道倉敷笠岡線が、沿岸部には県道倉敷長浜笠岡線が横断し、南北には矢掛町から沿岸部まで県道矢掛寄島線が縦断しています。また、国道2号玉島笠岡道路の連絡道として、県道南浦金光線が整備され、さらに都市計画道路川手鴻之巣線こうのすの一部区間での整備も進められています。

こうした道路網に加え、JR山陽本線が中心部を東西に走り、金光駅・鴨方駅の2つの鉄道駅を有し、交通利便性の高いまちとなっています。さらに、市内の各拠点や集落間を無料市営バス「浅口ふれあい号」が運行しています。



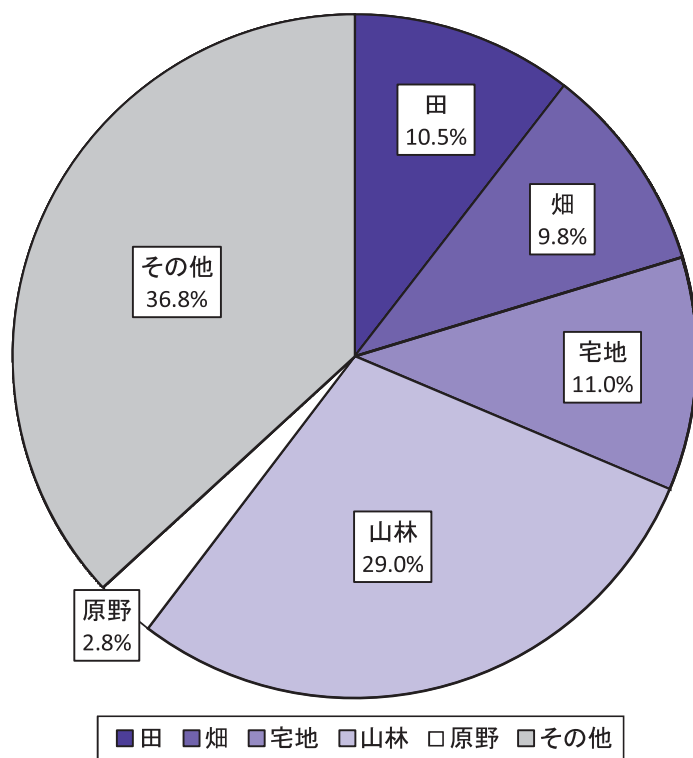
※地図上の破線は、平成28年度末現在、整備に着手している道路区間を示す

(6) 土地利用

浅口市の平成27年(2015年)の土地利用の状況を見ると、「田」「畑」「宅地」がそれぞれ10%程度となっている一方で、「山林」が29.0%を占めており、遙照山系をはじめとする、自然環境に恵まれた緑豊かな地域特性を表しています。

平成22年(2010年)から平成27年(2015年)の土地利用状況に大きな変化はみられませんが、田・畑が減り、宅地や山林が増えていることがわかります。

浅口市の土地利用の状況



(土地に関する概要調書)

	田		畑		宅地		山林		原野		その他		合計
	H22	H27	H22	H27	H22	H27	H22	H27	H22	H27	H22	H27	
面積 (ha)	723	696	666	654	732	734	1,906	1,926	196	189	2,423	2,447	6,646
構成比	10.9%	10.5%	10.0%	9.8%	11.0%	11.0%	28.7%	29.0%	2.9%	2.8%	36.5%	36.8%	100.0%
変化率 (H22⇒H27)	-3.7%		-1.8%		0.3%		1.0%		-3.6%		1.0%		-

(土地に関する概要調書(平成23・28年度))

※その他(雑種地、公衆用道路、河川、池沼、鉄軌道など)

4 市民の声の把握

第2次浅口市総合計画の策定に当たり、市民の声を幅広く計画に反映させるため、各種アンケート調査及び市民が参加するワークショップ*を実施しました。

(1) 市民アンケート調査

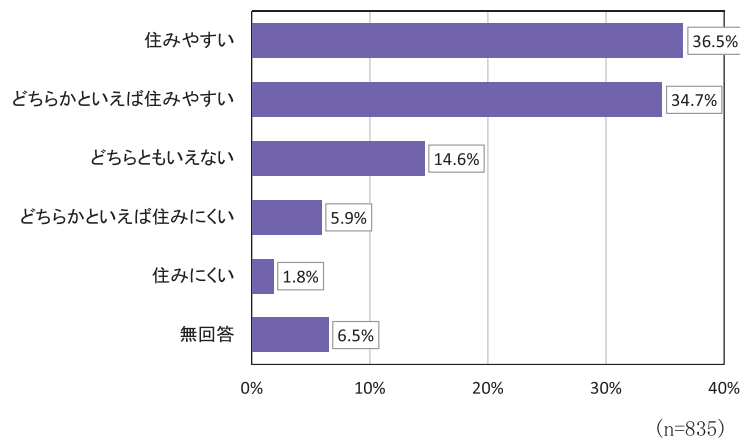
<実施概要>

- 調査対象：18歳以上の市民から2,000名を無作為抽出
- 実施時期：平成27年（2015年）7月
- 回収数：835票（内有効回答数835票）

<結果概要>

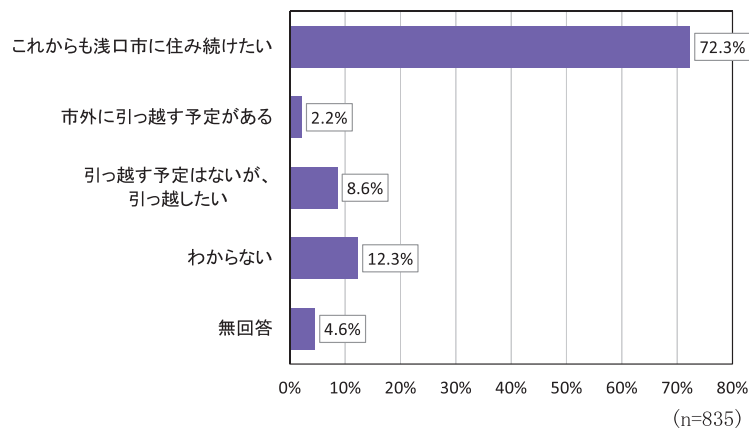
■ 浅口市は住みやすいか

「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせると71.2%、「どちらかといえば住みにくい」と「住みにくい」を合わせると7.7%となっています。



■ 浅口市に暮らし続けたいか

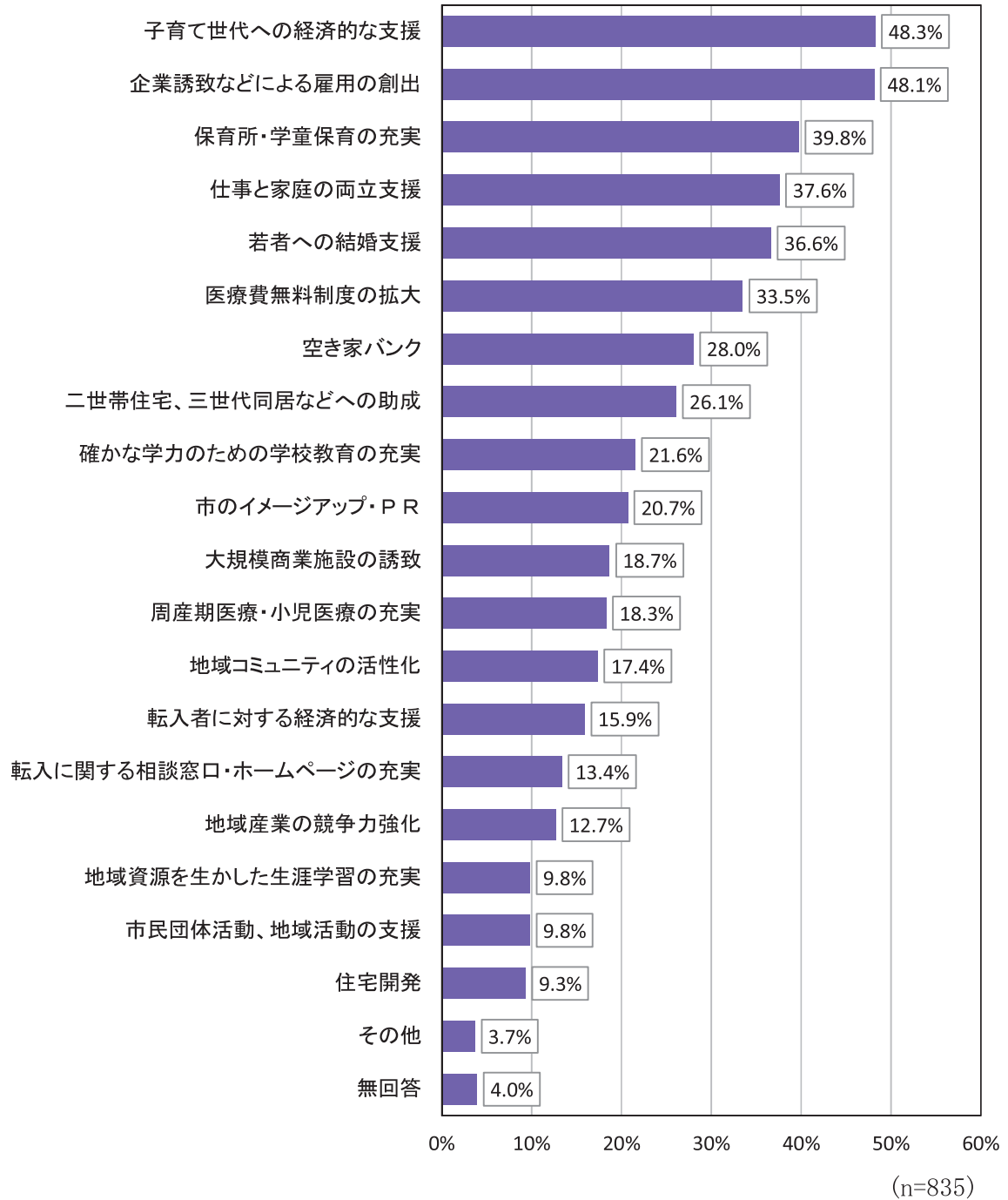
「これからも浅口市に住み続けたい」が72.3%と最も多くなっています。なお、年齢区分別にみると、20～29歳では「わからない」が最も多くなっています。



*ワークショップとは、「仕事場」「工房」「作業場」など、共同で何かをつくる場所のこと。最近では問題解決やトレーニングの手法、学びと創造の手法として用いられている

■市の人口減少対策として重要だと思う取り組み

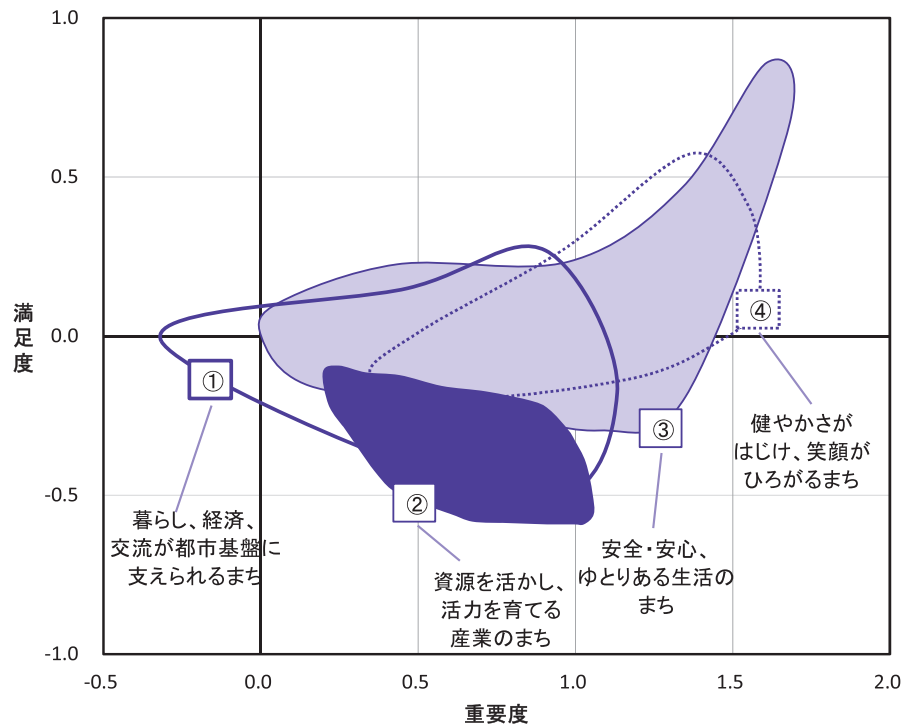
「子育て世代への経済的な支援」が48.3%で最も多く、次いで「企業誘致などによる雇用の創出」48.1%、「保育所・学童保育の充実」39.8%の順となっています。なお、年齢区分別にみると、20～49歳では「子育て世代への経済的な支援」が、50歳以上では「企業誘致などによる雇用の創出」が最も多くなっています。



■ 第1次浅口市総合計画の施策評価

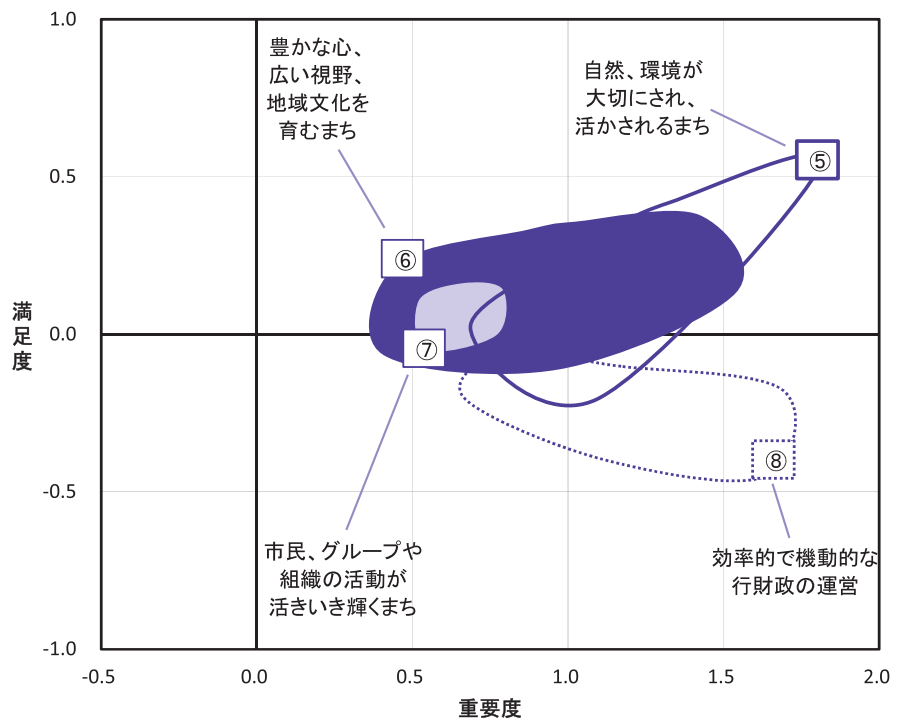
浅口市総合計画（後期基本計画）で掲げた各施策に対する重要度・満足度の評価について、8つの分野ごとにみると、最も“重要度が高く満足度が低い”施策分野は「⑧効率的で機動的な行財政の運営」となっています。

また、「②資源を活かし、活力を育てる産業のまち」「③安全・安心、ゆとりある生活のまち」「④健やかさがはじけ、笑顔がひろがるまち」についても、“重要度が高く満足度が低い”施策を多く含む分野となっています。



※重要であり現在の満足度も高い施策はグラフの右上に、重要であるが満足度が低い施策は右下に分布します。

また、重要ではないが満足度が高い施策はグラフの左上に、重要でなく満足度も低い施策はグラフの左下に分布します。



(2) 中学生アンケート調査

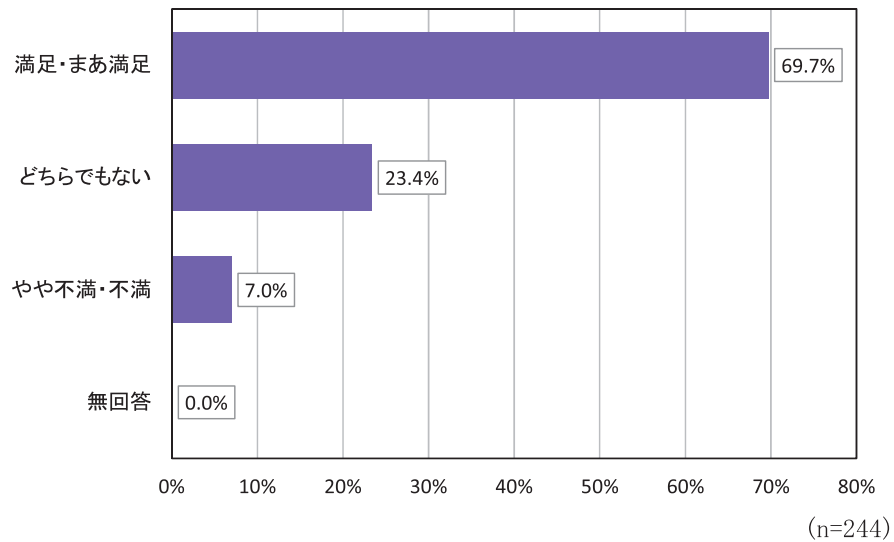
<実施概要>

- 調査対象：市立中学校に通うすべての中学2年生
- 実施時期：平成28年（2016年）6月
- 回収数：244票（内有効回答数244票）

<結果概要>

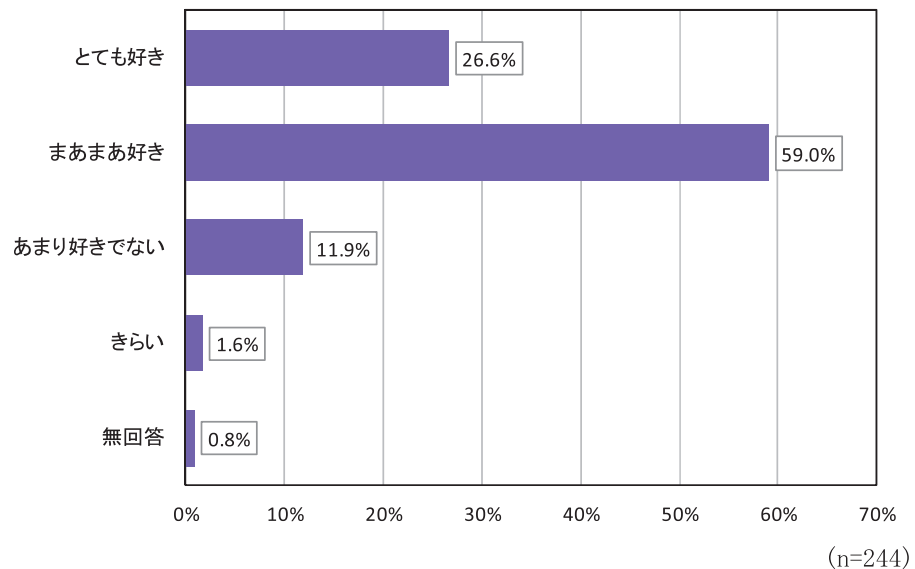
■ 学校生活についての満足度

「満足・まあ満足」が69.7%と高くなっており、「やや不満・不満」は7.0%となっています。中学校別にみると、金光中学校70.5%、鴨方中学校67.7%、寄島中学校75.8%となっています。



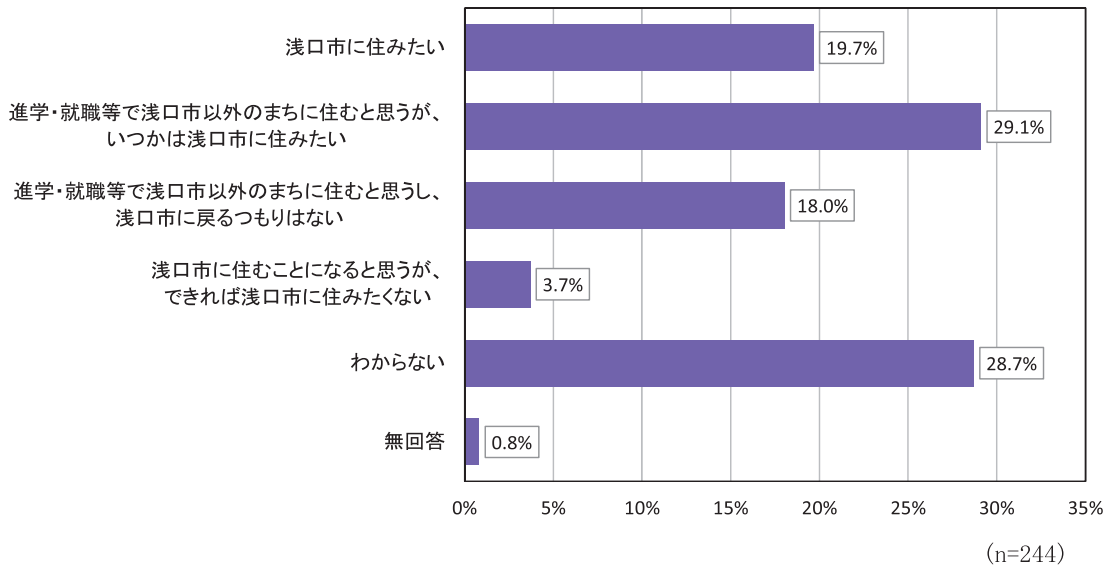
■ 浅口市が好きか

「とても好き」「まあまあ好き」を合わせると85.6%、「あまり好きでない」「嫌い」を合わせると13.5%となっています。



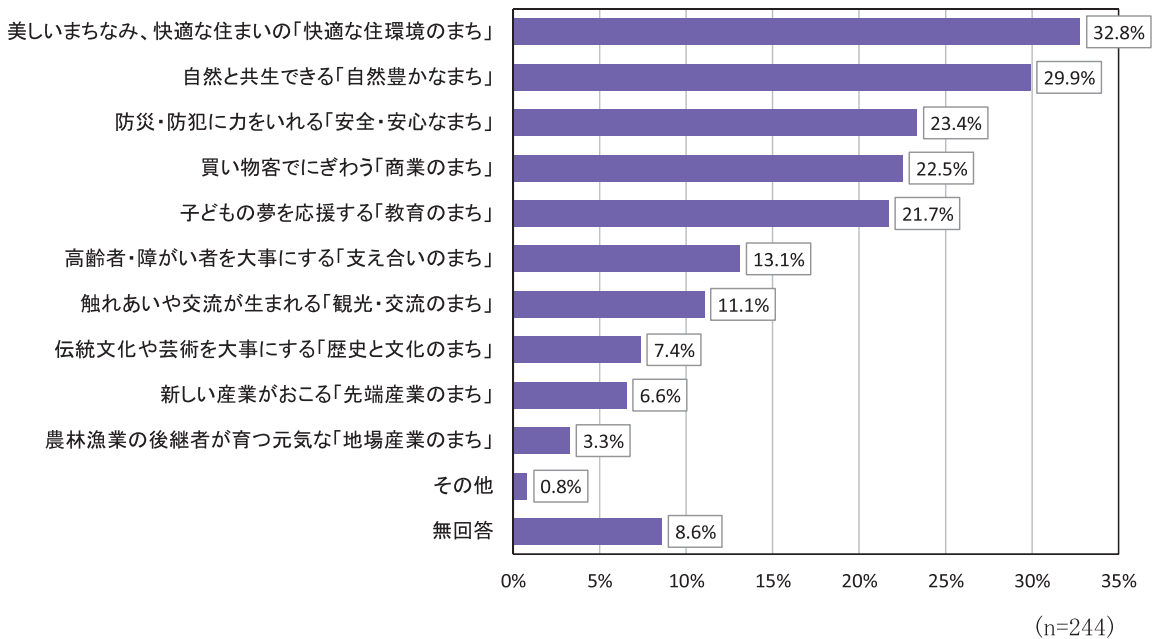
■ 将来、浅口市に住みたいか

「浅口市に住みたい」「進学・就職などで浅口市以外のまちに住むと思うが、いつかは浅口市に住みたい」を合わせると48.8%、「進学・就職などで浅口市以外のまちに住むと思うし、浅口市に戻るつもりはない」「浅口市に住むことになると思うが、できれば浅口市に住みたくない」を合わせると21.7%となっています。



■ 浅口市が目指すべきまちづくり

「美しいまちなみ、快適な住まいの「快適な住環境のまち」が32.8%と最も多く、次いで「自然と共生できる「自然豊かなまち」が29.9%となっています。



(3) 若者ワークショップ（未来づくり会議）

<第1回>

開催日時：平成26年（2014年）11月2日10時～12時

参加対象：35歳くらいまでの浅口市民（未婚、既婚は問わない）

参加人数：13名

ワークショップで出された浅口市の将来像

- 働けるまちだったらいいな
- ブランドのあるまちだったらいいな
- ねむるまちだったらいいな
- ニッチなまちだったらいいな
- フットサル場を中心としたまちおこしのまちだったらいいな
- 大学生がたくさんいるまちだったらいいな
- 恋人の聖地なまちだったらいいな
- 若者が帰ってくるまちだったらいいな

<第2回>

開催日時：平成27年（2015年）3月15日9時～12時

参加対象：35歳くらいまでの浅口市民（未婚、既婚は問わない）

参加人数：34名

ワークショップで出された浅口市として達成してほしいテーマ

- 子育てに最適な環境のまち
- 話題のお店やショップがあるまち
- 雇用の場が充実したまち
- のびのびとした自然を楽しめるまち

(4) 市民ワークショップ

開催日時：平成27年（2015年）8月9日13時～16時

参加対象：市内在住・在勤・在学の中学生以上の方

参加人数：21名

ワークショップで出された浅口市の人口減少対策のアイデア

- 仕事は倉敷・福山、住むのは浅口！
- 子育て中のお母さんによるプラチナ人材センター
- 古民家の再生
- 地域と関われる場を増やし地域が助ける浅口市へ
- 市内観光ツアーによる市のPR
- もちつきなど、気軽に参加できる行事などからコミュニティの輪を広げる
- イベントを通じて地区同士を顔見知りにする
- 農業をしたい若者を集める

第3章 これからのまちづくりにおける課題

まちづくりの課題

<主要な課題>

- 1 人口問題への対応
- 2 地域コミュニティの育成
- 3 安心・安全の確保
- 4 安定的な行財政基盤の維持

<課題解決に向けて重要な視点>

- 1 浅口市の強みの活用
- 2 地域を担う人材の育成
- 3 地域間の連携
- 4 市民と行政との情報・課題の共有、協働の推進

課題設定の背景

<本市の特性>

- ◆コンパクトで交通利便性が高い
- ◆倉敷市や岡山市などの主要都市に近い
- ◆自然条件に恵まれ、災害も少ない
- ◆手延べ麺や天文台など地域資源が豊富
- ◆近年は出生・死亡者数の差、転入・転出者の差、ともに減少
- ◆少子高齢化が進行
- ◆第1次産業の就業者数が15年間で半減
- ◆15歳以上の人口の就業率が低下
- ◆15歳以上の就業者・通学者の半数以上が市外へ通勤・通学
- ◆教育を含めた子育て環境の質が高い

<市民の声>

- ◆防災・防犯対策の推進
- ◆快適な住環境の整備
- ◆結婚・子育て支援の充実
- ◆美しい自然環境の保全
- ◆商業施設の整備とにぎわいの創出
- ◆多様な雇用の場の創出
- ◆豊かな地域特産物などのPR強化
- ◆天文台などの地域資源の活用
- ◆コミュニティ機能の強化・再生
- ◆生涯の中で健康で自立した生活を送ることのできる期間の延伸や医療体制の強化
- ◆効率的で機能的な行財政の運営

<時代の潮流>

- ◆人口減少局面に突入
- ◆価値観・ライフスタイルが多様化
- ◆非正規雇用が増加
- ◆犯罪の多様化
- ◆少子高齢化が進展
- ◆子育てにおける多様な問題が表出
- ◆災害に対する意識が変化
- ◆「選択と集中」による行財政運営



1 主要な課題

(1) 人口問題への対応

我が国の人口は、年少人口の減少と老年人口の増加を伴いながら、2050年に9,700万人程度まで減少するという推計が出されています。また、地域間経済格差などが、若い世代の地方から東京圏への流出、ひいては東京圏一極集中を招いています。

本市においても、こうした人口の規模・構造の問題は喫緊の課題となっており、今後は、労働人口の減少による経済の衰退、社会保障負担の増大、税収の減少などを招き、地域の活力が低下し、市民生活全般に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

人口問題に伴う様々な地域課題の解決に向けて、産業の活性化と雇用の創出、結婚・出産・子育て環境の充実などのさらなる推進、また、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて、高齢者が地域の中で生きがいを持って元気に暮らせる施策の推進が必要です。

(2) 地域コミュニティの育成

人口減少や価値観・ライフスタイルの多様化などを背景として、地域コミュニティにおけるつながりが希薄化し、支え合いのための地域力が低下していることが社会的な問題となっており、まちづくりの主役である市民の活動の基盤となる地域コミュニティの育成・強化が求められています。

本市においても、合併から10年が経過する中で、市民が浅口市全体を一つの地域として捉える意識の醸成を図るとともに、それぞれの地域の活性化に向けたコミュニティの育成、そのための仕組みの構築が課題となっています。

また、地域との関わりは、まちづくりの担い手としての意識を醸成するとともに、将来的な定住意向に影響することからも、学生などの若い世代を中心に、地域への関心を高める機会や、地域コミュニティに参加する機会づくりが今後さらに重要となります。

(3) 安心・安全の確保

平成23年(2011年)3月の東日本大震災は、国内における災害に対する意識を抜本的に変えるものでした。災害に対して被害を最小限に抑えるために、行政の力(公助)だけでなく、家庭の力(自助)や地域の力(共助)を高めていくことが求められています。

本市においては、活断層がなく気候が穏やかで、自然災害に見舞われることが少ない一方で、市民の中に災害に対する危機意識がやや希薄な状況がみられます。今後30年以内に70%の確率で発生すると予想されている南海トラフ地震[※]や、風水害への対応も含め、防災・減災の対策・体制づくりが課題となります。

また、子どもや障がい者、高齢者といった社会的弱者が被害者となるなど、犯罪が多様化・凶悪化する中で、これまで以上にだれもが安心して暮らせる安全なまちづくりが求められています。

すべての市民が安心・安全で快適な生活を実現するために、市民一人ひとりが協力し、自助・共助を基本としたまちづくりや、そのための仕組みづくりを推進していくことが必要です。

(4) 安定的な行財政基盤の維持

人口減少や高齢化に伴う社会保障負担の増大などにより、現在、国や地方自治体の財政は非常に厳しい状況にあり、多くの自治体が公共施設の統廃合や重点的な施策の明確化といった「選択と集中」を行う必要に迫られています。

本市の財政力指数[※]は健全な数値を維持していますが、必ずしも財政的に余裕があるとはいえない状況であり、他の多くの自治体同様に計画的な「選択と集中」のまちづくりを進め、行財政基盤を安定化していくことが課題となっています。

また、こうした状況の中で、今後ますます高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応していくためには、行政組織のスリム化、スケールメリット[※]を活かした業務の効率化などにより、行財政基盤をより強固で安定したものにする必要があります。

※南海トラフ地震とは、東海、近畿、四国、九州までの太平洋沿岸部周辺を震源として100～200年前後の間隔で発生することが想定されている大規模な地震のこと。発生すれば中国地方を含めた広範囲に大きな被害をもたらす可能性があり、平成23年(2011年)には内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が設置されるなど、喫緊の対策が求められている

※財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指標のこと

※スケールメリットとは、一般的には規模を大きくすることで得られる効果や利益のことを指すもの。浅口市においてはコンパクトな市域であることや、その中に多様な資源が詰まっているという面も含めてメリットと捉える



2 課題解決に向けて重要な視点

(1) 浅口市の強みの活用

高度経済成長期以降、我が国では地域の活性化の主要な手段として、都市部・地方に関わらず一律的な公共施設の整備や制度設計などを行ってきた結果、地方がもともと有していた固有の強みや魅力が希薄化しつつあります。

本市は自然災害が少なく安心・安全で、山・海の豊かな自然が詰まったコンパクトなまちであり、近郊の主要都市へのアクセスの良さといった地勢・自然条件に恵まれていることに加え、多様な特産物や天文台をはじめとする豊富な地域資源を有しています。

圏域内・県内、ひいては国内において、浅口市が「キラリと光る」まちとして存在感を発揮していくためにも、様々な課題の解決に向けてこうした強みをその糸口として活用していくことが重要です。

(2) 地域を担う人材の育成

様々な地域の活性化や振興に向けた行政サービスは市民の生活や活動を支えるもので、実際のまちづくりの主役はあくまで市民であり、市民による主体的な取り組みがまちづくりの成功に必要な条件であることは、全国各地の多くの事例が示しているとおりです。

本市においても、多様な地域の課題を解決し、これからのまちづくりを推し進めるのは、地域に暮らす「人」であり、まちづくりを担う郷土愛とアイデア、そしてそれを実行する力を持った人材を育成していくことが重要です。

また、こうした人々を中心としたまちづくりを進めるための仕組みを構築し、本市のさらなる発展を市民とともに目指すことのできる行政の人材の育成も重要な課題となります。

(3) 地域間の連携

人口減少が進み、多様な施設やサービスを一つの自治体や地域で維持することが困難になる中、複数の自治体や地域で必要な施設やサービスを維持していく視点が求められています。

また、観光の振興や災害への対応などにおいても、複数の自治体や地域が連携し、より広域な視点で取り組む機運が、国内全体で高まっています。

本市においては、県内一コンパクトであるというスケールメリットを活かし、市内の地域間の連携によって様々な共通課題の解決を図る視点が求められます。

また、県や高梁川流域圏[※]をはじめとする近隣市町とも広域行政の視点を持った連携により、効果的に課題を解決し、県や圏域全体としての発展を目指すことも重要です。

※高梁川流域圏とは、岡山県西部を流れる高梁川の流れとともに生き、豊かな恵みを共有する7市3町（倉敷市・新見市・高梁市・総社市・早島町・矢掛町・井原市・浅口市・里庄町・笠岡市）で構成される圏域のこと

(4) 市民と行政との情報・課題の共有、協働の推進

核家族化やライフスタイルの多様化、高齢化などを背景として、かつては行政が対応していなかった様々な課題が顕在化しています。一方、厳しい財政状況の中では、これらの課題すべてを行政サービスのみで解決していくことは困難であり、市民と行政が力を合わせて課題解決を図ることが求められています。

そのためにも、行政はICT※を活用しながら積極的に情報を発信・公開し市民の理解を得るとともに、市民と行政がお互いの声に耳を傾け、語り合う場を設け、課題や取り組みだけでなく、将来についての希望や想いを共有していくことが重要です。

また、こうした情報や課題の共有によって、これまで進めてきた行政と市民、企業や多様な主体との協働をより強固なものとし、それぞれの将来につながるまちづくりを進めることが必要です。

※ICT (Information and Communication Technology) とは、「情報通信技術」の略称であり、IT (Information Technology) とほぼ同義



第 2 部 基本構想

第1章 まちづくりの理念と将来像

1 まちづくりの理念

市民がふるさと浅口市への愛着を持つこと、明るく住みよいまちづくりを進めていくことを目的に、市政施行10年を迎えた平成28年（2016年）4月23日、浅口市民憲章を制定しました。

市民憲章の文言の主語はすべて「市民」であり、市民がこの憲章を実現できるよう努めることを今後のまちづくりの理念とします。

浅口市民憲章

いのち輝く、心豊かな生活に努めます

文化と歴史、自然を大切に守ります

平和を愛し、国際理解を深めます

2 将来像

浅口市民憲章や本市の特性、課題などを踏まえ、10年後のまちの姿と市民の生活を以下のように構想します。

キラリと光る 未来そうぞうワクワク都市

浅口市は、連綿と受け継がれる歴史と文化を有し、穏やかな気候・風土に育まれた災害の少ないとても過ごしやすいまちです。

総面積66.46km²という小さなまちですが、そのコンパクトなまちに豊かな自然・歴史・文化に根差した魅力ある地域資源がギュッと詰まっています。

また、交通の利便性も高く、倉敷市や福山市、岡山市などの主要都市とも近接しているなど、浅口市の未来には大きな可能性が秘められています。

この将来像に示されるまちは、だれもがそれぞれの未来や市の未来に明るい夢や希望を見出すことができるまちです。その夢や希望が放つ光は、夜空の星のようにいつまでも輝きを失わず、やさしく辺りを照らします。

子どもたちは明るい未来を"想像"し、若者や大人たちは明るい未来を"創造"することができ、無限の可能性にだれもが楽しい期待やよろこび（ワクワク）を感じながら、充実した人生を送っていきます。そうした市民の存在によって、まちとしても輝いていく、という姿を目指す将来像とします。

第2章 将来フレーム

1 将来人口

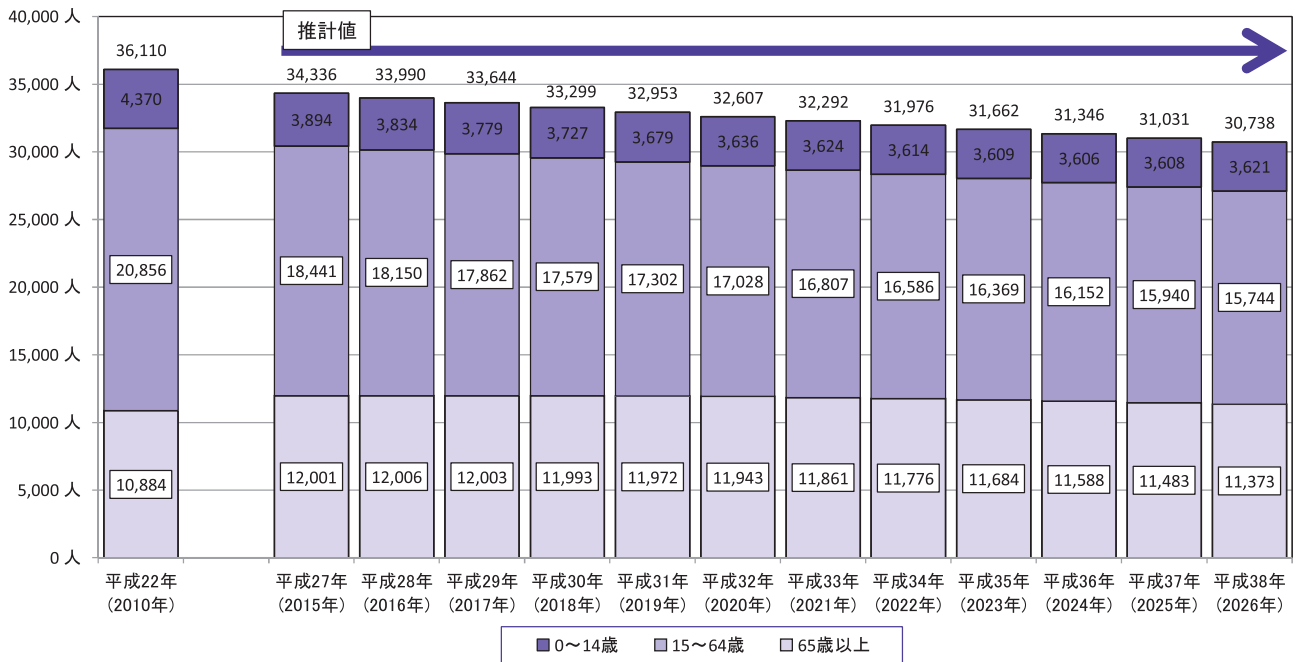
国勢調査に基づくデータによると、本市の人口は減少傾向で推移しています。

本計画の将来人口の設定においては、平成 27 年度（2015 年度）に策定した浅口市人口ビジョン*における長期的な目標人口（戦略人口）を踏まえ、計画目標年となる平成 38 年度（2026 年度）の総人口を

31,000 人 と設定します。

また、計画の中間年となる平成 33 年度（2021 年度）の総人口は 32,500 人と設定します。

浅口市人口ビジョンにおける目標人口



※平成 22 年（国勢調査）平成 27 年～平成 38 年（浅口市人口ビジョン）

*浅口市人口ビジョンとは、まち・ひと・しごと創生法を踏まえ、国と地方が一体となって人口問題に立ち向かうため、平成 27 年（2015 年）10 月に策定したもので、長期的な人口の目標などを示している

2 都市構造及び土地利用構想

本市の均衡ある発展と魅力的なまちづくりを推進するため、都市機能が充実する拠点と都市軸からなる都市構造及び市街地形成、田園居住、海浜居住、自然緑地、産業流通の各ゾーンにおける土地利用の方針を定めます。

(1) 都市構造

<拠点>

①主要拠点（生活交流拠点）

J R 鴨方駅及び J R 金光駅周辺、寄島総合支所周辺の中心市街地を、本市の“主要拠点”として位置づけ、これからのまちの均衡ある発展を先導します。

②広域交流拠点

広域交通網の結節点として、J R 鴨方駅及び J R 金光駅、山陽自動車道鴨方 I C 及び国道 2 号玉島笠岡道路の浅口金光 I C と（仮）鴨方 I C を、“広域交流拠点”と位置づけ、交通結節点としての機能強化と交流拡大のための土地利用を進めます。

③観光・レクリエーション拠点

国立天文台・京都大学附属岡山天文台（仮称）・岡山人文科学博物館や、運動公園・キャンプ場などが配置される遙照山周辺、丸山公園、かもがた町家公園、天草総合公園、三ツ山スポーツ公園を、“観光・レクリエーション拠点”として位置づけ、アクセスの向上や機能充実に努めます。

<都市軸>

①広域連携軸

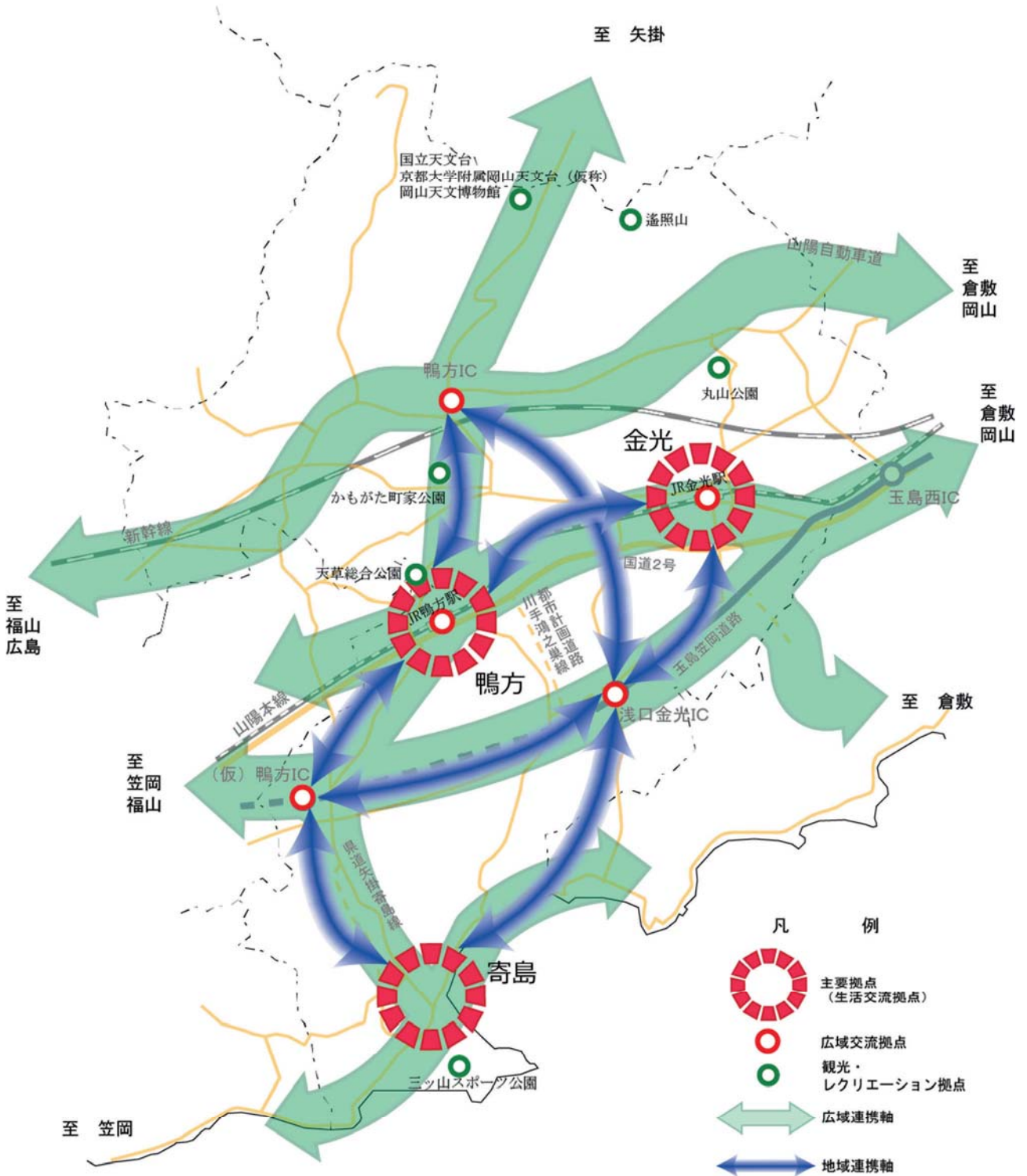
山陽自動車道や国道 2 号、国道 2 号玉島笠岡道路、J R 山陽本線などの他都市と広域的に連携する動脈を“広域連携軸”と位置づけ、各方面との連携強化を図ります。

②地域連携軸

各生活交流拠点を結ぶ幹線、及び広域交流拠点間を結ぶ幹線を“地域連携軸”と位置づけ、拠点間のアクセス向上による連携強化を図ります。



都市構造構想図



第1部 総論

第2部 基本構想

第3部 基本計画

資料編

(2) 土地利用

①市街地形成ゾーン

既存の市街地を中心とした市街地形成ゾーンにおいては、下水道や身近な公園の整備など住環境の向上とともに、商工業や市民活動を支える都市基盤を整備し、田園環境と調和した市街地を形成します。特に、駅周辺においては、市民の利便性を向上させる都市機能の充実を推進します。

②田園居住ゾーン

田畑・樹園地と農村集落により形成される田園居住ゾーンにおいては、食糧生産の場であるとともに、景観や防災など多面的機能を有する農地の保全に努めます。また、集落内の狭隘道路^{きょうあい}の改善や生活排水対策など住環境の向上を図り、快適でうるおいと安らぎのある環境の創出を進めます。

③海浜居住ゾーン

漁港と住宅により形成される海浜居住ゾーンでは、海辺の景観を活かした観光・レクリエーションとしての整備に努めるとともに、狭隘道路の改善や高潮などへの防災対策を進めるなど、安心して生活できる環境の整備を進めます。

④自然緑地ゾーン

遙照山をはじめとする自然緑地ゾーンについては、生活にうるおいと安らぎを与える自然環境として積極的な保全を図るとともに、観光・レクリエーションや憩いの場としての整備に努めます。

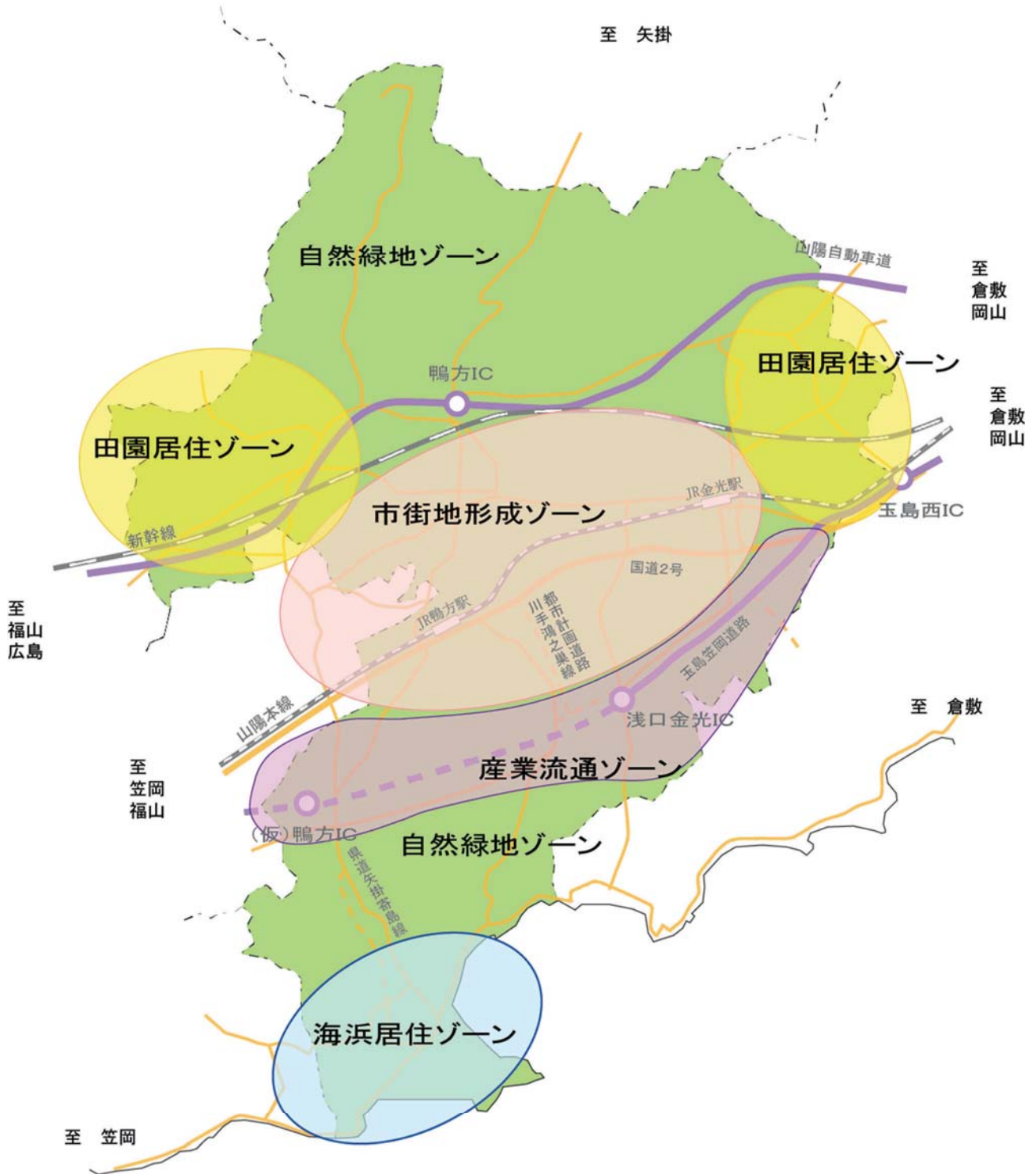
⑤産業流通ゾーン

国道2号玉島笠岡道路周辺の産業流通ゾーンについては、緑豊かな自然環境の保全に配慮した道路整備を進めるとともに、広域連携軸としての利便性を活かした工業・流通などへの活用を推進します。

※狭隘道路とは、幅が4メートル未満で、一般交通に利用されている道路のこと



土地利用構想図



第1部 総論

第2部 基本構想

第3部 基本計画

資料編

第3章 施策の大綱

1 施策の体系

将来像である「キラリと光る未来そうぞうワクワク都市」の実現に向けて、主要な課題に対応する4つのテーマに沿った8つの政策と、これに連なる31の主要施策を推進していきます。

将来像	テーマ	政策	主要施策
キラリと光る未来そうぞうワクワク都市	活力と交流	1 地域資源の活用と新たなビジネスの展開による産業力の強化	<ol style="list-style-type: none"> 1 多彩な地域資源を活かした農林漁業の振興 2 工業団地を中心にした工業振興と地場産業の育成 3 楽しさとにぎわいを創出する商業の振興 4 6次産業化や起業支援などによる新たな活力の創出
		2 新たな観光展開と移住・定住の促進	<ol style="list-style-type: none"> 1 資源を磨き個性を輝かせる観光の振興 2 移住・定住対策の促進
	支え合いと学び合い	3 だれもが健やかに暮らし支え合う地域づくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 みんなの健康づくりのための保健・医療体制の充実 2 市民相互に支え合う地域福祉の充実 3 安心して産み育てることができる子育て支援の充実 4 生きがいを持って暮らせる高齢者福祉の充実 5 互いに理解しともに生きる障がい者福祉の充実
		4 夢を育む教育と地域文化の振興	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼児教育・学校教育の充実 2 豊かな人生を育む生涯学習の充実 3 スポーツ活動の振興 4 歴史文化の保全活用と芸術文化の振興 5 グローバルな感性を育む国際交流の促進
	安心と快適	5 自然と共生した安心・安全なまちづくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊かな自然環境の保全と環境教育の推進 2 資源・エネルギーの循環型社会の形成 3 安全を確保する防災体制の整備 4 治山・治水などの防災対策の推進 5 生活安全対策の推進
		6 快適で利便性の高い都市・生活空間の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画的な土地利用の推進 2 都市的土地利用を促す市街地の整備 3 広域・地域間交流を担う道路網の整備 4 市民生活の利便性向上のための公共交通体系の充実 5 ゆとりある住環境の整備 6 都市・生活基盤としての上・下水道の整備
	協働と自立	7 住民自治と協働の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 協働のまちづくりのための市民参画の推進 2 だれもが活躍できる社会の実現
		8 効果的・戦略的な行財政の運営	<ol style="list-style-type: none"> 1 開かれた役所と効率的な行政機構の推進 2 戦略的で健全な財政運営

2 政策の考え方

(1) 地域資源の活用と新たなビジネスの展開による産業力の強化

産業の振興は、地域経済の活性化の要であるとともに、人口問題への対応の鍵となる雇用の創出などにつながることから、これからのまちづくりにおいて特に重要であるといえます。

魅力的な特産物や地域固有の文化を育む農林漁業の振興、地域に大きな雇用を生み出す可能性を秘めた工業の振興、地域のにぎわいにつながる商業の振興に加え、これまでにない多様な切り口の産業間の連携や起業につながる支援体制の構築を目指します。

主要施策

- 1 多彩な地域資源を活かした農林漁業の振興
- 2 工業団地を中心にした工業振興と地場産業の育成
- 3 楽しさとにぎわいを創出する商業の振興
- 4 6次産業化[※]や起業支援などによる新たな活力の創出

(2) 新たな観光展開と移住・定住の促進

移住者・定住者の増加は、地域の人口を確保する上で重要な要素であり、こうした移住・定住を促進するためには、観光関連施設を含めた地域資源の魅力の向上と戦略的なプロモーションによって、新しい人の流れをつくり出すことが求められます。

本市の豊かな観光資源などにさらに磨きをかけ、地域の個性ある魅力を広くPRするとともに、移住・定住の希望を実現しやすい仕組みづくりや、地域における郷土愛の醸成などによって、移住・定住を促進します。

主要施策

- 1 資源を磨き個性を輝かせる観光の振興
- 2 移住・定住対策の促進

※6次産業化とは、農林水産業者が生産（1次）、加工（2次）、販売（3次）まで一体的に取り組んだり、第2次、第3次業者と連携して新商品やサービスを生み出したること

(3) だれもが健やかに暮らし支え合う地域づくり

少子高齢化が進展し社会保障制度のあり方も変化していく中で、だれもが安心して地域の中で暮らしていくためには、保健・医療・福祉に関連する公的なサービスの充実はもちろん、市民一人ひとりの健康づくりや、地域における支え合いを推進することが重要となります。

高齢者や障がい者、子育て世帯に関する公的な支援の充実とともに、地域における支え合いの実現に向けて、自助（個人や家族）・共助（地域）・公助（行政）がそれぞれ担うべき役割を明確にし、地域が一丸となって様々な課題解決に取り組んでいくための仕組みづくりを進めます。

主要施策

- 1 みんなの健康づくりのための保健・医療体制の充実
- 2 市民相互に支え合う地域福祉の充実
- 3 安心して産み育てることができる子育て支援の充実
- 4 生きがいを持って暮らせる高齢者福祉の充実
- 5 互いに理解しともに生きる障がい者福祉の充実

(4) 夢を育む教育と地域文化の振興

豊かな暮らしを営む上では、経済的・物質的な充足に加えて、教育、文化や芸術、スポーツや国際交流などを通じて、心の豊かさを育てていくことが重要です。

本市の次代を担う子どもたちが明るい未来を想像できるように、教育環境・設備を充実させ学力の向上を図るとともに、学校・地域・家庭が連携した取り組みを行うなど、幼少期から豊かな心と個性や資質を伸ばし、学ぶ意欲と生きる力を備えた児童・生徒の育成に努めます。

また、本市の固有の歴史・文化を継承していく観点からも、こうした歴史・文化や芸術の振興、生涯学習の充実、国際交流の促進を図ります。

主要施策

- 1 幼児教育・学校教育の充実
- 2 豊かな人生を育む生涯学習の充実
- 3 スポーツ活動の振興
- 4 歴史文化の保全活用と芸術文化の振興
- 5 グローバル^{*}な感性を育む国際交流の促進

※グローバルとは、世界的な規模、あるいは包括的であること



(5) 自然と共生した安心・安全なまちづくりの推進

本市の海・山・川といった自然は、様々な恵みをもたらし、生活に潤いと安らぎを与えてくれる一方で、突如として大きな脅威に変わる可能性も有していることは、近年国内で多発する自然災害を例に出すまでもなく明らかであり、自然環境の保全に向けた取り組みと同時に自然災害への備えが急務となっています。

本市の大きな魅力の基盤である自然環境の保全や、省資源・省エネルギーなどに対する意識の向上に向けて、市民への啓発とともに適正なゴミ処理を行います。

また、南海トラフ地震をはじめとする大規模な自然災害を含めた災害に対する物質的な備えや、地域で助け合える防災体制の育成・強化を図るとともに、防犯、交通安全対策などの取り組みを推進し、地域でだれもが安心・安全な暮らしを実現できるよう努めます。

主要施策

- 1 豊かな自然環境の保全と環境教育の推進
- 2 資源・エネルギーの循環型社会の形成
- 3 安全を確保する防災体制の整備
- 4 治山・治水などの防災対策の推進
- 5 生活安全対策の推進

(6) 快適で利便性の高い都市・生活空間の整備

道路や交通体系、上下水道などのライフラインの整備を含めた都市設計を行う上では、固有の自然環境の保全・活用を基本としながら、日々の生活の利便性や産業の活性化、人の流れの創出を図っていくことが求められます。

海と緑に囲まれた豊かな自然環境や広域交通網の利便性を踏まえた都市設計を行い、本市の規模に適合する整合性のとれた道路網・交通体系、上下水道などの都市生活を支えるシステムの整備を進めるとともに、大都市圏にはない本市独自の魅力を感じられる快適で機能的なまちづくりの実現を目指します。

主要施策

- 1 計画的な土地利用の推進
- 2 都市的土地利用を促す市街地の整備
- 3 広域・地域間交流を担う道路網の整備
- 4 市民生活の利便性向上のための公共交通体系の充実
- 5 ゆとりある住環境の整備
- 6 都市・生活基盤としての上・下水道の整備

(7) 住民自治と協働の推進

まちづくりにおいてその主役となるのは、本市の市民憲章にも明らかにされているとおり、「市民」であり、市民と行政とが多様な情報や希望・想いを共有し、市民が主体となってまちづくりを行うための仕組みづくりを進めることが求められています。

市民自らが地域のことを考え、積極的にまちづくりに取り組んでいけるよう、多様な情報発信・意識の共有を進めるとともに、地域コミュニティの活動促進に向けた担い手づくりや活動拠点の確保といった仕組みづくりを進めます。

また、だれもが互いを尊重しあい、それぞれが持てる能力を発揮するとともに、職場・学校・地域・家庭の中でバランスのとれた豊かな暮らしを実現できるよう、市民や事業者、教育機関などと連携しながら、意識の啓発などに努めます。

主要施策

- 1 協働のまちづくりのための市民参画の推進
- 2 だれもが活躍できる社会の実現

(8) 効果的・戦略的な行財政の運営

厳しい財政状況が続く中で、高度化・多様化する市民のニーズに応えていくためには、スケールメリットを活かした業務の効率化や職員のスキルアップなどにより、行財政基盤の安定化を図るとともに、緊急度・重要度を踏まえた「選択と集中」のまちづくりを進めることが求められています。

「選択と集中」については、合理化やコストの削減といった側面だけでなく、市民や地域の団体、企業といった多様な主体が、本市で希望を持って、夢を描いていけるような行財政運営を目指します。

また、ICTの活用や適正な人員配置とスキルアップ、組織のスリム化に加え、周辺自治体との連携といった広域的な視点による課題解決を図るなど、より効率的な行財政運営の実現に取り組みます。

主要施策

- 1 開かれた役所と効率的な行政機構の推進
- 2 戦略的で健全な財政運営



第 3 部 基本計画

第1章 地域資源の活用と新たなビジネスの展開による産業力の強化

1-1 多彩な地域資源を活かした農林漁業の振興

現状と課題

本市の農業は、中央部の平地では水稻と野菜類、植木、北部と南部丘陵地では桃、梨などの果樹類、北部中山間地域では花きの栽培が行われています。

しかし、近年、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う農地の荒廃が進んでおり、また、営農環境についても、商業施設の進出や宅地の造成、耕作放棄地の拡大などにより、散在した農地が増加しています。このため、比較的小規模な農地が多く、ほとんどの農家は水稻と露地野菜の栽培による自給的性格の強い兼業農家となっています。

今後は、持続的な農業生産の維持を図るため、農地の有効利用に向けた集約化や、後継者の育成・確保及び、営農集団などの組織の構築に努めるとともに、地域の特性を活かした特産物の生産、伝統的生産地である植木の振興、地域内の小売店・飲食店などでの利用・販売の推進などによる地産地消が求められます。

林業については、水源かん養^{*}や災害防止、生態系の保持など森林が持つ環境保全機能など公益的機能を維持確保するため、計画的な森林保全や整備が必要です。

漁業については、小型機船底引き漁業の集積港である寄島漁港を有しており、県西南部における養殖業・漁業の集積地ともなっています。しかし、深刻な後継者不足や漁業就業者の高齢化、漁獲量の減少など水産業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

●農家数

(単位：戸)

平成 12 年			平成 17 年			平成 22 年		
農家総数	販売農家	自給的農家	農家総数	販売農家	自給的農家	農家総数	販売農家	自給的農家
2,175	851	1,324	1,937	640	1,297	1,715	504	1,211

資料：農林業センサス（各年 2 月 1 日）

●海面漁業漁獲量

(単位：t)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
漁獲量	911	651	520	455	387	345	333

資料：岡山農林水産統計年報（各年 12 月末）

^{*}水源かん養とは、森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させ、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を浄化すること



基本的方向と成果指標

農業については、農道や用水路、ため池など、農業生産基盤の計画的整備や有効活用を進めるとともに、「市担い手確保計画」に基づき農業の生産性の向上を図ります。また、果樹や植木をはじめとした地域特産物のブランド化、安心・安全な地域農作物による地産地消や食育の推進、付加価値の高い特色ある農業の生産振興に努めます。

林業については、森林の水源かん養などの公益的機能の重要性を踏まえて、林業生産基盤である林道の整備など森林資源の適切な維持管理に努めます。また、荒廃しつつある森林里山への対策として、市民が行う里山保全整備に対して一層の支援を行うなど市民協働の取り組みを拡充します。

漁業については、漁業従事者・後継者の確保・育成に努め、水産資源の保全・育成、経営の安定化を進めるとともに、地魚のおいしいまち「よりしま」を一層アピールします。

指標の名称	現状値	目標値
農道、水路などの整備延長	277 m (平成 27 年度)	300 m/年 (平成 29 ~ 33 年度)
ため池の補強整備	1 力所 (平成 27 年度)	1 力所/年 (平成 29 ~ 33 年度)
認定農業者 [※] 数	22 人 (平成 27 年度)	25 人 (平成 33 年度)
漁業者 [※] 数	69 人 (平成 28 年 10 月)	69 人 (平成 33 年度)

施策の内容

①農業生産性の向上

農業協同組合、県農業普及指導センターなどの関係機関と連携し、認定農業者の掘り起こしや新規就農者の育成、定年帰農や民間企業の参入推進に努め、意欲のある担い手の確保を図ります。

また、地域の中心的農業者への農地の集積、集落営農の推進により、農地利用の効率化と生産性の向上を図ります。

②農業生産基盤の整備

農道、水路などの整備やため池の補強整備については、継続箇所のほか未整備箇所や危険箇所を取りまとめ、計画的に整備を進めます。

③森林の保全整備

有害鳥獣被害対策や松くい虫防除対策などを計画的に進めるため、県、市、地域が一体となった取り組みを進めるとともに、市民と協働で森林里山整備を推進します。

④漁業環境の整備

漁業協同組合など関係機関と連携し、水産資源の保全・育成、漁業従事者・後継者の確保・育成に努めるとともに、漁業関係施設の老朽化への対応として、再整備の検討を行います。

※認定農業者とは、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者（法人を含む）のこと

※漁業者とは、寄島漁業協同組合所属正組合員（年間 90 日以上出漁）のこと

1-2 工業団地を中心にした工業振興と地場産業の育成

現状と課題

平成28年度（2016年度）に造成が完了した浅口工業団地A地区の売却先が決定し、市内民有地においても企業立地が進むなど、県南内陸部に対する工業用地の需要は高まっています。

新たな企業を誘致することは、新規雇用の増加や地域経済の活性化につながりますが、現在、市内には公的工業用地が無いことから、企業の需要に対応できていない状況となっており、今後は、広域交通網の特性を活かした立地環境の整備と、雇用創出のための企業誘致への積極的な取り組みが課題となります。

また、本市は生産量日本一の手延べうどんをはじめ、明治期から手延べ麺の伝統的な産地となっていますが、事業者の高齢化による担い手確保の問題が生じており、事業継承への取り組みが求められています。

今後は、一層の産地アピールや生産基盤の拡充整備、後継者の育成などが必要となります。

●工業の状況

（単位：事業所、人、百万円）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
事業所数	86	88	89	84	81
従業者数	2,242	2,444	2,495	2,285	2,225
製造品出荷額等	34,092	70,887	121,954	49,561	69,114

注) 対象は4人以上の事業所

資料：工業統計調査（各年12月末）

基本的方向と成果指標

新たな雇用を創出するため、広域交通網の特性を活かした工業用地の確保と環境の整備を引き続き進め、先端・優良企業の誘致に努めます。

また、既存中小企業などへの融資などの支援拡充、販路開拓や人材育成の支援拡充による手延べ麺などの地場産業の育成・強化に取り組み、地域産業の活性化と雇用の維持・拡大を図ります。

指標の名称	現状値	目標値
浅口工業団地造成（Ⅱ期）	—	分譲開始（平成33年度）
中小企業成長支援事業 利用件数	9件（平成27年度）	20件/年（平成29～33年度）



施策の内容

①立地環境の整備と企業誘致の推進

広域交通網の特性を活かした工業団地Ⅱ期計画の検討を行います。また、民間工場跡地や遊休地の活用も含め、新たな企業の誘致を進め、雇用の拡大や定住促進を図ります。

②地場産業の育成と工業の振興

事業拡大や体質強化などを後押しするための多様な支援を行い、伝統ある地場産業の一層の振興を図ります。また、工業者の育成・経営支援などの強化を図るため、融資及び補助金などの拡充をはじめ、活性化への支援を進めます。

1-3 楽しさとにぎわいを創出する商業の振興

現状と課題

市内大型スーパーや市外の大規模量販店への客足の流れ、インターネット販売の拡大など、消費者ニーズの多様化とともに、店主の高齢化や後継者不足とも相まって、既存商店は厳しい環境下にあります。

こうした中、商工会などへの支援を中心として、地域活性化事業の拡充を通じた商業の振興、中小企業への融資制度の積極的な活用・支援が求められます。

また、若者を中心とした市民のニーズを満たす観点から、楽しさとにぎわいにあふれる新たな商業施設が求められています。

●商業の状況

(単位:店、人、百万円)

	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 26 年
事業所数	511	440	404	374	251
従業者数	2,330	2,202	2,121	2,086	1,655
年間商品販売額	45,478	38,806	39,108	38,900	28,783

資料：商業統計調査（各年 12 月末）

基本的方向と成果指標

商工会など関係機関と連携し、魅力的な地域密着型商店の育成と経営支援に努めるとともに、浅口地域の特色ある特産物を活かしたブランド育成、農商工連携を通じた生産拡大や販売力強化など、地域の特性を活かした推進体制を図ります。

また、中小企業者の経営能力強化を図るため、販路開拓や人材育成支援の充実強化に取り組みます。

更に、商業施設の誘致、ICTなどの活用も視野に入れながら、市内の様々な既存の商店や施設の活性化を図ります。

指標の名称	現 状 値	目 標 値
中小企業成長支援事業 利用件数【再掲】	9 件（平成 27 年度）	20 件／年（平成 29 ～ 33 年度）
特産品開発事業 （あさくちブランド認定品）	24 個（平成 27 年度）	30 個（平成 33 年度）
年間商品販売額	28,783 百万円（平成 26 年度）	26,365 百万円（平成 33 年度）



施策の内容

①商業の振興

市内商業者の育成・経営支援などの強化を図るため、融資及び補助金などの充実強化をはじめ、商工会などと連携し、産業活性化への支援を進めます。また、商業施設の誘致のほか、市内商工業者による新たなにぎわいを創出するための取り組みを支援します。

②商業立地環境の整備

恵まれた広域交通網を持つ立地性を活かし、商業と他の産業がバランスを持って発展できるよう、まちづくりに調和した環境整備を進めます。

1-4 6次産業化や起業支援などによる新たな活力の創出

現状と課題

国内全体の第1次産業の活力が低下しつつある中で、本市の農業・漁業を再生・活性化するには、農林水産物をはじめ地域に存在する資源を有効に活用することが重要であり、農業・漁業サイドによる生産・加工・販売の一体化や、第1次産業としての農業・漁業と第2次産業としての製造業、小売業などの第3次産業の融合などによる地域ビジネスの展開といった新たな業態の創出を促し、地域の活性化に寄与する農業・漁業の6次産業化を推進していくことが求められます。

本市では、新たな特産品の開発に向けた商工会による浅口ブランド認定制度が開始され、平成27年度（2015年度）には「天文のまちあさくち」をテーマにした市民提案による土産品アイデアコンテストの開催、平成28年度（2016年度）には中小企業への地域資源を活かした土産品開発支援を行うなど、農商工連携による特産品を活かした商品づくりと販路開拓支援を推進してきました。

また、里庄町と合同で創業支援計画を策定するなど、起業・第2創業への支援体制の構築も進めています。

地域の更なる活性化と新たな雇用の創出を図るためには、こうした取り組みの推進に加え、6次産業化の推進や産学金官の連携による商工業のイノベーション*促進といった、多様な切り口による取り組みが求められています。

基本的方向と成果指標

本市の特産物である農林水産物の生産振興と加工による新たな特産品づくりなど、地域産業の発展に向けて、6次産業化も含め、農林水産業者と商工業者の連携を推進します。

また、創業支援計画を踏まえ、商工会などと連携することにより、新規創業希望者がスムーズな開業を行うための仕組みづくりを推進します。

更に、産学金官の連携などをスムーズに行うため、分野の枠組みを越えた様々な主体が集まる場や、組織体の形成を支援します。

指標の名称	現状値	目標値
農業参入企業数	1社（平成26年度）	3社（平成33年度）
特産品開発事業 （あさくちブランド認定品）【再掲】	24個（平成27年度）	30個（平成33年度）
新規創業数	—	2社（平成33年度）

*イノベーションとは、革新のことで、従来の思想や技術などを改め新しくすること



施策の内容

①農商工連携による特産品などの開発

農協、漁協、観光協会など関係機関と連携を取りながら、農商工連携による魅力ある加工品の開発など、地域に密着した活力ある産業の振興に取り組みます。

②地域特産物のPR

飲食店や小売店などへの特産物の活用、販売強化をはじめ、6次産業化や農商工連携の拡充・強化や啓発事業を進めることで地産地消、食育を推進するとともに、地域特産物の一層のPRと消費拡大を図ります。

③創業・起業支援の充実

経済情勢に対応し、地域経済を活性化させるため、新規創業や第2創業への支援拡充に取り組みます。

④多様な連携の推進

本市の新しい産業の創造に向けて、産学金官の連携、分野の枠組みを越えた様々な主体の交流を支援します。

第2章 新たな観光展開と移住・定住の促進

2-1 資源を磨き個性を輝かせる観光の振興

現状と課題

本市には、緑豊かな自然環境のもと、遙照山総合公園や岡山天文博物館などが整備されている遙照山・竹林寺山周辺や丸山公園をはじめ、瀬戸内の優れた景観と環境を持つ寄島園地や本州唯一のアクセスソウ自生地がある寄島干拓地のほか、日本の歴史公園 100 選に選定されているかもがた町家公園など、多くの観光スポットがあります。

しかしながら、観光入込客数については、宿泊客の比率が低く、観光バスや自家用車で訪れる通過型の観光客が大半を占めている状況です。

本市の歴史文化や豊かな自然・景観、特産物などを活かした地域ブランドを確立するとともに、「天文のまち」としてのPRを強化し存在感を高めることで、周辺自治体とのネットワークの中で周遊を促すような観光振興を図ることが求められています。

基本的方向と成果指標

晴れの国おかやまの中でも特に晴れが多い本市の地域特性や、京都大学附属岡山天文台（仮称）を活かし、星、郷、海のある豊かな自然、おくゆきのある歴史文化などの地域資源に一層磨きをかけるとともに、それぞれが総合的に機能するための連携強化を図ります。

また、観光資源を各テーマ別にネットワーク化し、周遊性のある観光ルートの設定、大都市圏などへの戦略的観光PR、イベント情報などの提供に努めるとともに、専門家の意見を取り入れるなど、魅力ある一体的な振興に努めます。

更に、地域の特産物などを活かした新たな観光交流拠点の整備を検討するとともに、広域自治体連携による広域観光ルートの設定や、市内各所の観光・文化施設などの機能強化に加え、受け入れ手となる市民の“おもてなしの心”の醸成に向けた人材育成を進めます。

指標の名称	現状値	目標値
観光協会ホームページのリニューアル	モデルコース未掲載 スマートフォン未対応 (平成 28 年度)	モデルコース掲載済み スマートフォン対応済み (平成 33 年度)
広域観光ルートの設定	未設定 (平成 28 年度)	設定済み (平成 33 年度)
マルチメディアを活用した観光PR回数	1 回/年 (平成 27 年度)	10 回/年 (平成 29 ~ 33 年度)
観光・交流客集客数	21 万人 (平成 27 年度)	22 万人 (平成 33 年度)



施策の内容

①観光拠点の整備

現在ある市内の観光・文化施設の観光サービス機能、情報発信機能、連携機能を強化するとともに、井笠地域をはじめ、高梁川流域自治体連携における観光施設などとも連携したイベントの開催や情報発信、交流などを行う観光拠点の整備充実を図ります。

また、こうした観光拠点のネットワーク化への動きを踏まえながら、より誘客性の高い広域観光ルートの設定を検討します。

②観光振興の総合的な展開

戦略的な観光プロモーションを行うため、歴史・自然（星・郷・海）などのテーマごとの観光資源の掘り起こしや整理を行います。

また、本市の地場産業や観光振興につながるイベントなどの開催・充実を促し、交流人口[※]と滞在時間の増加に向けた一層の魅力アップを図ります。

更に、京都大学附属岡山天文台（仮称）への誘客、そこから市内への周遊を目的として、気軽に訪れることができる食・植物・景観などを取り入れた産業観光への取り組みや、観光資源のネットワーク化と周遊性・体験性のある観光ルートの造成などを図ります。

③観光情報提供の仕組みの強化

観光協会ホームページのリニューアルや多言語対応はもとより、情報発信機能の拡充など戦略的な観光PRに努め、誘客数の拡大を図ります。

また、市のホームページやSNSなどを活用するとともに、岡山県のアンテナショップにおける特産品の取り扱い数を増やすことなどにより、全国に向けて浅口市の魅力・情報を広く発信するとともに、催事・観光展において動画などを活用した誘客を図ります。

④市民の“おもてなしの心”の醸成

市民一人ひとりが観光の受け入れ手として、観光客が困ったときの気やかな案内人として機能するとともに、本市のPRを積極的に行えるように、観光ボランティアなども含めた人材育成を通じて、市民の“おもてなしの心”の醸成を図ります。

※交流人口とは、定住人口に対する概念であり、観光や買い物、文化鑑賞や習い事、通勤・通学といった目的を問わず、その地域を訪れる（交流する）人のことを指す

2-2 移住・定住対策の促進

現状と課題

本市においては、人口減少への対応策も含め、若い世代を中心とした移住・定住に向けた取り組みが重要となっている中で、平成26年度（2014年度）には「空き家情報バンク」による空き家情報の収集・提供を開始し、所有者と居住希望者のマッチング※を行っています。

また、平成27年度（2015年度）には「星降るベッドタウン」をキャッチフレーズとした、移住・定住ポータルサイト※「Good Days 浅口 移住定住便」を開設するなど、移住者・定住者の獲得に向けた取り組みを進めています。

一方で、本市の社会増減（転入者数から転出者数を差し引いた数）は回復傾向にあるものの、平成27年（2015年）時点ではマイナスとなっていることから、本市が持つ数々の強みを活用した様々な移住・定住促進策を展開するとともに、本市の魅力を広く発信し、居住地として選ばれるまちを目指すことが求められます。

基本的方向と成果指標

市民が「住みよさ」を実感できるまちづくりと並行して、まちへの誇りを持てる学校教育・生涯学習を推進し、市民の転出抑制とともに、本市の出身者の還流を図ります。

また、移住・定住ポータルサイトなどを活用し、本市の魅力や暮らしに関わる多様な最新情報を戦略的に全国に発信し、就業の場は岡山市・倉敷市・福山市などの周辺自治体であっても、居住地として本市が選ばれるためのシティプロモーション※を展開するとともに、首都圏や関西圏などの移住希望者に向け情報提供や支援を行います。

更に、移住・定住希望者の多様な住宅ニーズに対応する観点から、空き家や土地の活用を促進するための制度の利用拡大を図ります。

指標の名称	現状値	目標値
移動数（転入－転出）	▲56人（平成27年度）	0人（平成33年度）
岡山県外からの移住者数	29世帯／47人（平成27年度）	50世帯／75人（平成33年度）
空き家情報バンク登録物件戸数	累計19戸（～平成27年度）	累計40戸（平成29～33年度）
土地情報バンク登録物件面積	0㎡（平成28年11月）	累計3,000㎡（平成29～33年度）

※マッチングとは、物品やサービスを必要とする事業者や個人と、その提供者とを仲介すること

※ポータルサイトとは、「入り口」という意味で、Webページへアクセスするための検索エンジンをはじめ、ニュースなどの様々なコンテンツのリンク集が設置されているWebサイトのこと

※シティプロモーションとは、観光客増加・定住人口獲得・企業誘致などを目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動のこと



施策の内容

①「ふるさと」に対する誇りを高める教育・学習の充実

地域の伝統文化を教材として積極的にとり入れることを通して郷土愛を育てる、独自のふるさと学習のカリキュラム[※]化や、地場産品などを使用した学校給食の提供などにより、子どもの頃から地域のことを考え、地域を想う気持ちを養う機会づくりを行います。

また、子どもを含めた市民が地域のことを楽しんで学ぶことのできるイベントの開催や講座の開設を行い、本市出身者の定住や還流につなげます。

② I・J・Uターンに向けた情報提供の拡充

移住・定住者を獲得するため、シティプロモーションを推進し、加えて首都圏や関西圏などで行われる移住相談会に参加し、移住希望者のニーズに応じたきめ細やかな情報提供や支援を行います。

また、大学生などを対象にした就職面接会・説明会の開催などにより、市内企業などへの就職を促進します。

③多様な居住の選択肢づくり

若い世代の新築住宅のニーズに対応するため、土地情報バンクを実施し、利活用されていない土地の宅地化を促進します。さらに、土地所有者の悩みや不安を解消するための専門員を配置し、相談体制の強化を図り、土地情報バンクの利用拡大につなげます。

また、中古住宅の流動化を図る観点から、空き家情報バンクの市民への周知活動を強化し、物件登録数の拡大を図ります。

※カリキュラムとは、学校教育など組織的な教育において、教科、教材ないし学習経験を一定の範囲と順序で編成したもの

第3章 だれもが健やかに暮らし支え合う地域づくり

3-1 みんなの健康づくりのための保健・医療体制の充実

現状と課題

社会の高齢化に伴い、筋力の衰えや脳卒中、心臓病、がんなどの生活習慣病が原因で要介護状態になる人が増え、医療費の増加とともに大きな社会問題の一つとなっています。市民の健康づくりの推進には、従来の健診などによる病気の早期発見・早期治療（二次予防）にとどまらず、病気にかからないために普段から健康増進に努め、発病を予防する「一次予防」がより重要となっています。

市民の健康への関心が高まっている一方で、健康づくりについての情報は氾濫しており、市民が自分の健康管理を行うために正しい情報を選択できる力と、その情報を踏まえて実際に行動を変えることができる力をつけていくことが重要であることから、保健事業などを継続的・計画的に実施していくことが必要です。

医療体制の整備については、医療そのものの体制整備とともに、市民と保健・医療・福祉・介護の連携の継続・強化に努めていくことが、市民の健康を守るうえで重要です。

また、少子高齢化と社会情勢の変化で国民健康保険加入世帯数が減少していますが、医療の高度化によって医療費の伸び率が高くなっており、国民健康保険財政への影響が懸念されています。今後より一層、医療の適正化や安定的な事業運営を推進していく必要があります。

●医療施設数

(単位:箇所、床、箇所)

医療施設数				病床数			人口10万人当たりの数		
合計	病院	診療所	歯科診療所	合計	病院	診療所	病院	診療所	歯科診療所
35	2	20	13	245	207	38	5.8	58.4	38.0
【参考値】					県		8.5	86.3	51.8
					国		6.7	79.5	54.1

※浅口市の「人口10万人当たりの数」は医療施設数を国勢調査人口（平成27年10月1日）で除した数
資料：医療施設調査（平成27年10月1日）

基本的方向と成果指標

健康で明るく元気に暮らせるまちづくりを推進するため、病気の予防などの健康づくりにおいて、基本である栄養・運動についてより重点をおいて事業を進めるとともに、重症化予防のための事業を推進し、市民が自分の健康管理ができる力をつけられるよう支援します。

また、各種健康診査を推進し、早期発見・早期治療により市民の健康保持・増進を図ります。

医療に関しては、医師会を中心に近隣市町と連携して安定した医療体制の維持ができるよう各種団体と連携を図ります。

国民健康保険については、医療費の適正化を推進し、平成30年度（2018年度）の広域化後も県と連携し、安定的な運営に努めます。



指標の名称	現 状 値	目 標 値
メタボリックシンドロームに該当する人 [※] の割合	16.4% (平成 27 年度)	14.0% (平成 33 年度)
予防接種率 (はしか、風しん2期)	93.4% (平成 27 年度)	95.0% (平成 33 年度)

施策の内容

① 生きいきと暮らせる健康づくり

市民が健康づくりの意識を持ち、正しい知識のもと主体的に健康づくりに取り組み、豊かで充実した人生を送ることができるよう計画的に取り組めます。

今後も関係機関と連携し、健康・食育推進計画に基づき、運動をはじめとする健康づくり事業の充実を図っていくとともに、ライフステージ[※]に合った保健指導を実施します。

また、市民が規則正しい食生活や栄養バランスの重要性を確認し、適切な食習慣を身につけるよう、地産地消も含めた食育の推進を図ります。

さらに、健康相談、健康教育など保健事業を継続してより効果的に実施します。

② 各種健康診査の充実

病気や症状などが進行しないうちに早期発見と治療が行えるよう、国の指針に沿って各種健康診査の充実を図ります。また、市民に対し健康診査の重要性の周知を図り、受診率の向上に努めるとともに、未受診者へ働きかけを行います。

③ 医療体制の充実

現在ある休日当番医の継続実施、広域の第2次救急医療体制[※]維持に努めるとともに、保健・医療・福祉・介護の連携強化や、情報共有に向けた環境整備を図ります。

④ 新たな感染症への対応

海外に渡航する人が増える中での新たな感染症の出現に対しては、市民に対し正しい知識の普及啓発を行い、予防接種も含めた予防対策を進めます。

※メタボリックシンドロームに該当する人とは、腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上で、3つの項目（血中脂質、血圧、血糖）のうち2つ以上の項目に該当すること

※ライフステージとは、年齢に伴って変化する生活段階のことで、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けられる

※第2次救急医療体制とは、入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療のこと

3-2 市民相互に支え合う地域福祉の充実

＝ 現状と課題 ＝

人口減少や少子高齢化、核家族化の進展、生活様式の変化による、地域における相互扶助機能の低下に伴い、保健や福祉に対するニーズが増大・多様化する中で、地域の住民やコミュニティ、関連する団体の果たす役割は非常に大きく、欠かすことができないものとなっています。

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、市民自らが積極的に福祉に関わり、相互に助け合う地域福祉活動の推進が不可欠であり、市民・事業者・行政がともに手を携えて、地域福祉を充実していく必要があります。

5年先、10年先も持続可能な支え合いの仕組みのモデルケースを立ち上げ、地域に発信していくことが重要と考えられます。

生活保護受給世帯は、景気の低迷やそれに伴う企業の人員削減などにより、平成21年度（2009年度）以降は増加傾向にあり、こうした世帯の多くは単身の高齢者世帯となっています。

生活保護制度の適用により、高齢者や障がい者、ひとり暮らしなど、収入が少なく社会的に弱い立場の方の生活の安定を図っていく必要があります。

また、生活保護受給世帯には母子世帯も一部含まれていますが、経済的・物質的な貧困だけでなく、十分な愛情を受けられないという心の貧困や、数字として表れてこない潜在的な貧困の可能性への対応も含め、経済的支援だけでなく地域福祉活動との連携による見守り体制の構築など、多様な支援が求められます。

基本的方向と成果指標

住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、市民一人ひとりが福祉を自分のこととして考え、助け合い、地域全体で福祉を支える社会を目指します。

そのため、福祉に対する理解と関心を高めるとともに、地域福祉への参加意識を醸成し、地域に根ざした福祉活動を支援します。

子ども、高齢者、障がい者など対象者ごとに課題を区切るのではなく、地域に暮らす住民のニーズとして大きく捉えることで、貧困の連鎖などの問題も含め、制度のはざまとなっていたために、これまで十分な対応がされていない課題への対応を検討します。

生活保護制度は、最低限の生活を保障する「最後の安全網（セーフティネット）」という重要な役割・機能を担っているものであり、この制度を適正かつ効果的に実施することにより、最低限の生活の保障と被保護世帯の自立助長に取り組みます。

また、生活保護受給に至る前の段階にある生活困窮者に対し、自立に向けた就労支援などを行うための生活困窮者自立支援事業にも取り組みます。



指標の名称	現 状 値	目 標 値
自立支援プログラムによる支援世帯数	3世帯（平成 27 年度）	延べ 10 世帯 （平成 29 ～ 33 年度）

施策の内容

①地域福祉の充実

①－ 1 地域福祉計画の推進

本市の福祉全体の進むべき方向を明らかにする総合的な計画として、高齢者・障がい者・児童に関するそれぞれの個別計画と整合を図りつつ、地域福祉推進体制づくりなどを検討した地域福祉計画を市民参画のもとに策定し、取り組みを推進します。

①－ 2 社会福祉協議会の活動支援

地域における福祉活動を推進するため、地域福祉ネットワークの構築やボランティア活動など、社会福祉協議会事業の充実強化に向けた支援と連携を図ります。

②地域福祉意識の啓発

地域の中で障がいのある人もない人もお互いに尊重し、支え合い生活する、ノーマライゼーション※の理念が実現された地域社会を構築するため、広報紙やパンフレットなど、様々なメディアを活用した広報活動の充実により、市民の地域福祉意識の啓発や福祉活動への市民の積極的な参加意識の醸成を図ります。

③自立支援プログラムの策定

生活保護における被保護世帯の生活状況を把握するとともに、世帯の自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに対応する個別の支援プログラムを策定します。そして、そのプログラムに基づき個々の被保護者について必要な支援に取り組みます。

※ノーマライゼーションとは、障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方

3-3 安心して産み育てることができる子育て支援の充実

現状と課題

核家族化や少子化の進行により、家庭や地域での子育て環境が変化していく中で、結婚し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくり・支援体制の構築が必要です。

本市では、保育サービスの充実や質の高い教育・保育を提供するため、公立・私立幼稚園の認定こども園[※]への移行や、保育所などの利用定員を増やすとともに、子育てコンシェルジュを配置し、子育てに関する相談業務などを行っています。また、第3子以降の保育料を無償化するなど、経済的な支援を行っています。

放課後児童クラブ[※]は、市内全小学校区で事業を行っており、地域の実情に応じた運営の支援や、質の向上、計画的な施設整備が必要です。

また、園や学校など所属のある児童については、虐待や貧困など家庭環境などにおける問題・課題の早期発見や支援が可能ですが、所属のない児童については接触の機会がないため、健診や訪問を利用して早期発見していく必要があります。

今後は、市民ニーズや子どもを取り巻く状況に応じた保育の受け皿の確保や未就園児とその保護者が利用できるサービスを更に充実することが必要です。

●保育所の状況

(単位：箇所、人)

公営保育所			民営保育所		
箇所数	定員	入所児童数	箇所数	定員	入所児童数
2	110	120	4	390	428

資料：社会福祉施設等調査（平成27年10月1日）

基本的方向と成果指標

地域社会と連携・協力をしながら、結婚し安心して子どもを産み育てられるように、浅口市子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域全体で子育てを支援していく体制や仕事と子育てが両立できる環境を整備します。また、母子保健の視点からも、結婚・妊娠・出産・育児を切れ目なく包括的に支援できる体制の構築を目指します。

質の高い教育・保育の総合的な提供や保育の受け皿の確保のための方策や病児保育事業の実施を検討し、放課後児童健全育成事業の質の向上、支援の充実に努めます。

仕事と子育てなどとの両立が可能となるよう、ワーク・ライフ・バランス[※]の実現に向けた啓発活動を実施します。

児童虐待の早期発見及び予防事業を充実させ、要保護児童[※]や発達に課題のある子どもへの適切な対応、虐待などの未然防止・早期発見に努めます。

指標の名称	現状値	目標値
保育の確保量	592人（平成28年度）	872人（平成33年度）

※認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設のこと

※放課後児童クラブとは、保護者が労働などで昼間家庭にいない小学校に就学する子どもたちに対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの

※ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と生活の調和のことで、その両方を充実させる働き方・生き方のこと

※要保護児童とは、保護者がいない児童、または保護者に監護させることが不適当と認められる児童のこと



施策の内容

① 出産・育児・保育サポートの充実

結婚・妊娠・出産・子育ての包括的な支援を実施するとともに、子ども・子育て支援事業計画に基づいて、子育て世帯の意向を踏まえた教育・保育の量の確保に努めます。また、公立幼稚園の認定こども園への移行については、就学前のすべての子どもに等しく教育・保育を提供できる環境を構築することを第一に考え、市民ニーズ、受給バランスを勘案しながら取り組みを進めます。

未就園児とその保護者を対象としたつどいの広場などの地域子育て支援拠点事業[※]については、利用者のニーズに沿った事業内容を検討し、質の向上に努め、広報の更なる充実を図ります。

② 預かり保育、放課後児童健全育成事業の充実

預かり保育については、利用者のニーズを踏まえた検討・調整を行い、子どもが安心して過ごせるよう支援します。また、幼稚園施設の今後の方向性を踏まえながら、必要に応じて手狭になっている預かり保育室の整備を進めます。

放課後児童健全育成事業については、各児童クラブでは、入所希望者の増加や保護者の就労形態などによる様々な要望への対応が課題となっており、円滑な運営ができるよう支援に努めるとともに、地域の実情に応じた施設整備を行います。また、支援に従事する職員の資質向上を図ります。放課後の児童の安全で安心な居場所の確保として、放課後子ども教室[※]との一体的または連携による事業を実施します。

③ 保育サービスの充実

市内保育所・こども園で実施している一時預かり事業や休日保育事業などの保育サービスについて、継続して実施するとともに、保護者のニーズに沿った事業の実施を検討し、更なる内容の充実を図ります。

④ 遊び・交流の場の整備・充実

子どもが安全に遊べ、利用する親子や地域住民の交流の場所となるよう、公園の整備や充実に努めます。また、放課後子ども教室や職場体験など、子どもが様々な活動を体験する場と地域の人々とふれ合う機会を提供します。

⑤ 要保護児童などへの対応

児童虐待への対応や早期発見・未然防止のため、関係課、保育所・幼稚園・認定こども園・学校、児童相談所など関係機関と連携を密にし、情報共有を図ります。また、引き続き要保護児童対策地域協議会を開き、支援を行います。

発達障がい児など発達に課題のある子どもについても、関係各所と連携し、早期発見、適切な支援につながるよう努めます。

⑥ 子どもの貧困への対応

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもを取り巻く現状と課題を把握し、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援など、貧困の実態に即した事業内容を検討し、子どもの健やかな成長の実現に向けた取り組みを進めます。

※地域子育て支援拠点事業とは、公共施設や保育所などで乳幼児のいる子育て中の親子の交流や子育て相談、情報提供などを行う事業のこと

※放課後子ども教室とは、放課後や週末の子どもたちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放する取り組みのこと

3-4 生きがいを持って暮らせる高齢者福祉の充実

＝ 現状と課題 ＝

平成27年（2015年）に団塊の世代が65～67歳になる中で、平成28年（2016年）4月の浅口市の高齢化率は34.9%となっています。そのうち、前期高齢者（65～74歳）の割合は49.9%、後期高齢者（75歳以上）の割合は50.1%と概ね1対1の比率ですが、5年後の平成33年（2021年）には後期高齢者の割合は55%、10年先は65%程度まで増加すると予測されています。

そのため、今後は軽度認知症のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯とともに、重度の要介護高齢者も増加することが想定されます。

認知症や要介護状態になることを予防するとともに、家族や見守る地域の人も含め、医療・介護の連携により住み慣れた地域や自宅で尊厳を持って生活できる環境が必要です。

また、元気な高齢者については、地域の社会資源となりうる人材であることから、退職後の新たな就業の場の確保に加え、子育て支援やボランティア活動など多様な形態で、地域で活躍できる場づくりが重要です。

●要介護認定者数の状況

（単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	332	298	395	308	247	307	190	2,077
第2号被保険者	2	10	6	3	3	5	2	31
合計	334	308	401	311	250	312	192	2,108

資料：介護保険事業状況報告（平成28年4月1日）

●ひとり暮らし高齢者の推移

（単位：人）

平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
688	852	1,026	1,158	1,505

資料：国勢調査（単身世帯、65歳以上）

基本的方向と成果指標

医療・介護・看護・福祉・地域の関係者と連携し、在宅医療・介護連携の推進強化を図ります。

認知症施策の推進として、認知症理解の普及啓発や認知症の相談・早期対応、認知症になっても気軽に参加できる場づくりや介護者支援などを行います。また、必要に応じて人権や財産管理などの権利擁護に取り組みます。

運動機能の向上や閉じこもり予防を目的とした教室や地域づくりを通じて、介護予防を推進します。

住み慣れた地域で安心して生活するため、訪問型や通所型のサービスや事業を整備します。

貴重な地域資源であるシルバーパワーを活用するため、元気な高齢者が活躍できる多様な場づくりを進めます。



指標の名称	現 状 値	目 標 値
介護認定率	16.8% (平成 27 年度)	16.0% (平成 33 年度)
認知症サポーター [※] 人数	6,937 人 (平成 28 年 5 月)	8,000 人 (平成 33 年度)
介護予防教室 (一次予防) 参加者数	2,236 人 (平成 27 年度)	2,300 人/年 (平成 29 ~ 33 年度)

施策の内容

①介護予防事業の推進

運動機能の向上や閉じこもり予防を目的とした教室の開催や地域の集まりを支援し、介護予防を推進します。

②介護保険や在宅医療などの正しい知識の普及啓発

介護保険や在宅医療、介護予防や認知症などについて住民や関係者が正しい知識を持ち、状況にあった適切な支援や行動がとれるよう普及啓発を行います。

③住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくり

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。また、安心して生活できるよう権利擁護に取り組みます。

④シルバーパワーの有効活用

元気な高齢者の活躍は、介護予防という視点以上に、貴重な地域資源の活用という意味で重要であることから、子育て支援をはじめとする多様な地域の福祉ニーズとシルバーパワーを結びつけることで課題解決を図ります。

※認知症サポーターとは、認知症サポーター養成講座を受講した方のことで、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者のこと

3-5 互いに理解しともに生きる障がい者福祉の充実

現状と課題

本市では、在宅で過ごす障がい者が障害福祉サービスなどを利用しながら安心して暮らせるよう支援するとともに、社会福祉協議会などと連絡を密にして、必要な情報の共有に努めています。また、毎年12月の障害者週間に合わせて街頭広報を行い、市民の方に理解を呼びかけています。

本市の身体障害者手帳[※]所持者は5年間で微減していますが、療育手帳[※]・精神障害者保健福祉手帳[※]の所持者は増加しています。これは障害に対する理解が浸透し、また相談体制が整いつつあることにより、従来では認識されていなかった人にも支援が届きはじめた結果だと考えられます。

今後は、これまでの取り組みを継続・強化するとともに、高齢化による身体機能の衰えなどを考慮しながら、介護保険サービスへの円滑な移行ができるよう支援が必要です。

● 障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
身体障害者手帳	1,419	1,449	1,412	1,406	1,393
療育手帳	237	235	242	252	266
精神障害者保健福祉手帳	121	116	137	129	161

資料：浅口市障害者手帳交付台帳（各年4月1日）

基本的方向と成果指標

障がい者の住みなれた地域や社会での自立した社会参加を促進するとともに、保健・医療と連携したきめ細かな福祉サービスの提供を推進し、必要に応じて人権や財産管理などの権利擁護に取り組みます。

また、障害者差別解消法に基づき障がい者に対する正しい理解と認識を深めるための啓発・広報活動を推進するとともに、障がい者・市民・ボランティアなどの交流のためスポーツ活動や芸術活動を推進します。

指標の名称	現状値	目標値
就労継続支援 [※] 受給者数	100人（平成27年度）	150人（平成33年度）
地域定着支援 [※] 受給者数	11人（平成27年度）	20人（平成33年度）
地域活動支援センター利用者	20人（平成27年度）	40人（平成33年度）

※身体障害者手帳とは、身体に障がいのある人が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳のこと

※療育手帳とは、知的な障がいのある人が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳のこと

※精神障害者保健福祉手帳とは、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもので、そうした人が様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳のこと

※就労継続支援とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者が、就労機会の提供を受けるとともに、生産活動の機会の提供などを通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を受ける支援のこと

※地域定着支援とは、入所施設や精神科病院からの退所や退院、家族との同居からひとり暮らしに移行し、地域生活が不安定な障がい者などが地域生活を継続していくための支援のこと



施策の内容

①障がい者の自立と社会参加の促進

障がい者のニーズを見極めながら地域生活支援事業の充実を図ります。また、働くことを望んでいる障がい者に就労の機会が確保され、職場へ定着できるよう関係機関との連携を推進します。

障がい者の移動や就労対策、地域における相談支援体制の強化など施策の充実に取り組みます。

また、社会参加を通して生きがいや日常生活の充実が図られるよう交流の機会や活動の場の整備を推進します。

②在宅福祉サービスの充実

地域特性を十分に考慮しながら地域生活支援事業などを展開し、必要な障害福祉サービスが十分行き渡るよう、井笠圏域障害者相談支援センターなどの関係機関との連携を強化します。

障害の程度や生活の状況に応じたサービスが提供できるよう、在宅福祉サービスの質的量的な充実に努めます。

③障がい者福祉意識の啓発

広報紙やパンフレットなど、様々なメディアを活用した啓発や広報活動を充実させるとともに、障がい者との交流やボランティア養成講座などのあらゆる機会を通じて、障害の特性や障がい者に対する支援の必要性などの理解を深め、市民の意識の啓発に努めます。

④発達障害などに対する支援体制の充実

一人ひとりの状態に応じた、切れ目のない相談・支援ができる体制を充実します。

また、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携強化や関係者の障害への理解の促進を図ります。

発達障害や発達が気になる子どもを持つ保護者同士が交流し活動する団体を支援します。

第4章 夢を育む教育と地域文化の振興

4-1 幼児教育・学校教育の充実

現状と課題

価値観が多様な昨今においては、自分たちで新しい考えを生み出す力が求められていることから、協同的に学ぶ機会を重視し、他者との関わりの中で、思考力や表現力を育て、グローバル化に対応できる人材を育てる必要があります。

また、子どもを取り巻くスマートフォン（以下、スマホ）などのメディア環境は今後更に発展することが予想されることから、地域や家庭との連携を重視しながらメディアとよりよく付き合う力を育てることが求められます。

さらに、学校・園での問題行動は多様化し、その対応に苦慮する現状がある中で、今後はこれまでに以上に学校・園と関係機関、そして地域との連携を図りながら問題解決に当たる必要があります。

●幼稚園・こども園・小学校・中学校の状況

(単位：園、校、学級、人)

幼稚園・こども園				小学校			中学校			
園数		学級数	園児数	学校数	学級数	児童数	学校数		学級数	生徒数
公立	私立						公立	私立		
5	1	21	412	8	77	1,700	3	1	47	1,391

資料：学校基本調査（平成28年5月1日現在）

基本的方向と成果指標

急激に変化する社会の中で自己実現を目指し創造性に富んだ自立できる子どもの育成を目指します。

また、豊かな心と健やかな体を備えた協働できる子どもの育成を目指します。

さらに、郷土の伝統・文化を尊重し、国際社会を生きぬく教養ある子どもを育成します。

幼稚園、小・中学校施設については、規模の適正化などの検討を加えながら、計画的な整備と有効利用を進めるほか、安全で快適な学校生活を送れるよう学校施設の整備・改修を順次進めます。

指標の名称	現状値	目標値
家庭学習1日1時間以上の児童・生徒の割合（5年生以上）	72.2%（平成28年度）	90.0%（平成33年度）
スマホなどの利用1日1時間未満の児童・生徒の割合（5年生以上）	74.5%（平成28年度）	80.0%（平成33年度）
朝食摂取する児童・生徒の割合（5年生以上）	84.6%（平成28年度）	90.0%（平成33年度）

(全国学力・学習状況調査による)



施策の内容

①学校教育の充実

①-1 確かな学力向上の推進

保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の連携を深めながら、小1プロブレム[※]や中1ギャップ[※]の解消を目指します。

また、ICT機器の効果的な活用を推進し、子どもの学習意欲の向上や視覚的支援の充実を図り、学力向上へつなげます。授業の中で、学び合いや伝え合いを積極的に取り入れ、考える力や表現する力を育てます。特別支援教育については、一人ひとりの特性に合った指導を大切にし、指導方法の改善や環境整備を進めます。

さらに、家庭・地域との連携を深め、家庭学習の習慣化や基本的な生活習慣の定着を目指します。

①-2 心の教育の推進

道徳の教科化に伴う研修を充実し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の更なる推進を目指します。

スクールカウンセラー[※]やスクールソーシャルワーカー[※]などとの連携を深め、子どもや保護者の心のケアに努めます。

また、保護者や教職員との連携会議を実施したり、児童生徒が主体となり活動する機会をつくったりしながら、スマホなどのメディアとよりよく付き合う力を育みます。

さらに、小中連携や地域連携をしながらあいさつ運動を活性化したり、A S S E S S[※]の結果をもとにした学校経営を図ることにより、よりよい人間関係づくりを推進します。

①-3 体育・健康教育の充実

全国体力・運動能力・運動習慣調査の結果を活用し、課題のある領域について授業改善を行います。栄養教諭などによる食育指導を定期的実施し、望ましい食生活習慣の定着を目指します。また、食物アレルギーを持つ園児・児童・生徒を把握し、適切に対応するため、組織的な取り組みを進めます。

②学校施設の整備・充実

②-1 幼・小・中学校トイレ洋式化改修

洋式トイレが不足している学校施設について、トイレの和式便器を洋式便器に替えることで、トイレ環境を改善します。

②-2 学校施設の老朽化対策

建築後40年を経過する学校施設が増えてくるため、安心・安全な教育環境を提供できるよう施設の改修を進めます。

※小1プロブレムとは、小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話を聞かない、などと学校生活になじめない状態が続くこと

※中1ギャップとは、中学校に入学したばかりの1年生が、学校生活や授業のやり方が小学校と違うため、新しい環境(学習・生活・人間関係)になじめないことから不登校となったり、いじめが急増したりするなどの問題が出てくる現象のこと

※スクールカウンセラーとは、教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家のこと

※スクールソーシャルワーカーとは、教育機関において主に社会的弱者への福祉相談業務に従事する福祉職専門家のこと

※A S S E S S (Adaptation Scale for School Environments on Six Spheres)とは、学校環境適応感尺度のこと。大きく「生活満足感」、「学習的適応」、「対人的適応(教師サポート、友人サポート、向社会的スキル、非侵害的關係)」の3つの観点から学校適応感を捉えるもの

4-2 豊かな人生を育む生涯学習の充実

現状と課題

本市では、市民が地域の中において、自ら進んで生涯学習に取り組めるよう、これまでも様々な生涯学習施策を進めてきました。

市民の生涯学習活動は多様化しており、それらに対応するには、様々な団体などと連携を一層深め、それぞれの強みを生かした取り組みを展開するなど、市民が一体となって生涯学習を推進していくことが求められます。

そのため、市民一人ひとりが主体的に活動できる環境整備に向けて、今まで以上に積極的な情報提供を行うなど、生涯学習推進のためのサポートを今後も継続的に行うことが必要です。

また、講座などの受講生を集める目的で、参加しやすい個人の趣味や娯楽に関するものを充実させるのではなく、教育行政として市民に何を学んでほしいのか、何を伝えるべきかを考え、「人づくり」「地域づくり」につながる社会教育に取り組むことが必要です。

青少年の健全育成は、家庭・学校の問題だけでなく、地域全体で取り組む必要があることから、今後は学校・家庭・行政・地域がより一層連携・協力し、育成に努めることが大切です。

●主な生涯学習・文化施設の状況

(単位：箇所)

公民館・コミュニティセンター	図書館	博物館・資料館
8	3	4

資料：浅口市調（平成27年4月1日）

基本的方向と成果指標

市民一人ひとりの主体性や自発性に基づき、生涯を通じて学ぶことでより豊かで充実した人生を送れるよう、生涯学習機会の拡充や、学習内容の充実を図ります。また、学習成果の発表の場や活動機会の情報提供などを行い、市民による自主的な取り組みを支援します。

社会教育活動や地域活動の拠点となる公民館や図書館などについて、施設間のネットワーク化とともに、施設の耐震化やバリアフリー※化など、安全で使いやすい施設整備を進めます。

青少年の健全育成については、家庭や学校、地域が一体となった社会環境づくりに取り組み、家庭教育の一層の充実を図るとともに、青少年を育成・指導する人材の養成・確保に努めます。

指標の名称	現状値	目標値
中央公民館の耐震・改修	—	実施（平成29年度）
貸出図書数	194,696冊（平成27年度）	250,000冊／年（平成29～33年度）

※バリアフリーとは、高齢者・障がい者などが生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること



施策の内容

①生涯学習の充実

①-1 各種講座・講演会の充実

公民館講座については、利用状況や市民の意向を考慮し、必要に応じて入替・統合及び新規導入も検討しながら充実します。また、講座卒業生が自立した学習グループになるよう、支援します。

①-2 生涯学習情報提供の推進

広報紙や市ホームページなどを活用した情報提供を行います。また、対象者に応じて、メール配信なども含めた多様な方法による情報提供の拡充を図ります。

①-3 学校、地域との連携事業の推進

学校や地域ボランティアの方との連携を、より一層深め、地域学校協働本部[※]や放課後子ども総合プラン[※]といった「地域全体で子どもを育てる」取り組みを進めます。

また、生涯学習による個々の「学び」について、次世代の子どもたちに伝えられるような、「学びが循環する教育支援体制」の構築に努めます。

②社会教育施設の整備・充実

②-1 図書館機能の強化・図書館ネットワークの利便性向上

貸出・蔵書管理システムなどの検証・見直しを行い、利用者の利便性向上に努めます。

更に、協働的な学びの充実により、思考力や表現力を育て、グローバル化に対応できる人材を育成します。家庭・地域との連携を深め、家庭学習などの基本的な生活習慣の育成を目指します。

②-2 公民館、図書館などの整備・充実

社会教育活動や地域活動の拠点である公民館、図書館などの施設について、耐震化やバリアフリー化を進めます。

③青少年健全育成団体の活動支援

青少年健全育成活動については、今後も団体活動の活性化を図るとともに、市青少年育成活動協議会と市青少年育成センターを軸に、相互に連携を取りながら育成事業を推進し、地域全体で子どもを育てる体制づくりに努めます。

※**地域学校協働本部**とは、地域と学校が連携・協働して、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関など、幅広い地域住民の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動本部のこと

※**放課後子ども総合プラン**とは、共働き家庭などの「小1プロブレム」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が連携して進める総合的な放課後児童対策の指針のこと

4-3 スポーツ活動の振興

＝ 現状と課題 ＝

体育協会や、スポーツ少年団などの各種スポーツ団体については、組織の統合が進み、現在では市体育協会として諸々の課題を解決しながら、数多くの活動を展開しています。また、平成20年度(2008年度)に発足した「総合型地域スポーツクラブ」の活動内容も年々充実しています。

今後は、より市民のニーズに適合した活動の場を提供できるよう、各種団体の活動を支援していくことが求められます。

また、幼児から高齢者まで、市民が生涯にわたり手軽にスポーツを楽しめるよう、施設・用具などのハード面を充実させるとともに、スポーツ推進委員を中心として生涯スポーツの意識の向上、普及を図る必要があります。

●主なスポーツ施設の状況

(単位：箇所)

体育館	プール	野球場	テニスコート	武道館	運動場	フットサル場	ふるさと かもがたプラザ
3	2	1	4	2	6	1	1

資料：浅口市調（平成27年4月1日）

基本的方向と成果指標

スポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、体育協会・スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなどの各種団体への支援・指導者の育成に努めます。

また、市民が生涯を通じて手軽にスポーツを楽しめるよう、既存スポーツ・レクリエーション施設の有効利用や施設の整備・用具の充実などを進めます。

指標の名称	現状値	目標値
スポーツ施設の利用者数	273,403人（平成27年度）	300,000人/年（平成29～33年度）



施策の内容

①スポーツ活動の振興

①-1 各種スポーツ団体の育成・支援

スポーツ指導者養成研修会を開催するなど、各種スポーツ団体の育成や活動支援、指導人材の養成に努めます。

①-2 スポーツ振興基本計画の推進

スポーツ振興基本計画に基づき、各種団体が行っている活動を広く市民に周知するとともに、一人ひとりが志向や体力に応じたスポーツを行い、健康で幸せに暮らしていけるまちの実現を目指します。

②スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

各種スポーツ・レクリエーション施設を充実させるための整備や検討を進めます。

4-4 歴史文化の保全活用と芸術文化の振興

＝ 現状と課題 ＝

歴史的文化資源の保全活用においては、市民参加型の文化財を活かした地域づくりを推進することで、市民の郷土に対する愛着心の醸成を図ることが求められます。

西山拙斎、小野光右衛門など郷土先人の足跡や、江戸時代の町家に代表される歴史的建造物や様々な史跡など市内の歴史的、文化的資源について、広く市民に周知するとともに、保全、整備を進めて次世代に継承していくことが課題となっています。

また、歴史ある天文台があるまち、そして新たにアジア最大級の望遠鏡を備えた天文台が建設されたまちとして、宇宙・科学に興味がある人だけでなく、子どもから大人まで多くの市民が最新の宇宙・科学の面白さを体感できる施設や環境を整備することが重要です。

市民の芸術文化活動については、市文化連盟が行っている文化活動に新たに加入する市民は少なく、全体として芸術文化に取り組む市民の高齢化が進んでいます。

今後は、子どもや若い世代が文化連盟の活動に参加できる場を設けるなど、地域で育んできた文化活動のつながりを次世代に継承していくことが課題となります。

基本的方向と成果指標

浅口市が誇る多くの文化財を十分に生かしながら、市民の郷土への誇りを育み、歴史文化的遺産を活かした魅力ある地域づくりを行います。

各種文化財の調査研究や埋蔵文化財の発掘調査を実施し、その価値付け、適切な指定や保存管理を計画的に行います。

かもがた町家公園、阿藤伯海記念公園や資料館などの文化施設の充実を図るとともに、文化財や資料館収蔵資料の紹介や企画展、体験学習などにより、その歴史的価値を発信します。また、市民が文化財保護や継承に積極的に関わられるよう、ボランティア組織と協働で、幅広く活用できる場づくりを進めます。

京都大学の新天文台が完成し、本観測に向けて動き出すことから、3.8 m新技術望遠鏡の紹介をはじめ、最新の宇宙・科学分野の情報を発信していくことで、宇宙の魅力、「天文のまち あさくち」の魅力を発信します。

地域で育んできた芸術文化活動の継承は、単なる活動の継承にとどまらず、地域社会における世代間交流の充実にもつながることから、市総合文化祭などの機会を利用して自発的な継承活動に取り組みます。



指標の名称	現 状 値	目 標 値
かもがた町家公園入園者数	34,570 人（平成 27 年度）	36,000 人（平成 33 年度）
岡山天文博物館入館者数	12,749 人（平成 27 年度）	18,000 人（平成 33 年度）
文化協会の会員数	1,903 人（平成 27 年度）	2,000 人（平成 33 年度）
文化連盟体験講座参加者数	60 人（平成 27 年度）	500 人（平成 33 年度）

施策の内容

①歴史・文化的資源の保全・活用

市指定文化財やその他の文化財についても多角的な調査に努め、本市の文化財などの全体的なデータベース化を図るとともに、文化財などの保全に努めます。また、積極的な公開や情報発信を行い、市民が文化財に接し、その価値を認識する機会を増やします。

②芸術文化活動の振興

市総合文化祭などの文化連盟が関わる事業において、子どもたちが地域の多様な芸術文化活動に触れることのできる機会を設けるよう助言などの支援を行います。

③文化施設の整備・充実

「天文のまち あさくち」にふさわしく、宇宙の魅力や天文の情報を知ることができる専門施設としての役割を果たす観点から、岡山天文博物館の施設整備を進めます。

4-5 グローバルな感性を育む国際交流の促進

現状と課題

今日の急速な技術の発展と、国家の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより、人・物・情報の流れは、地球的規模に拡大されています。このような中で、諸外国との交流は従来の国家間レベルのものから、地域レベル、草の根レベルの交流が重要になっています。

国際交流を将来にわたって継続的かつ確実に進めていくには、グローバルな視点を持った人材の育成が重要となります。

本市では、オーストラリア・ティーツリーガリー市との交流を20年以上続けており、現在は、高校生と中学生の相互交流事業にとどまっていますが、これを更に発展させ、市民と市民の交流に広げていくことが国際化や本市の魅力・知名度の向上につながると考えられます。

地域の国際化は、多文化共生社会の実現にもつながるものであることから、災害や急病などの緊急時においても、国籍などによる区別なく、在住する地元で支援ができるような地域づくりを目指すことが必要です。

基本的方向と成果指標

地域の国際化に対する市民の関心を高めるために、中国・高安市、オーストラリア・ティーツリーガリー市という2つの友好提携都市と行政や教育分野において積極的に交流していることを広く市民にPRするとともに、その他の外国人との市民レベルでの交流を推進します。特に、ティーツリーガリー市については、交流の対象を市民全体に広げることで、市民の国際理解を促し、地域の国際化の推進を図ります。

また、グローバルな視点を持ち、将来世界へ羽ばたく人材を育成するため、幼稚園・小学校・中学校などにおける英語教育活動を積極的に推進します。

また、国際交流協会の活動を広く市民にPRするとともに事業への参加を呼びかけ、更には県や民間団体が実施する派遣事業やホームステイ事業などを紹介することで、市民、とりわけ若い世代による自主的な国際交流活動を促進します。

指標の名称	現状値	目標値
国際交流事業参加者数	248人（平成27年度）	350人（平成33年度）
英語活動年間計画（指導資料）の見直し	策定（平成18年度）	見直し（毎年度）



施策の内容

①国際交流の推進

特定校との教育交流にとどまらず、交流に関心のある児童生徒間でカードや手紙の交換を行なうなど対象層を拡大し、小学校から定期的な交流を体験することで、異文化に親しみ理解を深めることを目指します。

また、市国際交流協会やティーツリーガリー市と連携し、SNSを活用した交流の場を設けたり、多文化共生の実現に向けた講座を開催し、市民の国際理解を促進します。

②国際的に活躍できる青少年の育成

オーストラリア・ティーツリーガリー市への青少年派遣は、英語でのコミュニケーション能力の向上を目的とするだけでなく、オーストラリアの環境意識の高さや地球に優しい暮らしの実践、自然との共生を目指すボランティア活動などを学ぶ機会とし、研修での経験を本市のボランティア活動への参加や環境問題への取り組みへと発展させることを目指します。

また、海外派遣事業などへの参加者が、引き続き国際交流事業や地域の国際化に向けた活動に関わっていくことのできる仕組みを構築します。

③国際理解教育の推進

市内小中学校に配置しているALT*を中心に就学前からの英語活動の充実を図ります。また、国際理解・国際交流の推進に向けて、ALTの学校以外の研修会や英会話講座などの事業での積極的な活用を進めます。

知識・理解の習得だけにとどまるのではなく、体験的な学習や課題学習なども積極的に取り入れ、子どもたちの実践的な態度や資質・能力の育成を目指します。

*ALTとは、Assistant Language Teacherの略で、外国語を母国語とする外国語指導助手のこと

第5章 自然と共生した安心・安全なまちづくりの推進

5-1 豊かな自然環境の保全と環境教育の推進

現状と課題

本市には、豊かな山林をはじめ河川や海など、水と緑の多様な自然環境がありますが、自然環境の保全については、山林や河川、海への不法投棄など、モラルの低さが原因と思われる事例が多く、市環境衛生協議会や市民団体、地区などと協働し、各地域でクリーン作戦や清掃活動を行うなど、引き続き環境保全意識の高揚に努めていく必要があります。

地球温暖化対策については、地球温暖化対策地域推進計画及び新・省エネルギービジョンにより、計画的に施策を実施しています。

基本的方向と成果指標

恵まれた自然環境を後世に引き継いでいくため、市民ボランティアによる清掃活動など、市民・事業者・行政が連携・協働して自然環境や動植物の保護・生息環境の保全に努めます。

地球温暖化対策については、地球温暖化対策地域推進計画及び新・省エネルギービジョンの施策を計画的に進め、情報の提供や意識の啓発、環境学習など積極的に取り組み、新・省エネルギーを推進して地球にやさしい環境づくりに努めます。

今後も、環境保全や地球温暖化に関する情報や取り組みを、広報紙やイベントを通じ積極的に発信し、モラルの向上や環境教育に努めるとともに、環境保全対策を長期的・包括的に進めていく環境基本計画となるよう、検証・見直しを行います。

指標の名称	現状値	目標値
環境基本計画の見直し	策定（平成 24 年度）	見直し（平成 30 年度）

施策の内容

①自然環境、動植物の保護と生息環境の保全

自然環境美化に対する市民の意識を高め、クリーン作戦などの取り組みを継続し、清潔で美しいまちづくりを進めます。

また、本州唯一といわれるアッケシソウ（絶滅危ぐ種）自生地の保護に取り組み、「アッケシソウを守る会」などの市民主体の自然を守る活動とも連携し、市内の自然や動植物の保護と生息環境の保全に取り組みます。



②自然環境を活用した環境教育の推進

学校における環境教育を推進するとともに、自然とのふれあいの場、環境学習の場としての水辺の楽校などの施設の有効利用を図ります。また、山・海の持つ多面的な資源性を活かすとともに、岡山天文博物館などの施設や各種イベントを活用し、青少年だけでなく多くの市民が、環境について学ぶ機会を充実します。

③地球温暖化防止対策の推進

新・省エネルギービジョンに則し、市民・事業者・行政が協働して温室効果ガスの削減や地球温暖化防止活動を積極的に推進します。また、学校での環境学習にも積極的に取り組み、講師の派遣などを行います。

④環境基本計画の見直し

平成 25 年 3 月に策定した環境基本計画を、今後の社会情勢の変化を勘案し、平成 30 年度に見直します。

⑤流域圏における自然環境保全の取り組み

自然環境の保全には、川上から川下に至る流域圏全体での取り組みが必要であるため、高梁川流域圏における環境保全のための取り組み体制の構築を進めます。

5-2 資源・エネルギーの循環型社会の形成

現状と課題

家庭からのごみの排出量は、ここ数年減少傾向にありますが、集団回収量の減少などに伴い、総資源化量も減少傾向にあるため、リサイクル率は岡山県平均を下回り、横ばいとなっています。また、岡山県西部衛生施設組合見崎山埋立処分地在住者が埋立終了したことに伴い、広域での新たな最終処分場の建設が必要となっています。

今後とも、ごみの排出抑制・資源化施策を実施するとともに、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を認識し、連携を図ることで、環境への負荷の少ない社会・経済の仕組みをつくっていく必要があります。

基本的方向と成果指標

一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ・し尿・浄化槽汚泥の適正な処理を行います。また、ごみに対する市民意識を高めるため、環境教育の充実を図るとともに、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の「3R」を中心に、市民・事業者・行政が相互に力を合わせ、適正なごみ処理体制の構築を図ります。

指標の名称	現状値	目標値
ごみの排出抑制（総排出量）	12,320 t（平成26年度）	11,438 t（平成30年度）
リサイクル率	17.6%（平成26年度）	24.0%（平成30年度）

施策の内容

①一般廃棄物処理基本計画の改訂

一般廃棄物処理基本計画に基づき、市内のごみ・し尿・浄化槽汚泥の適正な処理を進めながら、平成30年度には必要に応じた計画改訂を行います。

②ごみの減量化・再利用・リサイクル化の推進

②-1 分別収集の徹底

ごみの排出実態を定期的に把握し、計画的な3Rを推進するとともに、市内小・中学校などの教育機関と連携し、また、町内会やPTAなどの要請を受け、出前講座を開催するなど啓発に努め、収集量の増加を目指します。



②-2 ごみの減量化の推進

家庭での生ごみの堆肥化、減容化を図るため、引き続き生ごみ処理機購入費補助金制度を促進します。

また、市庁舎などにおけるごみの排出を抑制するため研修会を開催するなど、資源化及び適正処理に努めます。

②-3 ごみの再利用の推進

市民、事業者に対する情報提供や啓発活動を強化し、イベントなどにおけるリユース食器の利用拡大を促進します。

②-4 ごみのリサイクルの推進

出前講座や広報紙での啓発活動により、使用済み小型家電リサイクル制度の普及を促進します。

5-3 安全を確保する防災体制の整備

＝ 現状と課題 ＝

防災に関しては、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関などが処理すべき事務及び業務の大綱を定めた地域防災計画を基本として、防災活動の総合的かつ計画的な取り組みが必要です。

東日本大震災や広島土砂災害など、毎年のように全国各地で地震や大雨などによる甚大な災害が発生しています。国及び県ではこれらの災害を受けて防災計画の見直し作業を行っており、これにあわせて市も地域防災計画の見直しを行う必要があります。

災害・危機に強いまちづくりを行うためには、防災を支える様々な人たちの防災力向上が重要であり、地域で暮らす人々が助け合う地域主導のネットワーク型のまちづくりが行えるよう、自主防災組織の育成や総合防災訓練の実施、ハザードマップ[※]の作成・周知など、市民へ分かりやすい情報提供、普及啓発と、緊急時の情報伝達手段の整備とともに、避難行動要支援者名簿登録制度の周知と地域の理解を進めていく必要があります。

また、市民の生命、身体及び財産を守るため、国民保護計画に基づいた国民保護措置を総合的に推進する必要があります。

基本的方向と成果指標

災害が発生した場合でも被害を最小限に食い止められるよう、自助・共助・公助の防災理念のもと、地域主導のネットワーク型のまちづくりを推進し、市域の消防団や自主防災組織の育成・強化や消防防災施設の充実を図ります。更に、国・県・近隣市町・民間事業者などとの応援協力体制を強化します。

総合防災訓練の実施やハザードマップの周知など、市民へ分かりやすい情報提供、防災意識の啓発、災害時に緊急情報を迅速に市民へ伝えるための情報伝達手段の整備・運用を行い、市民が安心して暮らせる環境づくりに取り組むとともに、避難行動要支援者名簿登録制度の実施により、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者を地域ぐるみで支援する体制づくりを進めます。

また、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できるよう、市民の協力を得つつ関係機関と連携を図ります。

[※]ハザードマップとは、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと



指標の名称	現 状 値	目 標 値
地域防災計画の見直し	見直し（平成 27 年度）	見直し（平成 30 年度）
自主防災組織率	63.7%（平成 28 年 4 月）	70%以上（平成 33 年度）
防災行政無線の設備更新	—	更新（平成 33 年度）
備蓄品（食糧）の整備率	80.0%（平成 28 年 4 月）	100%（平成 33 年度）
避難行動要支援者名簿登録制度	実施	実施（平成 29 ～ 33 年度）

施策の内容

①防災体制の育成・強化

①－ 1 防災体制の確立

国・県の防災計画の見直しを踏まえ、地域防災計画を見直すとともに、行政と防災関係機関及び市民が一体となった防災体制の確立、災害発生時に地域で助け合える地域社会づくりを目指します。

また、業務継続計画や避難所運営マニュアルなどの災害発生時の具体的な行動計画を整備するとともに、防災行政無線について、設備更新と併せてデジタル化へ移行するなど、防災に関する設備の拡充を図ります。

①－ 2 自主防災組織の育成・強化

自主防災組織の更なる設立促進と活動の活性化に向けた支援を行い、組織率の向上を目指します。

また、女性防火クラブにおいては、啓発活動などにより、地域全体の防火意識の高揚に努めます。

①－ 3 消防団の育成・強化

消防団組織については、活動能力向上のために、より実践的な訓練や研修となるよう、訓練ターゲットの明確化や、成果のみられる研修の拡充など、見直しや充実を図ります。また、地域の実情に応じた活性化策について検討を継続し、団員確保に努めます。

①－ 4 防災意識を高めるための市民への情報提供・普及啓発

市全域を対象として作成したハザードマップを活用し、学校での防災教育や、地域・家庭での防災意識の高揚を図ります。

また、災害時に緊急情報を的確かつ迅速に周知するため、緊急速報メールや、緊急告知 F M ラジオをはじめとしたあらゆる情報伝達手段の確実な運用に努めます。更に、災害時に迅速に対応できるよう、また防災意識の高揚のため、関係機関と連携して総合防災訓練を定期的実施します。

①－5 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者に対して、避難行動要支援者名簿登録制度を活用し、地域ぐるみの避難支援体制づくりに引き続き努めます。

②消防施設の整備・充実

消防団活動充実のため、消防団の消防施設及び機材の現状把握を行い、車両や機械器具について計画的な整備を進めます。また、消防団員装備品などの拡充を図ります。

③国民保護措置の推進

国民保護計画に基づき、国民保護措置が効果的かつ迅速に実施できるよう、防災に関する体制を活用するとともに、関係機関との連携を図りながら総合的に推進します。

④備蓄品の整備

南海トラフ巨大地震を想定し、災害時の避難生活、救護活動などにおいて必要な資材、食糧、生活必需物資などについて、備蓄目標量を定め、整備・備蓄を推進します。



5-4 治山・治水などの防災対策の推進

現状と課題

治水対策において、瀬戸内海沿岸部では、異常気象などにより高潮被害の危険性が増しており、本市では特に台風と満潮が重なることによって起こる高潮被害への対策として、堤防のかさ上げや水門、ポンプの設置を実施しましたが、設置済みの水門やポンプ施設などについては、安全運転のため保守点検の強化（オーバーホールなど）が必要となります。また、引き続き高潮対策として、堤防開口箇所への堰板設置の改善が必要であり、高潮の発生が予想される場合は、緊急に堰板を設置する必要があります。

また、里見川などの内陸部の河川の多くは天井川となっており、大雨時には冠水被害が予測されるため、改修やしゅん濇などが必要となっています。

治山対策では、土砂災害防止法に伴う危険箇所の調査結果を踏まえ、地すべり・急傾斜地崩壊対策などの防災対策を強化していく必要があります。

基本的方向と成果指標

台風・大雨による洪水や冠水被害、また海岸部での高潮被害を防止するため、里見川をはじめとする河川の改修及びしゅん濇や、高潮時の排水対策事業などの治水対策並びに、砂防事業や地すべり・急傾斜地崩壊対策などの土砂災害防止事業を国・県と連携しながら実施し、防災機能の充実を図ります。

また、水門やポンプなど施設の保守点検を行い、防災機能の維持に努めます。

指標の名称	現状値	目標値
河川護岸整備及びしゅん濇実施延長	1,250 m（平成 26 年度）	500 m／年

施策の内容

①河川・水路などの整備・改修

河川の護岸整備を進めるとともに、高潮対策として防潮ゲート（陸閘）の設置や水門及びポンプの保守点検の強化（オーバーホールなど）を行い、災害からの安全確保を図ります。

②土砂災害対策の推進

土砂災害に対する市民の意識高揚に努めます。

5-5 生活安全対策の推進

＝ 現状と課題 ＝

本市における交通事故（人身事故）の状況を見ると、平成24年（2012年）以降減少傾向にありますが、死亡事故は継続して発生しており、高齢社会の進展により高齢者が加害者や被害者となるケースが特に増加傾向にあります。交通事故のない社会を目指すため、関係機関との相互協力体制を確立して、交通道德の高揚と日頃からの交通安全思想の普及を推進するとともに、危険箇所への交通安全施設の整備など、交通安全対策への取り組みが一層求められています。

また、防犯パトロールカーによる安全パトロールの継続実施や、犯罪抑止に効果的な防犯カメラ及び夜間の犯罪を未然に防止するための防犯灯設置など、犯罪被害に遭いにくい安全で安心なまちづくりを推進することが必要です。

●交通事故発生件数の状況

（単位：件、人）

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人身事故件数	226	177	183	165	131
死亡者数	4	3	1	0	3
負傷者数	288	228	229	198	156

資料：玉島警察署調べ

基本的方向と成果指標

子どもから高齢者まで各年齢層にわたり、交通安全に対する意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、街頭指導や交通安全教室の開催などの啓発活動に努めます。また、カーブミラーや視線誘導標の設置により、だれもが安全で利用しやすい道路交通環境の整備を図ります。

更に、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、防犯パトロール隊の設立促進や防犯カメラの設置・運用により犯罪抑止及び事故防止の強化を図るとともに、家庭・地域・学校単位などでのあいさつ、声掛け運動の実施により市民の防犯意識の高揚を図ります。

また、消費生活に関しては、近年高齢者などを狙った悪質商法や消費トラブル事例が多くなっており、地域全体での見守り体制を築くため、消費者関係・医療福祉関係・地縁団体関係などを構成員とした消費者安全確保地域協議会の設立を目指します。また、市民が安心して消費生活を送ることができるよう、市消費生活センター機能を拡充し、消費者トラブルの解決や被害からの救済に努めるとともに、責任と自覚を持って行動できる賢い消費者の育成や啓発活動にも努めます。



指標の名称	現 状 値	目 標 値
死亡事故件数	2件/年（平成28年6月）	0件/年（平成29～33年度）
人身事故件数	158件/年（平成28年6月）	130件/年（平成29～33年度）
犯罪発生件数	130件/年（平成28年6月）	110件/年（平成29～33年度）

施策の内容

①交通安全対策の推進

①-1 交通安全施設の整備

子どもや高齢者などの交通弱者が安心して通行できるよう、カーブミラーやガードレール、視線誘導標、防護柵などを関係機関協力のもと、整備・充実に努めます。

①-2 交通安全教育の推進

関係団体などとの連携を更に深めながら「交通安全県民運動」を中心に交通安全意識の高揚に努めます。

②防犯対策の推進

地域の安全性を確保するため、今後とも警察署や地域の防犯パトロール隊など関係機関協力のもと、地域ぐるみで防犯体制の充実に努めるとともに、防犯パトロールカーによる安全パトロールを強化します。

また、夜間における犯罪危険箇所を把握し、効果的な防犯灯の整備に努めるとともに、エネルギー効率と耐久性に優れたLED防犯灯に随時更新します。

更に、防犯カメラの設置・運用により地域の犯罪抑止及び事故防止の強化を図ります。

③消費者対策の推進

市民への助言や事業者とのあっせんなどにより、消費者トラブルの解決や被害からの救済に努めるため、消費生活センターの充実を図ることはもとより、市関係機関や県消費生活センターとの一層の連携を図り、トラブルや被害が迅速に解決されるよう総合的なネットワーク体制を築きます。

消費者問題が、若者から高齢者まで幅広いことから、学校や家庭、地域、職場など、あらゆる角度からの啓発活動を拡充するとともに、地域・団体などで啓発活動が行えるリーダーなどの育成を図ります。また高齢者などにおける消費者被害が増えていることから、改正消費者安全法における消費者安全確保地域協議会により、消費者被害を未然に防止できるよう見守り活動を推進します。

第6章 快適で利便性の高い都市・生活空間の整備

6-1 計画的な土地利用の推進

現状と課題

本市は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれた土地を有しています。市の中央部にはJR山陽本線と国道2号が東西に走っており、これら広域交通網の沿線を中心に市街地が形成されています。また、市の南部には国道2号玉島笠岡道路の一部区間が開通し、インターチェンジ周辺は、今後、本市の新たな広域交流拠点として発展が期待されます。

一方で人口減少に伴う市街地の低密度化や空き家の増加、農家の高齢化、離農による耕作放棄地の拡大など、土地利用に対する課題は多様化しています。

さらには、市域に異なる都市計画区域が併存していることなどにより、旧町域で土地利用規制に違いがあります。

恵まれた広域交通網の利便性を活かしつつ、社会情勢の変化や自然環境の保全、経済、文化などの諸条件に配慮しながら、計画的で秩序ある土地利用に取り組むことが必要です。

基本的方向と成果指標

海と緑の豊かな自然や広域交通網の利便性を活かしつつ、将来にわたり土地の適正かつ有効な利用を図るため、市街地と農地、緑地などの秩序ある土地利用を計画的に進め、自然環境と都市機能の調和した快適で魅力的な生活空間づくりに取り組みます。

人口減少・少子高齢社会に適合した都市計画マスタープランを策定し、市の一体的な土地利用を推進します。

指標の名称	現状値	目標値
都市計画マスタープランの改定	着手（平成28年度）	完成（平成29年度）

施策の内容

①都市計画マスタープランの推進

都市計画マスタープランに基づき、地域の特性に適したきめ細かな土地利用のルールを設定するなど、計画的な都市整備を推進します。

②土地利用の枠組みの統一

土地利用に対する規制の違いの基となっている都市計画区域の再編を関係機関と連携して進めます。



6-2 都市的土地利用を促す市街地の整備

現状と課題

J R 金光駅周辺、J R 鴨方駅周辺、寄島総合支所周辺の中心市街地は、行政、商業、公共交通などが集中する本市の主要拠点です。しかし、人口減少に伴う低密度化などにより中心市街地の活力が低下し、その影響が市域全体に及ぶことが懸念されます。主要拠点では、利便性を向上させる都市機能の強化など、地域の中核として賑わいや交流を充実させていく必要があります。

また、市内の主要拠点及び広域交流拠点を結ぶ地域連携軸沿線は、今後、都市的土地利用の進展が予想されるところであり、沿線の利便性を活かしながら、周辺環境と調和した土地利用が実現されるように適切な市街地形成の誘導が必要となります。

基本的方向と成果指標

機能的で快適な都市を実現するため、本市の主要拠点である駅周辺の整備を推進し、本市の玄関口、賑わいの拠点として都市の交流機能の強化を図ります。

寄島総合支所周辺については、公共交通体系の構築などの取り組みと連携し、地域の利便性や暮らしやすさの向上に努めます。

地域連携軸沿線については、周辺土地利用に配慮した市街地形成の誘導に努めます。

指標の名称	現状値	目標値
J R 金光駅周辺整備	工事着手（平成 28 年度）	工事完成（平成 32 年度）

施策の内容

①主要拠点の整備

J R 金光駅周辺においては、利便性や安全性を向上させ都市機能の充実を図る整備を進めます。

J R 鴨方駅周辺においては、整備が完了した駅の機能を活かし、地域活力を向上させるため、今後は周辺地域の都市機能の充実を図ります。

寄島総合支所周辺においては、市有地を含む未利用地の活用と公共交通の充実を検討し、地域活力の向上を図ります。

②地域連携軸沿線の市街地形成

拠点間を結ぶ地域連携軸沿線においては、交通機能と周辺土地利用に十分に配慮した適切な市街地の誘導に努めます。

6-3 広域・地域間交流を担う道路網の整備

現状と課題

本市は、山陽自動車道や国道2号が走る国土交通軸上に位置し、交通の利便性に優れています。

国道2号玉島笠岡道路の整備が進められ、第Ⅰ期区間（玉島西IC～浅口金光IC間）が平成27年（2015年）3月に供用が開始されています。さらに第Ⅱ期区間においても用地買収や一部工事に着手するなど、順次整備が進められています。

これら、広域的な道路網の整備に併せて、市民のニーズに沿ったアクセス道路や市内地域間を結ぶ幹線道路の整備充実が求められています。また、橋梁などの道路インフラ^{*}は老朽化が進んでおり、点検や維持補修も充実が求められています。

●道路の状況

	路線数	実延長 (m)	改良率 (%)	舗装率 (%)
国道	1	9,271.0	100.0	100.0
県道	14	65,156.5	73.6	98.7
市道	2,443	562,192.0	34.2	79.4

資料：平成27年度道路施設現況調査

基本的方向と成果指標

市内各地域間の交流・連携によるまちづくりを推進するため、幹線道路の整備を図るとともに、山陽自動車道や国道2号などへのアクセス道路を整備し、利便性の向上を図ります。

また、橋梁は、法に基づく点検と維持補修を計画的かつ円滑に実施し、合わせて道路施設の安全性向上と長寿命化を図ります。

指標の名称	現状値	目標値
市道改良率	34.2%（平成27年度）	34.5%（平成33年度）
市道舗装率	79.4%（平成27年度）	79.5%（平成33年度）
橋梁など点検数	322（平成28年度）	411（平成33年度）

^{*}インフラとは、水道や道路、電力網などの社会基盤のこと



施策の内容

①広域道路網の整備・促進

国道2号玉島笠岡道路の整備については、第Ⅰ期区間（玉島西IC～浅口金光IC間）が供用開始され、第Ⅱ期区間においても用地買収や一部工事に着手するなど整備が進められています。今後も国・県・市が一体となり、事業を推進します。

②地域間の交流を担う道路整備

市内の地域間を結び市民生活を支える幹線の整備について、事業の必要性を十分考慮した上で、計画的に推進します。

③生活道路の整備

市民の生活に密着した生活道路である市道については、市民の利便性向上と市域の一体性の確保のため、安全性や渋滞緩和などを考慮しながら、計画的に新設・改良と維持・補修を進めます。

また、今後も道路橋における損傷を早期に把握するとともに、メンテナンスサイクル（点検⇒診断⇒措置⇒記録）の構築により、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、道路管理の面から計画的にインフラの点検・修繕を行い、安全な市道の整備充実を図ります。

6-4 市民生活の利便性向上のための公共交通体系の充実

＝ 現状と課題 ＝

鉄道やバスなどの公共交通機関は、自家用車を保有していない市民や、高齢者、子どもといった交通弱者の通勤・通学、通院や買い物など日常生活における移動手段として不可欠なものとなっています。今後、高齢化が更に進む中で、移動手段のニーズはますます高くなることが予想されます。

平成23年（2011年）に運行を開始した市営バス「浅口ふれあい号」は、高齢者を中心として、利用者が増加しており、平成27年度（2015年度）の利用者数は、運行当初の平成23年度（2011年度）と比較して、38.9%の増加となっています。

一方、自家用車の普及により、公共交通機関全体で見ると、利用者が伸び悩んでおり、平成24年（2012年）には、路線バスを運行していた井笠鉄道株式会社が経営破綻しました。そのため、主に通学や通勤者の交通手段を確保するため、現在は寄島～新倉敷線、寄島～里庄線の2路線について、民間路線バスが運行されています。

今後は、行政・地域住民・交通事業者が連携し、持続可能な地域に密着した公共交通として定着するよう努めていくとともに、それぞれの交通手段が相互に連携した移動利便性の高い総合的な交通網を構築していく必要があります。

基本的方向と成果指標

市営バス「浅口ふれあい号」については、市民の意見や要望を可能な限り取り入れながら、利便性向上のため、路線とダイヤなどの見直しを行います。

また、路線バスについては、利用促進と経営の効率化を事業者に要請していくとともに、財政状況を勘案しつつ、必要に応じて路線維持のため支援措置を行います。特に市営バスと路線バスの機能分担を明確にし、共存した交通体系を目指します。

また、これらの交通体系でも補完できない山間地域などについては、他の移動手段が確保できるよう現状を把握しながら対策を検討します。

指標の名称	現 状 値	目 標 値
民間バス路線数	2路線（平成28年度）	2路線（平成33年度）
市営バス「浅口ふれあい号」利用者数	28,527人（平成27年度）	30,000人/年（平成29～33年度）



施策の内容

①持続可能な公共交通体系の構築

市営バス・路線バスともに、市民へ利用の啓発を行うなど、利用者の増加を図り、持続可能な公共交通体系を構築します。

②市営バス事業の充実

地域を細かくまわる市営バス「浅口ふれあい号」の運行路線やダイヤなどを適宜見直しながら、地域の実情に沿った適切な規模の市営バス事業を充実させます。

③新たな公共交通の検討

一層の高齢化が進む中で、今後の本市の公共交通のあり方や地域に密着した新たな交通手段について、地域や関係機関と協議し、検討します。

6-5 ゆとりある住環境の整備

＝ 現状と課題 ＝

市民が安心・安全でゆとりある生活を実感できる住環境を創出するためには、市民に身近な生活道路や憩いの場である公園・緑地などの生活基盤について、地域の実情を踏まえ、重点的・計画的に整備する必要があります。

近年、本市の土地取引は減少傾向にあり、住宅着工戸数は伸び悩んでいます。定住者が住宅を取得しやすい環境をつくるため、本市の住宅市場を活性化させ、宅地の流通量を増加させることが求められます。市営住宅については、現在市内に102戸が整備されていますが、老朽住宅の修繕をはじめ、社会情勢の変化や実情に即した適切な維持管理・再編整備を行うことが必要です。

また、適切な管理が行われていない空き家などが防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家などの管理・活用のための対応が必要となっています。

さらに、本市の里山・里海としての落ち着いたある地域景観づくりを推進していくためには、耕作放棄地などの対策や、地域の住民主導による集落景観づくりなどの取り組みが求められます。

基本的方向と成果指標

住宅取得者の多様なニーズに対応するため、宅地や住宅の供給量を増やし、定住者の拡大を図るとともに、公営住宅の適切な維持管理、再編整備を図ります。

地域活性化などの観点から空き家などの管理のあり方を明確にするとともに、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家や耕作放棄地などに関する対策を進め、市域全体の景観づくりを推進します。

指標の名称	現 状 値	目 標 値
土地情報バンク登録物件面積【再掲】	0㎡（平成28年度）	累計3,000㎡（平成29～33年度）
未利用市有地の宅地化面積	0㎡（平成28年度）	累計5,000㎡（平成29～33年度）
着工住宅（新築）戸数	128戸（平成27年度）	累計650戸（平成29～33年度）
空家等対策計画の策定	—	策定（平成29年度）



施策の内容

①宅地供給の促進

土地情報バンクを開設し、宅地の流動化を図るとともに、民間事業者による宅地開発を促進し、定住者が住宅を取得しやすい環境を構築します。

また、宅地として整備することで定住者の拡大に効果が見込まれる未利用市有地について、宅地化を推進します。

②公営住宅の適切な管理・運営、再編整備

老朽化している市営住宅の修繕をはじめ、実情に即した適切な管理・運営と再編整備を進めます。

③空き家などの対策

防災、衛生、景観などの観点から、国の基本指針に基づき、空き家などに関する施策を総合的かつ計画的に進めます。

④公園・緑地などの整備

公園施設については、適切な維持補修に努め、市民の憩いの場を提供します。

⑤集落景観づくりの推進

“里山・里海”の風土を有する本市の特性をさらに活かすため、空き家や耕作放棄地などの景観対策や、各集落での独自の景観づくりへの支援を行い、ゆとりと個性ある住環境の整備に取り組みます。

6-6 都市・生活基盤としての上・下水道の整備

現状と課題

上水道については、良質な水を安定して供給するため、水道施設の更新・整備に取り組んできましたが、近年の社会構造の変化により給水人口は減少傾向にあり、料金収入の減少が予測されます。そうした状況の中、施設の維持管理費、老朽化した施設の更新事業や耐震補強事業に要する経費の増加が見込まれ厳しい財政状況にあり、経営の健全化が大きな課題となっています。

下水道は、金光、鴨方、寄島の3つの処理区からなり、処理区ごとに終末処理場を整備し、汚水を処理しています。下水道管の整備についてはその進捗状況を示す人口に対する普及率は、市全体で72.5%です。今後は、旧町境付近の地形などを考慮して処理区を見直し、あわせて全体計画の変更を実施し、経済的かつ効率的に整備を進めていくことが課題となっています。

また、下水道の利用状況については、下水道管の整備済み地域内で、排水設備を下水道に接続している接続率は、平成27年度（2015年度）末現在77.0%となっており、なお一層の接続率の向上への啓発などに努める必要があります。

更に、合併処理浄化槽の設置に関しては、公共下水道の事業計画区域外における10人槽以下の小型合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付し、設置を推進しています。今後も補助事業を進めていくうえで浄化槽に対し理解を深めてもらえるよう、啓発活動をしていく必要があります。

基本的方向と成果指標

上水道については、受水先の適正な確保に努めるとともに、安心・安全な水を安定的に供給し、災害時における適切な対応ができるよう、計画的に施設の更新や耐震化などの整備に努めます。

また、下水道については生活環境の向上と清浄な河川の水を守るために、公共下水道事業など適切な整備手法の採用により計画的な整備を図るとともに、クリーンライフ100構想により、合併浄化槽の接続が有利となる地区については、整備区域の見直しを行い、合併処理浄化槽の設置促進などにより生活排水処理対策を推進します。

指標の名称	現状値	目標値
水道施設更新計画の策定	—	策定（平成29年度）
下水道処理（面積）	904.4ha（平成28年3月）	1032.8ha（平成33年度）
下水道処理（整備率）	72.5%（平成28年3月）	80.9%（平成33年度）
合併処理浄化槽の設置	1,680基（平成28年3月）	1,325基（平成33年度）



施策の内容

①上水道の安定供給

安心・安全かつ安定した供給体制を確立するための老朽化施設の改修、水道管の耐震化などに関する中・長期的な更新計画及び財政計画を策定し、それに基づいた整備を進めます。また、災害時に適切な対応ができるよう体制整備に努めます。

②下水道などの整備

②-1 公共下水道の整備促進

現在の公共下水道事業全体計画に基づき、金光・鴨方処理区においては平成45年度（2033年度）の完成を目指します。

②-2 合併処理浄化槽の設置促進

現在、金光地域583基、鴨方地域1,054基、寄島地域43基を設置しており、今後も公共下水道の事業計画区域外のエリアに対して補助金を交付し、引き続き設置を推進します。

第7章 住民自治と協働の推進

7-1 協働のまちづくりのための市民参画の推進

現状と課題

社会や経済の成熟化に伴い、市民ニーズや価値観が多様化するとともに、人口減少・少子高齢化の進行と相まって、行政単独では、効果的・効率的に解決できない地域課題が増えています。これらの課題を解決するためには、市民と行政が適切なパートナーシップを築き、互いの特性を活かして連携・協力することによる「協働のまちづくり」を進めていくことが不可欠となっています。

市民のまちづくりへの参画意識を高めるためには、行政が積極的かつ的確な情報発信を行い、市民との情報や課題の共有化を図ることが求められます。その上で、市民がまちづくりへ参画できる仕組みを効果的に取り入れ、「自分たちのまちは自分でつくる」という自治意識の醸成を図り、自立した市民主体のまちづくりを推進していく必要があります。

また、地域が本来備えている連帯感やつながりを維持・強化し、市民と行政が協働して地域の諸問題に取り組む必要があります。現在、自発的に問題解決のための活動を行うボランティアやNPO*の地域社会におけるニーズや活動領域は拡大傾向にあり、行政と協働することにより、新たな公共サービスの担い手としての期待が高まっています。

基本的方向と成果指標

市民に開かれた市政運営のため、市民がまちづくり活動に参画できる制度の拡充を図り、市民が誇りと愛着を持てる地域づくりを目指します。また、行政の持つ情報の積極的な公開や広報活動の充実に努めます。

また、地域のコミュニティ組織を支援するため、地域活動を牽引する人材の育成とボランティアに参加しやすい環境づくりに力を注ぐとともに、コミュニティ組織相互の交流や活動の拠点となる集会施設や広場の整備などを推進します。

人材の育成、団体間の情報や課題の共有、協力関係を築くためのネットワーク化に取り組みます。

指標の名称	現状値	目標値
市民提案型協働事業数	5事業（平成28年度）	8事業（平成33年度）
協議会型住民自治組織数	—	5地区（平成33年度）
地域おこし協力隊員数	2人（平成28年度）	3人以上（平成33年度）

*NPOとは、民間の営利を目的とせず社会的活動を行う団体のこと



施策の内容

①市民との協働の推進

市民主体の地域社会の形成のためには、市民の思いや意見を市政に反映させる仕組みづくりが重要であり、協働事業の実施や研修などを通じて、市民や市職員の協働意識を育むなど、市民の参画機会を拡充して、市民と行政が情報を共有し、ともに知恵を出し合う協働のまちづくりを進めます。

②情報発信の推進

②-1 広聴広報活動の推進

広報紙における「市政にひとこと」や、市ホームページにおける「お問い合わせ」及び「市長への手紙」などを活用しながら、今後も広聴広報活動を推進します。

②-2 広報紙や市ホームページなどによるPR

「広報あさくち」により毎月の情報提供を行うとともに、市ホームページについては行政施策やイベント情報などを随時情報提供します。

今後もインターネットやケーブルテレビ、アプリなどを活用し、市民に分かりやすい行政情報の発信を行い、行政と市民との情報の共有化を図ります。

③コミュニティ組織の充実と活動の支援

③-1 協議会型住民自治組織による地域自治の推進

地縁でつながる様々な人や団体の連携による相乗効果が期待できる「協議会型住民自治組織」の制度を導入し、自立した地域自治を推進します。推進に当たっては、地区交付金などの財政的支援をはじめ、地域おこし協力隊員の配置などによる人的支援も行います。

③-2 地域づくりの担い手の育成

コミュニティ活動の核となる人材の掘り起こしと育成を図るため、講座や研修会を実施し、学びの機会の充実に努めるとともに、外部人材との交流を積極的に図ります。また、コミュニティ間の相互連携の機会を創出し、ネットワークを強化することにより、地域活動の一層の発展を支援します。

③-3 公会堂や自治会館など活動の場の整備

地域のコミュニティ活動の拠点施設である公会堂などの集会施設については、既存施設の修繕や設備の充実などを中心に進めながら、施設の機能充実を図ります。また、身近な憩いの場となる広場については、既存広場の設備充実により、地域の交流促進に努めます。

④ボランティア・NPOなどの育成と活動の支援

市民にとって、ボランティアやNPOの活動がより身近に感じることができるよう、情報を効果的に発信し市民意識の高揚に努めます。

また、ボランティアやNPOの持つ特性を発揮し活動を活性化させるために、市社会福祉協議会などと連携して団体育成に努めるとともに、情報交換などを行う場を提供するなどし、団体間のネットワークを構築します。

7-2 だれもが活躍できる社会の実現

＝ 現状と課題 ＝

人口減少に伴い、社会や地域を支える担い手が減少する中で、若い人から高齢者までのだれもがその能力を活かして活躍できる社会の実現が求められています。

だれもが活躍できる社会の実現に当たっては、外国人・女性・障がい者・子どもの人権保護や同和問題といった人権問題の解決が必要不可欠です。最近では、インターネット上の書き込みなど匿名性と拡散性を伴う差別事象の発生や、いじめや児童虐待などの子どもに関する人権問題が深刻化するなど、人権問題は多様化・複雑化してきています。

今後とも、すべての市民の人権が尊重される社会の実現を目指し、様々な分野の人権問題の解決に向けて、啓発・教育事業の継続・充実を図っていく必要があります。

男女共同参画社会の確立に向けては、男女共同参画基本計画を策定し、各種施策を総合的かつ計画的に実施してきました。男女平等についての認識は高まりつつありますが、社会の仕組みや生活習慣の中には、依然として固定的な性別役割分担意識が残っている現状もみられます。また、社会のあらゆる分野においての政策・方針決定過程の場への女性の参画や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現、配偶者などからの暴力（DV）の根絶といった課題もあります。これらの解消に向けては、市民・事業者・行政などが課題を共有し、協働して解決に向けた取り組みを推進していくことが重要です。

また、性別や年齢などの区別なく、だれもが活躍できる社会においては、雇用におけるダイバーシティ※の浸透とともに、活躍したい人と社会や地域のニーズをマッチングし、就労を促進する取り組みも必要となります。

基本的方向と成果指標

人権に関する問題をすべての人々が自分のこととして、お互いを尊重できる社会を実現するため、人権尊重の理念を普及させるための人権教育、広報その他の啓発活動に取り組み、家庭・地域・職場などにおける一層の意識改革を推進します。

男女共同参画社会の実現に向けては、男女共同参画基本計画に基づき、男女がともに個性と能力を発揮し、ともに責任を担うまちづくりを推進します。そのため、全庁的な推進体制を充実させるとともに、市民・事業者と協働して、家庭・地域・職場などにおける一層の意識改革を推進し、社会環境づくりのための諸施策に取り組みます。

就労による経済的な自立だけでなく、豊かな生活のための時間が確保され、それぞれの生活スタイルに応じた多様な働き方を選択することができるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業やそこで働く人が協調できる職場風土の醸成に向けた啓発に努めます。

また、だれもがその能力を活かして活躍できる社会の実現に向け、ハローワークをはじめとする関係機関と連携し、意欲ある人の活躍・就労を支援します。

※ダイバーシティとは、「多様性」を意味する言葉で、ここでは多様な人材を受け入れ、積極的に活用しようという考え方のこと



指標の名称	現 状 値	目 標 値
人権相談開催回数	36回（平成27年度）	36回（平成33年度）
審議会などへの女性登用率	28.5%（平成28年4月）	30.0%（平成33年度）
男女共同参画市民講座などの開催回数	1回（平成26年度）	2回（平成33年度）

施策の内容

①人権啓発、人権教育の推進

人権教育推進協議会を組織し、人権教育推進体制を確立するとともに、指導者養成講座・交流活動事業・幼小中PTA人権教育研修会などをはじめ、相談事業、各種人権啓発事業を引き続き実施します。特に学校・園における取り組みを支援・強化します。

②男女共同参画社会の確立

全庁的な推進体制により、男女共同参画基本計画を着実に推進するとともに、国・県との連携を密にし、市民をはじめ、事業者・行政など様々な団体などと協働しながら男女共同参画社会の実現を目指します。

平成30年度（2018年度）には、男女共同参画基本計画の進捗状況や社会状況を踏まえ、更なる男女共同参画の推進を目指し、第3次浅口市男女共同参画基本計画を策定します。

③ワーク・ライフ・バランスなどの実現

仕事と生活の調和の実現、女性・高齢者・障がい者の雇用促進、セクハラ・パワハラ・過労死の防止など、雇用・就労環境における課題解決に向けた中小企業などの取り組みを促すとともに、市民に対する啓発に努めます。

④活躍・就労支援の推進

関係機関と連携した情報提供や相談事業などにより、女性や高齢者をはじめ、障がい者や生活困窮者などあらゆる立場の人の就労やキャリア形成を支援し、意欲ある人の社会での活躍を促進します。

第8章 効果的・戦略的な行財政の運営

8-1 開かれた役所と効率的な行政機構の推進

現状と課題

市民のニーズが多様化・高度化する中で、様々な諸課題の解決のためには、一層の行財政改革により、市役所組織内での連携強化や効率化、更には迅速化により、サービスの維持・向上を図ることが求められています。

I C T（情報通信技術）を行政の様々な分野に利活用し、行政サービスの向上、行政事務の効率化を進めています。今後もますます情報化の果たす役割は高まっていますが、近年は、サイバー攻撃[※]や情報漏えいなどのリスクも想定されるため、情報セキュリティ対策の強化も併せて必要です。

行政経営を効果的に推進するためには、担当業務に限らず、関係する情報や知識を広く収集し、市民ニーズに柔軟に対応できるよう、課題を発見し、解決する能力を有する職員を育成していくとともに、行政の計画及びその成果を“見える化”し、市民をはじめ、関係機関・団体など本市に関わる主体と問題意識を共有し、相互に連携・協働していく必要があります。

また、人口減少が進み、高次の都市機能やサービスを単独の自治体で維持することが困難になりつつあり、周辺自治体との関係の中で果たすべき役割や整備・維持すべき機能など、様々な課題についてスケールメリットを活かした広域的な視点で検討することが必要です。

基本的方向と成果指標

第3次行政改革大綱・行政改革プランに基づく行財政改革を推進し、市民サービスの向上や更なる業務の効率化を図り、その成果を市民が実感できる行政経営を目指します。

本市の情報化を確実に進めるため、基本的な指針である「情報化の基本方針」を策定し、I C Tの活用による市民サービスの向上及び業務の効率化を進めるとともに、セキュリティ意識も含めた職員の情報を扱う力を高めます。

限られた人員と財源で市民のニーズに的確にこたえていくため、市民をはじめとする多様な主体が参画するマネジメントサイクルを構築するとともに、組織の再編や整理統合を図るなど行政機構の効率化に努めます。また、市や組織の方針に基づき、職員の果たすべき役割を明確にし、個々の職員が意欲的に能力を発揮できる人事制度、職員研修制度に改革します。

更に、国・県・関係機関や高梁川流域圏をはじめとする周辺自治体との連携・協調、一部事務組合との機能分担と相互補完による広域行政を推進し、圏域の一体的な行政能力の向上と効果的な課題解決を目指します。

指標の名称	現状値	目標値
第3次行政改革プラン達成率	—	100%（平成33年度）
情報化の基本方針の策定	—	策定（平成30年度）
職員研修受講者数（延べ人数）	860人（平成27年度）	900人（平成33年度）

※サイバー攻撃とは、コンピューターシステムやネットワークを対象に、破壊活動やデータの窃取、改ざんなどを行うこと



施策の内容

①情報化の推進

①-1 情報化の基本方針の策定

技術やサービスなどが急速に進展する高度情報化社会へ対応するため、本市の情報化を確実に進めるための基本的な指針を策定します。

①-2 ICTの利活用

市民や事業者などへ、公開可能な行政情報や防災情報などを発信する手段として積極的にICTを活用するとともに、個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでのサービス拡充など行政サービスの向上を進めます。また、市役所における事務の効率化に向けても積極的にICTを活用します。

①-3 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ研修を開催し職員の資質向上に努めます。また、複雑・巧妙化するサイバー攻撃に対する対策を推進します。

②効果的・効率的な行政経営

②-1 施策・事務事業の効果的・効率的な推進

効果的で効率的な行政経営を行うため、市民も参画したPDCAサイクル^{*}による行政評価制度を確立し、その適切な運用に努めます。

②-2 組織の効率化・スリム化

組織のスリム化・再編により、本市に適した効果的で効率的かつ機動的な行政組織づくりを進めます。

②-3 職員の資質向上

階層ごとの育成プログラムの実施など職員の資質の向上を図るとともに、担当業務に限らず、関係する情報や知識を広く収集し、市民ニーズに柔軟に対応できるよう、市民との協働による課題発見や課題解決、政策立案や政策法務能力などを有する職員の育成を図ります。

②-4 重点プロジェクトの戦略的な推進

プロジェクトチームなどにより組織内の横の連携を強化し、重点プロジェクトを戦略的に推進します。

③広域連携・官民連携・官学連携の推進

一部事務組合による各種事務・事業の共同処理に加え、高梁川流域圏成長戦略ビジョンの取り組みを推進するなど、周辺自治体との連携を強化し、スケールメリットを活かした効果的で効率的な課題解決を図ります。

また、民間企業やNPO、大学・高校との連携も強化し、それぞれの強みを活かした効果的な課題解決を図ります。

^{*}PDCAサイクルとは、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に実施するマネジメントサイクルの1つ

8-2 戦略的で健全な財政運営

現状と課題

少子高齢化の進展などにより、歳入の根幹をなす税収の減少や、厳しい国の財政状況を反映した地方交付税の減額が予想される一方で、市民ニーズの多様化・高度化により行政需要は増大しており、本市の行財政を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

普通交付税合併算定替による特例措置が終了し、段階的な削減が行われていることから、行財政改革により徹底した経費の削減や合理化を図り、経常経費の抑制に努めながら政策的経費の増加を図るよう、財政構造の弾力性の確保と健全財政の維持が求められています。

基本的方向と成果指標

第3次行政改革大綱・行政改革プランに基づき、計画的な財政運営に努めるとともに、受益と負担のバランスや公平性、公共性に配慮し、自主財源の確保に努めます。

また、財政基盤の安定・強化を図るとともに、行政コスト削減のための様々な取り組みを行い、健全で効率的な財政運営を図ります。

指標の名称	現状値	目標値
経常収支比率※	85.4% (平成 27 年度)	85.0% (平成 33 年度)
実質公債費比率※	10.6% (平成 27 年度)	10.0% (平成 33 年度)
将来負担比率※	18.4% (平成 27 年度)	18.0% (平成 33 年度)

施策の内容

①健全で効率的な財政運営

行財政改革の推進による徹底した経費の節減と合理化を図るとともに、限られた財源の効果的な配分に努め、健全で効率的な財政運営に取り組みます。

②自主財源の確保

市税徴収対策の強化による増収や、各種使用料、手数料の適正化及び普通財産の売却などを図り、自主財源の確保に努めます。

※**経常収支比率**とは、財政構造の弾力性を測定する指標のこと。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している
 ※**実質公債費比率**とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの
 ※**将来負担比率**とは、地方公共団体が現在抱えている負債（地方債の返済額及びこれに準じる額）の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの。この比率が高いと、将来的に財政が圧迫される可能性が高くなる



③行政コスト削減

行政評価に基づく類似事業の整理統合や事務の効率化を進めます。

また、公共施設等総合管理計画の基本的な方針に沿って、公共施設の適正化を図るとともに、維持管理コストなど経常経費の縮減に努めます。



資料編

第2次浅口市総合計画策定経過

平成26年	
11月 2日	第1回若者ワークショップ（未来づくり会議）開催
平成27年	
3月15日	第2回若者ワークショップ（未来づくり会議）開催
7月	市民アンケート実施
8月 9日	市民ワークショップ開催
10月22日	浅口市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定
平成28年	
4月 4日	第2次浅口市総合計画策定方針決定
6月	中学生アンケート実施
7月21日	第2次浅口市総合計画策定プロジェクトチーム設置
7月25日	第1回浅口市総合計画審議会、浅口市総合計画審議会へ諮問
8月 9日	浅口市議会常任委員会（総務文教）
10月 7日	第2回浅口市総合計画審議会
11月25日	第3回浅口市総合計画審議会
12月	市民意見募集（パブリックコメント）実施
12月8～12日	浅口市議会常任委員会（総務文教、民生、産業建設）
平成29年	
2月 3日	第4回浅口市総合計画審議会
2月14日	浅口市総合計画審議会より答申
2月15～17日	浅口市議会常任委員会（総務文教、民生、産業建設）
3月 8日	第2次浅口市総合計画基本構想及び前期基本計画議決

平成 18 年 3 月 21 日
条例第 25 号
改正 平成 19 年 3 月 27 日条例第 5 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、浅口市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所管事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、浅口市総合計画に関する事項について調査し、及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 一般住民
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任又は解嘱をされるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。ただし、最初の会議は市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 21 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 27 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

浅口市総合計画審議会 名簿

氏名	所属等	備考
佐藤 豊信	岡山商科大学 教授	会長
中西 美治	浅口市議会 議長	副会長
佐藤 正人	浅口市議会 総務文教常任委員会委員長	
福田 玄	浅口市議会 民生常任委員会委員長	
加藤 淳二	浅口市議会 産業建設常任委員会委員長	
原田 玲子	浅口市教育委員会 教育委員	
金光 道晴	金光学園中学高等学校 校長	
白神 元信	浅口・里庄PTA連合会 会長	
加賀 琢也	浅口商工会 青年部	
三宅 秀次郎	寄島町漁業協同組合 組合長	
畑 恵太郎	浅口市金融協議会 会長	平成28年9月31日まで
若井 勝行	浅口市金融協議会 会長	平成28年10月1日から
福嶋 啓祐	浅口医師会 会長	
山下 隆志	浅口市社会福祉協議会 会長	
山田 直子	浅口市愛育委員会 会長	
吉岡 貴美	浅口市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
高橋 奈見	親子クラブつくし会 会長	
石井 修平	浅口市消防団 団長	
守屋 靖	浅口市コミュニティ推進協議会 会長	

総合計画審議会への諮問

浅 政 第 8 1 号
平成 2 8 年 7 月 2 5 日

浅口市総合計画審議会会長 殿

浅口市長 栗山 康彦

第 2 次浅口市総合計画について（諮問）

浅口市総合計画審議会条例（平成 18 年条例第 25 号）第 2 条の規定に基づき、第 2 次浅口市総合計画について貴審議会の意見を求めます。

総合計画審議会からの答申

平成 2 9 年 2 月 1 4 日

浅口市長 栗山 康彦 殿

浅口市総合計画審議会
会長 佐藤 豊信

第 2 次浅口市総合計画について（答申）

平成 2 8 年 7 月 2 5 日付け浅政第 8 1 号で本審議会に諮問のあった、第 2 次浅口市総合計画について、慎重に審議を重ねた結果、下記の意見を付して別添のとおり答申します。

記

- 1 市が抱える課題と目指す将来像が広く市民に理解されるよう、計画の周知に努めるとともに、市と市民が情報・課題を共有し、市民の参画を得ながら共に同じ方向に向かって施策を推進する仕組みづくりに取り組まれない。
- 2 施策・事業の実施にあたっては、P D C A サイクルに基づく評価と見直しを着実に進めながら目的・目標の達成に向け取り組むとともに、効果と効率を十分勘案し、健全な財政を維持しながら戦略的に実行し、市が目指す将来像の実現に努められたい。

第 2 次浅口市総合計画

キラリと光る未来そうぞうワクワク都市

平成 29 年 3 月発行

発行／浅口市

編集／浅口市企画財政部政策課

〒 719-0295

岡山県浅口市鴨方町六条院中 3050 番地

TEL 0865-44-9013

seisaku@city.asakuchi.lg.jp

<http://www.city.asakuchi.lg.jp>
